

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
1	表紙				<p>表紙の標語については、3分割されており、且つ必要と思われる字句を盛り込み過ぎて、焦点が曖昧になっている。副題は、表現を補足して、分かりやすく、簡潔であるべき。 次の点について疑問を感じるので一考されたい。</p> <p>「いのちを守り(①) 海と大地と(②) 共に生きる(③) ふるさと(④) 岩手(⑤) ・ 三陸(⑥)の創造(⑦)に向けて(⑧)」</p> <p>①について、総称としてよく使われる表現だが、誰が(何が)、誰に(何に)対して、誰の(何の)、命を守るのか明確性に欠けており、③の「生きる」と重複し蛇足感を感じる。 ②、③については、状況が容易に想像できて、分かりやすく、素直に心に染みてくるとも素晴らしい表現である。 ②の「海と大地」は、⑤「岩手」と⑥「三陸」と重複している。 ④の「ふるさと」は、県民や岩手県出身者にとっての「ふるさと」という広い意味でもあるが、「ふるさと岩手・三陸」と続くと岩手県出身者から見てのことの意味合いが強く感じられ、「ふるさと」という表現をあえて標記する必要があるのか疑問。また「郷土」が相応しいのではないか。 ⑤の「岩手」は「岩手県東日本大震災津波復興計画」に「岩手」が表記されているので疑問。被災は三陸沿岸のみならず、岩手県全土であり、県と県民が一体となって取り組むものの意味合いで表現することが良いのではないか。 ⑦の「創造」は、「創見」が相応しいのではないか。 ⑧の「向けて」は、当事者間的ではなく、他人事のような表現であるので、「目指して」などに表現を代えたらどうか。</p> <p>以上の理由から、現在使用している単語を活かして簡潔にすれば、「～海と大地と共に生きる 岩手の更なる創造を目指して～」や「～海と大地と共に生きる 希望郷いわての創造を目指して～」としてはどうか。</p>		<p>表紙の副題については、本県として復興を実現するうえでの目指す姿を基にした表現としました。この目指す姿「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」は、復興委員会及び総合企画専門委員会において、語句・表現を含めて、広範な観点から審議いただき、多様な復興への思いを込めて取りまとめられたものです。 御意見の趣旨を踏まえ、この目指す姿を計画の当事者として県民が一体となって実現することを表すために、目指す姿そのものを副題として掲げました。</p>	B (一部反映)
2	はじめに				<p>「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」はまさにその通りであり、この根本がぶれないことを期待する。</p>		<p>御意見に沿った施策・事業が展開できるよう、しっかりと取り組んでいきます。</p>	C (趣旨同一)
3	はじめに				<p>「本県の基幹産業である水産業の再生」と記述されているが、被災した沿岸部であっても、水産業のみならず農業も含め第一次産業が基幹産業であるとの認識であり、「本県の基幹産業である農林水産業の再生」と記述変更する必要があるのではないか。</p>		<p>御意見のとおり、本県では農業を含め、第一次産業が基幹産業となっています。 今回の東日本大震災津波により沿岸部においては特に水産業の被害が大きかったことから、本計画では、本県の基幹産業である農林水産業のうち、沿岸の主要な一次産業である水産業の再生を強調するために当該表現としています。</p>	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
4	はじめに				<p>全てを凝縮して盛り込むと分かりにくくなるので、 ①要約する。②生きた言葉を使う。③文章の流れの良さが必要。④読み進めるにつれストーリー性を感じられる。 このことが、全体を周知させるとともに、かつ、生きた計画にするためには必要と考える。 1行目については、未曾有の大災害による被害の復興を明確化するため、平成23年3月11日に時間(午後2時46分)も表記すべき。 1～2行目の「その後断続的に発生した余震」部分は、P5の第1章の記載だけでも十分なので削除してはどうか。 8行目の「…今回で終わりにする」という決意と、…」は強い意思(想い)の姿勢を明確とするため、「…今回で終わりにするんだ」という強い決意と、…」にしてはどうか。 12～15行目については、「被災市町村」、「沿岸地域」、「被災住民・市町村」の表現があり、脈絡が薄められていることや、過去を見つめ、現在を見極め、将来を展望することが計画には不可欠のため、その総称の意として「歴史的」を加え、「このような切なる思いの実現に向けて、歴史的、科学的、技術的な知見から将来を展望しつつ、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が震災を乗り越えて、力強く復興するための長期的な支援に基づいた未来設計図として、被災住民・市町村の意見を十分踏まえながら、」としてはどうか。 17行目については、1～10行目を起承転結の「起」と考えると、11～16行目は委員会の目的が掲げられているので「承」とし完結した方が良く、行間を空けてはどうか。 22行目については、1行目「この計画は」、17行目「計画では」、22行目「この計画では」だが、17行目から「転」として実行するための目標と手段という大きなくりの中で捉える方が良くと思われるので、22行目については行間を空けないで、前の文章の続きとしてはどうか。</p>		<p>「はじめに」は、本計画の趣旨や検討の経緯とともに、序章から第6章までの概要、復興に向けた決意等をまとめたものです。御意見と基本的な考え方は同じであり、また、御意見いただいた具体的内容は他の章で記載している事項であることから、原案どおりとします。</p>	C (趣旨同一)
5	はじめに				<p>復興の主体となりにくい、社会的脆弱性を強いられている人々について、意見反映を保証する意思表示はなされませんでした。男女平等推進、女性参画の推進も示されていません。</p>		<p>第6章に、女性、高齢者、障がい者、子ども等の視点も含めた社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点に立った取組の展開について、追記します。</p>	A (全部反映)
6	はじめに				<p>復興計画の策定にあたっては、是非、次の立場に立脚していただきたい。 第1に、復興の目的も計画策定の主体も被災者自身だという立場を堅持すること。 第2に、復興事業は、何よりもまず被災者の暮らしを取り戻し、住み慣れた地域に住み続けられるようにすることを目指すべきであり、従来からあった政策や課題の実現をこの機会にはかろうといった思惑のもとに復興計画を考えないこと。例えば、この機会に、高速道路や高規格道路の建設を進めようとか、この機会に、公立病院の廃止・統合を進めようといったことはしないよう求めたい。</p>		<p>御意見と同じく、被災者の立場に立脚し、被災者のための復興計画であるという考え方で策定しています。</p>	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
70	序章	0	全般		<p>復興計画を実現していくためには、「個人の財産権」と「復興の公共的性格」との調整が必要で、既存の法律の枠内では難しい面がある。特に、津波被災不動産の財産権の取り扱いを十分留意しないと、津波被災土地に住居が再建されてしまう危険がある。</p> <p>また、かさ上げなどで安全になる不動産と、嵩上げされない不動産の間で大きな不公平が生まれ、地域社会に軋轢を生みかねない。</p> <p>この問題は、特別立法により調整する仕組みや、不動産取引の一時的な規制も必要である。そこで、『6 対象地域』の次に</p> <p>『7 復興の公共的性格』 本復興計画を速やかに実施できるようにするためには、公的資金を使った復興の公共的性格にかんがみ、「個人の財産権」と「復興の公共的性格」との調整を、特別立法等により図ることとする。</p> <p>という大項目を作るべきだと考える。『計画の見直し』は、8に番号を繰り下げる。</p> <p>「個人の財産権」と「復興の公共的性格」との調整の仕組みや、不動産取引の一時的規制。例えば、津波被災土地のあり方(① 国有化、② 公有化、③ 共有化、④ 建築規制、⑤ これらの組み合わせ)については、②の共有化をベースに、「復興不動産共有組合」を特別立法で設立して対処するべきだと思う。</p>		<p>御意見の内容は、今回の東日本大震災津波からの復興のまちづくりを進めるに当たっての前提となる制度的枠組みを含むものです。</p> <p>県としては、本計画とは別に、岩手復興特区の1つである「まちづくり特区」として、国の復興構想会議等に対して、まちづくりのための新たな制度の創設等について提案するとともに、国における特区としての対応を要請しています。</p> <p>なお、新たな制度の創設などについては、県として国に提案していることを第6章に記載しています。</p>	D(参考)
80	序章	0	全般		<p>『復興のための制度改革』の項目を設け、復興を阻害する制度的要因を分析、列挙して改革の方針や国に対する提案、要望を明記する。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人の財産権」と「復興の公共的性格」との調整の仕組みや、不動産取引の一時的な規制。</li> <li>・農地の地目変更の迅速化とルール再設計。</li> <li>・都市計画法の用途指定のあり方の再設計。</li> <li>・国立公園法や景観規制のあり方。</li> </ul> <p>高台移転等のための規制解除と、代替的自然再形成の制度化。(開発面積と同等面積を自然に戻す制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業の二重ローン対策。</li> <li>・住宅ローンのノンリコースローン化。</li> <li>・復興組合のための制度設計。</li> <li>・漁業と観光業の棲み分けの制度設計。</li> <li>・港湾関係法を復興のために再設計。</li> <li>・廃棄物処理法の復興のための例外規定の設計。等。</li> </ul>		<p>復興のための規制の特例措置等については、本計画とは別に、岩手復興特区として、「まちづくり特区」や「企業・個人再生(二重債務対策)特区」、「漁業再生特区」など、9つの特区を国の復興構想会等に対して提案するとともに、国に新たな特区を創設するよう要請しています。</p>	D(参考)
90	序章	1	策定の趣旨		<p>東日本大震災が起こる以前から、岩手県は少子高齢化や人口減少、就職難や1次産業・伝統産業の衰退、医師不足など、多くの課題を抱えていた。東日本大震災からの復興だけでなく、そのような諸問題の解決も含めて、計画を策定していくべきではないか。</p> <p>例えば1次産業を就職先としてより魅力あるものになり、あるいは人口減少を食い止めるために外部から人を呼んだり、あるいは県外、国外へと魅力をPRするなど、これまでの文脈を考慮し、より広い視野で計画の策定にあたっていくべき。</p>		<p>本計画では、いきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることができる地域社会づくりを「目指す姿」の背景としています。</p> <p>また、「まちづくりのグランドデザイン」においても、被災住民がその地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められることが重要と考えています。</p> <p>こうした考え方に基づき、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生を復興に向けた3つの原則とし、復興に向けた取組を進めていくこととしており、また、三陸創造プロジェクトにおいて、新たな岩手ファンを獲得する「新たな交流による地域づくり」プロジェクトなどを展開していきます。</p> <p>なお、御意見の内容については、復興計画はもとより「いわて県民計画」の推進を図ることにより、対策を講じていきます。</p>	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
10	0 序章	1 策定の趣旨			計画の役割の中に、男女平等・女性参画の推進を盛り込むべき。		第6章に、女性、高齢者、障がい者、子ども等の視点も含めた社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点に立った取組の展開について、追記します。	A (全部反映)
11	0 序章	2 計画の役割			(2)で、被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その「自主的な復興を支援」する計画とし、(3)で、復興にあたって・・・あらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、「県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画」としているが、具体的に県が取組む内容がどれなのか極めてあいまいであり、県の責任と役割を第3章～第6章で明確にすべきではないか。		序章の「2 計画の役割」においては、国、市町村、多様な主体にとっての復興基本計画の役割を明らかにしています。取組の推進における県が果たす具体的な役割や事業主体については、復興実施計画において示しています。	C (趣旨同一)
12	0 序章	2 計画の役割			(4)で「国に対して必要な復興事業の推進や支援を要請する」とあるが、計画案そのものに具体的にどう要請するのか記載されていない。必要に応じて適宜適切な方法でということであれば平時と同じ。 一括交付金として県が受け取れるとか、少なくとも復興庁に一括配分させ使い道は県(市町村)が決めることができるよう運動すべき。事業毎に各省に補助金を申請したり、各省が勝手に直轄で事業をするのでは今までと同じ。国の事業の可否を地元が決めるくらいの発想の転換が必要ではないか。今回の復興がどのように進むかは、今後の地方自治に大きな影響を与えるもの考える。		県としては、この復興基本計画を基に、国の復興構想会議に対して、岩手復興特区や、復興道路の早期整備、まちづくり、水産業再生、二重債務解消などの提案を行っているところです。なお、それらの詳細については、復興基本計画の参考資料の中に記載しています。 また、いただいた御意見を反映し、復興一括交付金等による地方の創意工夫を発揮させる仕組みの創設等について、第6章に追記します。	B (一部反映)
13	0 序章	2 計画の役割			「2 計画の役割」について、(4)として「一部は県と市町村が一体となって対応すべき計画であり、現状では困難な計画については「特区」なども想定し、実現をめざすものである。」の文言を追加し、(5)を(6)とすること。		第6章において、御意見と同趣旨の内容を記載しています。また、地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設などについて、同章に追記します。	B (一部反映)
14	0 序章	4 計画の期間			計画期間を8年とし、第1期3年を基盤復興期間としているが、緊急・短期の取組内容は、その規模が各市町村によって大きく異なることから、進捗の検証を行い、3年後に見直しを行うことを明記すべきではないか。		復興基本計画に基づき実施する具体的施策は、復興実施計画で示します。実施計画については、毎年度進捗よく状況を確認し、必要に応じて見直しを行うこととしています。 また、市町村ごとに状況が異なることから、復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行う旨基本計画に明記しています。	C (趣旨同一)
15	0 序章	4 計画の期間			復興期間の短縮・復興の前倒しを推進すべき。実際の事業は計画どおりに進まないのが通例なので、単に形式的な手続き等に要する時間・エネルギーについては、極力短縮・省略化すべき。		過去の大震災における復興計画については、10年を計画期間とするものが多く策定されていますが、県としては、迅速な復興を進めるため、計画期間を8年とし、迅速な復興の取組を進めることとしています。 また、復興に当たっての様々な手続の簡素化等を行うため、県として、岩手復興特区を提案し、迅速な復興の取組を推進していくこととしています。	C (趣旨同一)
16	0 序章	4 計画の期間			復興実施計画期間の10年は長過ぎる。被災者の一人としては、6年～8年以内で実施してほしい。		復興計画は、迅速な復興の推進のため、平成23年度から平成30年度までの8年間を計画期間としています。また、復興実施計画は、この8年間を第1期(3年間)、第2期(3年間)、第3期(2年間)に分け、このうち第1期を基盤復興期間と位置付けて、特に集中的な復興の取組を行うこととしています。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
17	0 序章	5 復興の主体			復興の主体となりにくい、社会的脆弱性を強いられている人々について、意見反映を保証する仕組みを作ることを盛り込むべき。(子ども、女性、高齢者、障がい者、外国籍市民、セクシュアルマイノリティなど)		第6章に、女性、高齢者、障がい者、子ども等の視点も含めた社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点に立った取組の展開について、追記します。	A(全部反映)
18	0 序章	5 復興の主体			はじめに「県民」とは書かれているが、その後に団体や機関が列記されていて、主体となる人が見えにくい。「主体」はだれであり、列挙されている団体や機関はどのような役割を果たすべきなのかを明確にすべきではないか。 基本的考え方、「被災地域の住民が主役となって進める復興のまちづくりを支援する」としているのであれば、住民の具体的な活動「主体」をあげておくべきである。 「各分野や地域等の関係団体」とまとめずに、被災後に各地域で活動を行っている住民団体を、(たとえば)消防団、女性団体、PTA、住民のボランティア団体、自治会、・・・といったように列記した方がよい。		復興の主体となるのは、序章の5に「県民をはじめ…」と記載しているとおり、まずは県民であると考えていますが、地域社会に根ざした復興をなし遂げるためには、地域のあらゆる構成主体とともに全国、世界各地からの「つながり」の力が大切であるとと考えています。全ての活動主体を列記することは困難ですが、御意見と同じ趣旨で記載しているものです。	C(趣旨同一)
19	0 序章	5 復興の主体			本計画の原則「安全の確保」「暮らしの再生」「なりわいの再生」において、子どもの意見を採用していくための制度の構築が重要。 そのために、(p4)5 復興の主体で「県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して『復興の主体』となり、その総力を結集し、地域社会に根差した復興をなし遂げる」とある部分に、同じく復興の主体である「子ども・若者」を追記されることを強く要望する。		第6章に、女性や高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人等の視点も含めた社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点に立った取組の展開について、追記します。	A(全部反映)
20	1 第1章 被災状況	1 地震及び津波の概要			「表1 地震及び津波の概要」の「津波の最大波」に久慈又は県北を記載すべき。		気象庁の津波観測地点のうち欠測となっている久慈港について、津波観測点付近の痕跡等から推定した津波の高さ(推定値)を追加することとします。	A(全部反映)
21	1 第1章 被災状況	2 被害の状況	(1) 人的被害		家や家族、仕事を失った被災者の方々の悲しみや不安等の「魂の叫び」を県民全体がしっかり受け止めて、連帯して復興をなし遂げる要素とするため、被害者が受けた多様な心の被害も盛り込んだ方がよい。		第1章は、様々な分野におけるデータに基づく被害状況について記載したものであることから、原案どおりとします。なお、御意見をいただいた被災者のこころのケア等については、第4章で具体的な取組を記載しています。	D(参考)
22	1 第1章 被災状況	2 被害の状況	(1) 人的被害		表3の「人的被害の概要」について、男女別や高齢者、障がい者、子ども、外国人など詳細な統計を盛り込むことで脆弱性が解り今後の防災対策の上で有効と思われる。 また、避難所における避難住民の状況や避難所運営に関わる支援者についても同様。 併せて、避難所以外に避難された方々の実態把握と分析も必要。		御意見については、東日本大震災津波における対応の検証を踏まえ、県地域防災計画の見直しや今後の防災対策を講じる上での参考にさせていただきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
23	1 第1章 被災状況	2 被害の状況	(1) 人的被害		被災状況については男女別もなく、ジェンダーの視点が無い。甚大な被害を受けた層があるとすれば、復興支援は手厚くなるべき。せめて被害の男女別、国籍別の統計を取り、盛り込むべきであり、避難所の男女比、避難所の管理者の男女比も盛り込むべき。		復興基本計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示したものであり、第1章は被災状況の概要を示したものとされています。また、被災状況は現在も継続して調査を続けているところではあります。	D(参考)
24	1 第1章 被災状況	2 被害の状況	(1) 人的被害		大震災と津波が、大きな人的被害をもたらしたことはわかるが、被害を受けた人たちがどのような属性の人がわからない。安全なまちづくりを願うのであれば、どのような人が、災害弱者となるのかを知る必要がある。また新たな地域コミュニティが、どのような属性の住民で構成されるのかにより地域の生活ニーズは違ってくる。この新たな地域の構成員を知るためにも、年齢層別(細かくなくても、0～6歳未満、6歳～12歳、13歳～15歳・といった区分でも良い)、男女別くらいはのせてほしい。		復興基本計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示したものであり、第1章は被災状況の概要を示したものとされています。また、被災状況は現在も継続して調査を続けているところではあります。	D(参考)
25	1 第1章 被災状況	2 被害の状況	(3) 産業被害		7行目からの「また・・・」を新たな括弧として、交通の遮断や燃料不足による支援や経済的な物流の遅れ、氷等不足による漁業再開の遅れや風評被害などの二次的被害も明確化した方がよい。また、漁船や工場等の滅失した産業が、これから得るべく収入見込額を被害評価して記しておくべき。		二次的被害や収入見込額の被害評価については、対象とする被害範囲が明確ではないことなどにより正確な算定が困難であることから、原案どおりとします。なお、風評被害等については、第4章で具体的な取組を記載しています。	D(参考)
26	1 第1章 被災状況	3 参考:岩手県沿岸地域の概要			「■ 人口等の現況」に「沿岸地域は、高齢化が進行している」と記載しているが、宮古・重茂地区は若い人たちが大勢働いており、その施策について学ぶ必要がある。岩手県は第一次産業を見直し、県民が買って食べて支える、あるいは買って使って支えるという施策が必要。		高齢化の進行については、本県における位置付けとして記載したものです。一次産業に対する施策については、第4章の具体的な取組で、産業の復興とあわせ安定的な雇用の場を創出することとしているほか、「なりわいの再生」の中で、一次産業の高付加価値化を目指すとともに、県内を含め広く三陸ブランドの販路拡大を支援するなど、その活用を促進することとしています。	C(趣旨同一)
27	1 第1章 被災状況	3 参考:岩手県沿岸地域の概要			「第1章 被災状況」中の「参考:岩手県沿岸地域の概要」においては、本県沿岸地域の震災前の概要を正確に把握しているとは到底言えない。復興計画策定にあたっては、被災地域の震災前の状況を正確に把握しなければ、復興計画が画餅に帰する。「負」の実情をしっかりと把握してこそ、地に足のついた復興計画を策定できるものであるから、【参考】ではなく、計画案本文において、「復興における問題点」などとして、上記の点を指摘・検討すべき。		県では、現行の長期計画である「いわて県民計画」において、本県の現状(強みと弱み)を把握し、その中で、産業面、暮らしの面などにおける県北・沿岸地域の課題などについても明らかにし、様々な施策を展開してきたところです。今回の復興基本計画の策定にあたっては、それらの課題を前提として、今回の災害に対応するためのさまざまな取組を示しています。	D(参考)
28	2 第2章 復興の目指す姿と3つの原則	0 全般			3つの原則がはじめにきて、目指す姿が後ろにくると読みやすいのではないかと。		「3つの原則」は、「目指す姿」に基づき、「ふるさと岩手・三陸」の復興の基本的な方向性を掲げたものであり、原案どおりとします。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
29	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	0 全般			1行目の「…人が亡くなることのない、」については、やさしい言葉が、願い や目的、状況を正確に示すとは限らないため、「…人命を失うことのない、」 にすべき。		「人が亡くなることのない」という決意を述べたものであり、原 案どおりとします。	D(参考)
30	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	0 全般			被災者から寄せられている多くの声は、復興とは程遠い現実の日々の生活 である。 「安全で安心な防災都市・地域づくり」は重要であるが、今、現時点での被 災者の願いに目を向け、復興計画の出発点とすることは今後の復興の方向 を誤らないために重要である。 阪神・淡路大震災からの復興が、高速道路や大型ビル建設が優先して進 められたことにより、結局、被災住民は元の地域に住み続けられず、住民が 置き去りにされていった教訓を繰り返してはならない。 よって、復興の目指す姿は、4月11日に岩手県が掲げた基本方針の原 則、「被災者の人間らしい暮らし」「学び」「仕事」を確保し、幸福追求権を保 障すること」を前提とすべき。		4月11日策定した「復興に向けた基本方針」は、東日本大震 災津波からの復興に向けて、緊急的に取り組む内容や、復興 計画の策定など、県として取り組む基本的な方針を明らかにし たものです。 基本計画は、「復興に向けた基本方針」で掲げている二つの 原則を踏まえ策定されており、「被災者の人間らしい暮らし」 「学び」「仕事」を確保し、幸福追求権を保障すること」を前提と しています。	C(趣旨同一)
31	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	0 全般			原則の第1に、復興計画策定の主体は被災した住民と市町村だということ を明記すべきである(計画策定主体)。 計画策定主体が誰かを明記していないため、「まちづくりのグランドデザイ ン」も、あたかも県が方針を決定するかのように受けとめられるおそれがあ る。意思決定の主体は、あくまで住民と当該市町村であり、県は市町村が意 思決定できる条件を整備するための支援を行う、という立場を明確にするべ きである。		本計画は、序章2に掲げる役割を持つものとして県が策定す るものです。 本計画は、被災者の立場に立脚し、被災者のための復興計 画であり、基本的に御意見と同じ考え方で策定しています。被 災市町村とは、第6章に記載しているように、連携を図りながら 復興に向けた各般の取組を推進していきます。	D(参考)
32	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	0 全般			県が何をするのかを明記すべきである(県の責務)。 上に述べたとおり、計画策定主体を明確にしていないため、県自身が何を するのも不明確となっている。 市町村、県、国の役割分担と、そのなかで県が何をするのかを住民及び市 町村に示すことが本計画の主たる目的でなければならない。 この点が明確になっていないため、(1)「安全」の確保、(2)「暮らし」の確保、 (3)「なりわい」の再生、という3つの目的についても、一般論を述べるにとど まっている。県の計画は、3つの目的のために県が何をするかという県の責 務を明示することでなければならない。		復興基本計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづく りのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示したものであ りますが、県が実施する具体の施策・事業については、復興実 施計画で示しています。	D(参考)
33	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	0 全般			職や住居等について将来確保できる道筋が示されなければ、被災者はそ の地域を離れるしかないことに対する危機意識に乏しい。 人がその地域に住み続けるためには、最低限、職と住が確保されなければ ならない。そして、一定の時期までに、職と住を確保する道筋が確認できな ければ、住民はその地域を離れる選択をせざるを得ないことになる。そして、そ の時期は、仮設に入居後、義捐金等での生活が困難になる時期がタイムリ ミットとなる。したがって、早期に、職と住、特に職を確保できる見通しを持 てる状況にする必要がある。 しかし、基本計画では、そのような意識は全く見られないだけでなく、雇用の 維持、創出、就業支援を見ると、平成25年度までに、離職者を受け容れる企 業の確保支援や内陸地域の企業への雇用拡大の要請を行うとし、平成28 年度までに、産業の復興とあわせた雇用創出への支援や職業訓練等による 新たな産業分野に対応する人材の育成を行うとしている。これでは、ほとん どの人が、職を求めて被災地を離れて行かざるを得ないことになる。		第4章の「I 生活・雇用」の基本的考え方において「被災者が 一日も早く安定した生活に戻れるよう…」と記載しており、ま た、第4章の共通的な策定方針として「緊急的な取組」を示す など、迅速な復興が実現するよう、県としても「暮らし」の再建と 「なりわい」の再生など各般の取組を進めているものです。 なお、地域の産業が復活し、職が確保できるようになるため の具体的な取組については、復興実施計画で示しています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
34	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	1 復興の目指す姿			1項目目の○の4行目の「…グランドデザインを基にした…」は文脈から「…グランドデザインに基づいた…」にすべき。		御意見と同趣旨(意味が同じ)なので、原案どおりとします。	C(趣旨同一)
35	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	1 復興の目指す姿			2項目目の○は文脈を整理するため、「犠牲者の故郷への思いを十分踏まえ、かつ地域に受け継がれてきた歴史や文化を未来に継承し、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることができる「地域社会」の復興を目指す。」の表現にすべき。		御意見と同趣旨(意味が同じ)なので、原案どおりとします。	C(趣旨同一)
36	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	1 復興の目指す姿			3項目目の○の1行目「…、誰もが再び人間らしい…」は、他の文章との整合から、「…、一人ひとりが人間らしい…」とすべき。		御意見と同趣旨(意味が同じ)なので、原案どおりとします。	C(趣旨同一)
37	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	1 復興の目指す姿			復興には、計画立案やその進行の過程に、県民の参加、参画が必須。パブリックコメントで意見を聞くだけでなく、公聴会を開くとか、話し合いの場(復興会議)を意識的につくり参加を広げるなどが必要。「多様な参画による、開かれた復興」とは記されているが、計画案全体の中に、県民参画の具体化が見えない。		基本計画については、パブリックコメントの実施と併せて、7月中旬に県内14か所で地域説明会を開催し、800名近い地域住民の参加をいただき、様々な意見をいただいたところです。また、県内の大学生や女性を対象とした意見交換会を開催するとともに、随時、「出前説明会」を開催し、経済団体、NPOなどとの意見交換を行い、計画づくりに反映させています。	C(趣旨同一)
38	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	1 復興の目指す姿			「以前と同じコミュニティの再生」ではなく、今まで以上に多様な人々の参画が保障でき、人権が守られる地域へと発展する視点を盛り込み第4の原則とすべき。		第2章には「人間らしい日々の暮らしを取り戻す」と記載しており、御意見と同じ考え方によるものです。3つの原則も、こうした考え方にに基づき、取組の方向性を示しています。	C(趣旨同一)
39	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	2 復興に向けた3つの 原則			「安全の確保」を最優先にすることによって、最大の課題と位置付けるべき被災者の生活基盤の回復の課題が後回しになっていることです。1人1人の被災者が、破壊された生活の基盤を回復し、自分の力で再出発できるように支援すること。「人間の復興」こそ復興の最大の目的です。それは、憲法が保障する幸福追求権(13条)、生存権(25条)などに照らしても当然の責務です。		復興基本計画では、「目指す姿」の考え方の一つとして、「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現することを掲げています。こうした考え方にに基づき、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生の3つの原則を掲げていますが、これらに優先順位はなく、今回の大災害を踏まえた安全・安心のまちづくりを進めるとともに、それと連動した形で、「暮らし」と「なりわい」を再建・再生していくこととしています。これらの取組のうち、早急に取り組む必要があるものについて、概ね1年以内に取り組む「緊急的な取組」と位置付けて、スピーディーな復旧・復興が図られるよう努めています。	C(趣旨同一)
40	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	2 復興に向けた3つの 原則			「安全の確保」を優先することによって、基本計画案の構成が「安全の確保」から展開され、「暮らしの再建」「なりわいの再生」となっているが、「暮らしの再建」「なりわいの再生」「安全の確保」の展開にすべき。		復興基本計画では「安全」の確保、「暮らし」の再興、「なりわい」の再生の3つの原則を掲げていますが、これらに優先順位はなく、今回の大災害を踏まえた安全・安心のまちづくりを進めるとともに、それと連動した形で、「暮らし」と「なりわい」を再建・再生していくこととしています。	C(趣旨同一)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
41	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	2 復興に向けた3つの 原則			被災者の生活再建と雇用の確保を最優先にしないと、「安全の確保」の前に復興の主体となるべき被災者が元の地域で暮らせなくなりかねない。被災者の生活再建、生活基盤の回復を大前提に、「安全の確保」「安全なまちづくり」に取り組むべき。		復興基本計画では「安全」の確保、「暮らし」の再興、「なりわい」の再生の3つの原則を掲げていますが、これらに優先順位はなく、今回の大災害を踏まえた安全・安心のまちづくりを進めるとともに、それと連動した形で、「暮らし」と「なりわい」を再建・再生していくこととしています。	D(参考)
42	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	2 復興に向けた3つの 原則			復興基本計画の構成はよく練られていると思う。「復興に向けた3つの原則」も趣旨はよく分かるが、「『なりわい』の再生」の「なりわい」という言葉の使い方に異議がある。 「なりわい」の意味を広辞苑その他の3つの辞書で調べてみると、「生計のための職業」というのが大方の意味であり、一般にそのように理解され、使われていると思う。 12ページに、「なりわい」とは、本計画では・・・とわざわざ解説をしていることは、そもそも「なりわい」という言葉をここで使うことに無理があることを認めているからではないか。どこでも、この解説(断り書き)がついて回るわけではないので、ここは素直に「地域産業の再生」、あるいは「産業経済の再生」など、だれでも納得できる表現のほうがいいのではないか。		「なりわい」は「被災者一人ひとりに寄り添う復興計画である」という思いを込めたものであり、復興委員会での意見を踏まえて設定したものです。 また、委員会の意向を正しく伝えるために用語説明を付しています。	D(参考)
43	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	2 復興に向けた3つの 原則			「なりわい」という用語は適切ではない。 「なりわい」とは「生業」のことだが、「生業」とは、「生計のための職業」(大辞泉)、「生計をたてるための職業」(大辞林)を意味する。つまり、主として自営業を意味する言葉であって、労働者を雇用する会社組織に基づく企業は含まれないと解される。 ところで、災害救助法第23条1項において、「救助の種類は、次のとおりとする。」と述べ、第7号として、「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」と定めている。したがって、同法同条第7号でいう「給与又は貸与」の対象は「生業」に限られている。 実は、災害救助法におけるこの「生業」への「限定」が、被災地域の経済と雇用の復興にとって重大な争点になっている。 例えば、被災地の漁業を復興するためには、単に漁民を救助すれば良いのではなく、水産加工業や流通業、倉庫業、船舶関連産業など一連の産業を産業連関として復興しなければならない。その際に問題になるのが、私企業に対しても「必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を認める新たな法・制度をつくれるかどうかである。 本計画において「なりわい」という用語を用いることは、自ら被災地の地域経済復興の道を閉ざすこととなりかねない。無用な「ことば遊び」は間違いの元でしかない。「産業」という用語を避けたいのであれば、「仕事」とでもしておけば、より広い概念を含むことができよう。		「なりわい」は「被災者一人ひとりに寄り添う復興計画である」という思いを込めたものであり、復興委員会での意見を踏まえて設定したものです。 地域における産業のいわば基点としての「なりわい」を再生することを基本とし、さらに地域の特色を生かした産業振興を図ることとしています。	D(参考)
44	2 第2章 復興の目 指す姿と3つの原則	2 復興に向けた3つの 原則			・復興は、被災前よりも安全で豊かな地域創出を目指すものであるべき。 ・安全の確保の観点に、震災など厳しい状況の中で多発するとされている女性に対する暴力や児童虐待等、震災や津波以外の人的被害についても「強い」地域の創出計画とすべき。 ・「なりわい」の再生にあたっては、被災前の状況を精査し、貧困や格差を拡大させない、働く側の立場に立った計画とすべき。特に女性就労を促進する方策を立案すべき。 ・現在の就労支援サービスが、効果的でない事例も多いことから、被災地においては「思い切った」計画が求められている。 ・第一次産業の再生支援として、他県からの希望者を受け入れる制度を導入すべき。その間の助成を実施すべき。 ・2005年に日本政府も提案国となっている「兵庫行動枠組」、また、枠組みに沿って政府が決定している「防災イニシアティブ」に沿って、すべての領域でのジェンダーの視点の導入を図ること。		「3つの原則」は、復興の道筋を明確にするためのものであり、具体的な施策は第4章で記載しています。御意見を踏まえ、迅速な復興が実現できるよう取り組んでいきます。 なお、第6章に、女性、高齢者、障がい者、子ども等の視点も含めた社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の観点に立った取組の展開について追記します。	B(一部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
45	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	0 全般			「津波対策の基本的な考え方」は、多重防災型まちづくりの方向性は妥当と思われるが、海岸保全施設の整備は、地域により急がねばならない箇所があり、早期にガイドラインを具体化する必要ではないか。 今回の津波の被害状況の把握は客観的に確認されていない憾があり、その地の地勢の考察と実態調査を早期に実施し、対策の目途をつけるようにすべき。		9月6日までに「岩手県津波防災技術専門委員会」を6回開催し、現況海岸保全施設の効果検証や被災メカニズムの解析を行うとともに、海岸保全施設の整備目標「3タイプ5段階」の考え方が示されました。 各地区の整備目標については、順次委員会で検討し、決定することとしています。	D(参考)
46	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	0 全般			災害地沿岸に20m級の堅固な大型防波堤を建設する事を提案する。 過去の津波被害の歴史では、新たに20m級の堅固な大型防波堤を建設すれば、全ての津波災害を防ぐ事が出来る。 過去数千年の歴史でも、15m級以下のものしか来ておらず、大事を取って20m級の防波堤を造れば、今後の事を考えても、絶対大丈夫と云える。 万一、20mを若干超える波が来たとしても、堅牢な20m級防波堤さえあれば、それを超える波は少量と考えられるから、被害は軽微に済む。		海岸保全施設の整備は、過去に発生した最大の津波高さを目標とするのが望ましいと考えています。しかし、地形条件や社会・環境に与える影響、費用等の観点から、海岸保全施設のみによる対策は必ずしも現実的でない場合があります。 この場合、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年の頻度で起こり得る津波高さを海岸保全施設の整備目標とすることとしています。 なお、9月6日までに「岩手県津波防災技術専門委員会」を6回開催し、現況海岸保全施設の効果検証や被災メカニズムの解析を行うとともに、海岸保全施設の整備目標「3タイプ5段階」の考え方が示されました。 各地区の整備目標については、順次委員会で検討し、決定することとしています。	D(参考)
47	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	0 全般			住宅の復興策に関して、高台案は困難と考える。 高齢者の多くは、賃貸住宅を希望すると思うので、公営・私営の高層マンションを建設し、公的建物、私営の事務所など可能な限り高層にするとともに、建物の海側を堤防とし、海岸線の全部または円形として城郭を造り、その中に木造住宅を造ればよい。 内側に建築物があるので、堤防部分の建築費は大幅に削減できるのではないか。		津波防災では、住居地の高台移転が望ましいものと考えていますが、地形や被災人口、産業構造等の社会的条件により、高台移転が困難な地域もありますので、海岸保全施設の配置及び公営住宅や避難ビルの配置等のまちづくりについて、地域の住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづくりに向けた土地利用を図っていきたいと考えています。	D(参考)
48	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	0 全般			防潮堤と4車線の道路を海岸部に配置し、高台に公共施設や住居を配置するまちづくりとすべき。		基本計画では、海岸保全施設の整備及び住宅や公共施設の高台移転、道路等の嵩上げ、避難手段の確保等による多重防災型まちづくりを提案しています。	C(趣旨同一)
49	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	0 全般			山を切り崩し、低い所に盛土することにより地盤を高くし、安心して住める場所を作って欲しい。		基本計画では、海岸保全施設の整備及び住宅や公共施設の高台移転、道路等の嵩上げ、避難手段の確保等による多重防災型まちづくりを提案しています。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
50	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			住宅用地の確保については、全て高台に移転するように県が沿岸の山を 買い取り、開発すべき。		今回の東日本大震災津波は、被害の甚大性、被災地域の広 範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家 的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組む ことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業 の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡 大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置 の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる 自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げる ための十分な財源の確保について、国に対して強く要請してい るところであり、復興財源の確保について、第6章に追記しま す。	D(参考)
51	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			「まちづくり」という言葉がイメージとして使われている感じがする。 「まちづくり」はたぶん「地域づくり」であり、地域づくりの中のまちづくりが内包 される。		本章の「まちづくり」という表記については、被災した市街地 や集落の復興に向けた地域づくりという意味で使用しているも のです。	C(趣旨同一)
52	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			津波被害の港湾復興に関しては、がれき撤去した後は堤防は作らないで、 自然のままにし、港の船着場のみ整備し、その分の予算は住宅を高台に移 す分に廻すべき。		現在整備されている岸壁等係留施設は、防波堤等で波浪等 の影響を受けないよう防護されることにより利用することが可 能となっています。 このため、岸壁等係留施設の復旧・整備に合わせて、防波堤 等防護施設を復旧・整備することが必要と考えています。	E(対応困難)
53	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			住宅の移転については、今回被害の及んだ地域には、住宅を建てないこと を県が強力的に決定すること。 漁師や漁業関係者等は今までどおりのところで生活することを望んでいる のは理解できるが、今後、必ず同じことが発生する。 したがって、県や市町村が住民を納得させ、高台に移転させる方法を考え ること。 防潮堤は不要であり、その工事費を住宅用地の確保と住宅建築に当てるこ と。		津波防災では、住居地の高台移転が望ましいものと考えて いますが、地形や被災人口、産業構造等の社会的条件によ り、高台移転が困難な地域もありますので、地域の住民との合 意形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづ りに向けた土地利用を図っていきたくと考えています。 なお、防潮堤等の防災施設については、国土保全の考え方 から、これからも一定の水準で整備、維持していくことが必要と 考えています。	D(参考)
54	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			いつ津波がきても対応出来るように既存の防潮堤を残しつつ新規防潮堤の 建築をしなければならない状況だ。 今回の津波画像を見ると、どこまでの高さが必要か未確定だと思うが、ある 程度の高さを決め建築しなければ前に進まない。 また、津波が運んでくる漂流物の対応も考え漂流物防御格子もふくめ設計 した方が良いのではないか。 防潮林については、針葉樹がある程度根付くまでの時間を考えると いつく るか分からない災害を考えると難しいのではないか。それならば、建築基礎用 コンクリートパイルを臨時に2~3段位互い違いに打ち込んで配置した方が 時間的に有効である。		海岸保全施設の整備は、過去に発生した最大の津波高さを 目標とするのが望ましいと考えていますが、地形条件や社会・ 環境に与える影響、費用、整備期間等の観点から、海岸保全 施設のみによる対策は必ずしも現実的でない場合があります。 この場合、海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した 津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年の頻度で起こり得 る津波に対応できる高さとするとしています。 また、漂流物対策については、国の動向等を踏まえて検討し ていきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
55	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			「安全の確保」「安全なまちづくり」に当たっては、巨大津波だけでなく、大雨 洪水や内水被害、土砂崩れや土石流被害など、総合的に検討されるべき。 日常的な災害に対応した「安全の確保」を検討すべき。		大雨等による洪水・内水被害や土砂災害などの日常的な災 害についても、まちづくりと併せて総合的な検討を行い、適切 な防災施設等の整備を進めていきます。	D(参考)
56	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			スーパーワイヤーを活用した新たなまちづくりを。		まちづくりに係る工法の選定に当たっては、現地の状況等を 総合的に勘案し、最適な工法を採用していきます。	D(参考)
57	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			過去の津波でも高台移転はされたが、ごく少数の例外を除きことごとく失敗 しており、その失敗の原因の解明と対策を真剣に考えることが必要。 計画案は高台移転を基本としているが、高台移転後の生活についての配 慮が不足している感がある。特に問題なのは、沿岸市町村では高齢者が多 く、今後高齢化率はさらに上昇と考えられる。このような高齢者が高台で生活 することは大変な不便を強いることになるのではないかと。 従って、高台移転には高齢者が自家用車なしでも快適に暮らせる移動環境 について配慮する必要があり、具体的には公共交通の充実と、電動車いす のようなパーソナルトランスポーターの整備である。 基本計画案には高齢者の移動問題についての検討が必要である。		高台に住居が移転した場合、それに合わせて、バス等の公 共交通も整備する必要があることから、市町村やバス事業者 等と調整を図っていきます。	D(参考)
58	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			防波堤を軽々超えた大津波、物理的に防御できない津波が存在する以 上、再び浸水地域の縁辺部高台への移転は、到底容認できるものではない。 過去と今回の教訓をしっかりと生かし、何が危険かという根源的な問題を 徹底的に洗い出して整理、無駄なことはそぎ落とし、今度こそ大鉈を揮ってピ リオドを打って欲しい。 県の復興計画案どおり「職住分離」そして居住地は市街地よりも高台の山 林を削って集団移転の基本構想に賛成する。 安心して住める土地を求め、子孫に安心して住める土地を残すことを心底 願っている。創造的な見直しによる土地利用と復興基本計画ビジョン、後 世に残る真に誇れるようなグッドデザインの実現に力を尽くして欲しい。		津波防災では、住居地の高台移転が、望ましいものと考えて いますが、地形や被災人口、産業構造等の社会的条件によ り、高台移転が困難な地域もありますので、地域住民との合意 形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづく りに向けた土地利用を図っていきたくと考えています。	D(参考)
59	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	0 全般			まちづくりのランドデザインについて、現実に仮設住宅に長期間住むこと になることから、環境の整備が早急に必要である。仮設住宅への苦情や仮 設住宅の多くが寒冷地仕様となっていないことは、冬期間までに解決しなけ ればならない。 また、コミュニティを崩壊させないために、どの仮設集落にも、規模に関わら ず交流できる集会所をつくるべきである。また、負担を市町村に負わせるべき でなく、県と国が予算措置をとるべきである。 仮設住宅での環境整備もしながら、住民が離散しないためには、公営住宅 の早期建設など住環境の確保が何よりも重要である。		応急仮設住宅については、現在、それぞれの住戸が寒冷地 仕様となるよう断熱化工事を進めています。 また、50戸以上の団地に集会所を、その規模に満たない団 地においては談話室を整備してきましたが、敷地の状況に応 じ、集会所スペースの確保が難しい団地もあることから、今後、 空き住戸の活用も含め、地域のコミュニティを維持していくた めの集会所等の確保に努めていきます。 さらに、被災者を対象とした公営住宅の建設については、今 後、市町村が定める復興計画等を踏まえて、地域のコミュニ ティの再生に資するよう配慮していきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反映状況
60	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	0 全般			それぞれの湾の自然的特性に合ったタイプの津波防災方法を選択し、先行して進められると予想される防潮堤、河川堤防、防潮林といった骨格的防災施設を配備する際には、それらとともに汽水域をいかに配置するかを考慮することが肝要。 岩手県沿岸に健全な汽水域環境が分散して数カ所維持されれば、それらに生息する生物の間に個体および遺伝子の交流が確保され、水産資源となる生物個体群の安定性が増し、水産資源の持続的な利用が可能となる。 国の国土交通省や農林水産省等による施策を含めた様々な取組を、県および市町村、あるいは漁協や湾レベルで融合させ、トータルに考えて実施できる体制を作ることが不可欠。		本県ではこれまでも漁場環境の保全や適正な資源管理に配慮しながら水産業の振興に努めてきたところであり、御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)
61	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	0 全般			高齢者や障がい者のみならず、単身女性・ひとり親家庭・外国籍市民など避難時に困難を抱えることが想定できる市民の安全が確保できる計画とすべき。		御意見の趣旨を踏まえ、第4章の「暮らし」の再建にひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援を追記します。 また、第6章に、女性、高齢者、障がい者、子ども等の視点も含めた社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点に立った取組の展開について、追記します。	B(一部反映)
62	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	0 全般			「まちづくりのグランドデザイン」は、市町村と住民がつくるという原則を明確にすべき。 文中に、「・・・を図る」「・・・を確保する」「・・・を検討する」「・・・を構築する」という文言が随所に見られる。この文書が岩手県の「基本計画案」であることから推測すると、これらの主語は「岩手県」と受け取られうる。 しかし、まちづくりの主体は当該地域住民でなければならない。したがって、第3章では、改めて「グランドデザインの決定主体は住民及び市町村である」ことを明確にしたうえで、岩手県は、市町村による計画作成と意思決定のためにどのような支援を行うかを示すべきである。 「津波対策の方向性」についても、県の「基本計画」の役割は、国及び県の公共施設である防波堤や防潮堤等の海岸保全施設を、いつまでどのレベルまで整備するかという基本方針を住民に示すことである。そのうえでどのような津波防災のまちづくりとするかは、住民が決めることである。		御意見のとおり、まちづくりの主体は市町村と地域住民であると考えており、「3 まちづくりのグランドデザイン」において、「被災住民がその地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められるものとする」及び「(4)まちづくりのグランドデザインのモデル」で「市町村が被災地域ごとに作成する復興プラン等の参考としてもらう」としています。 県としては、序章 2 計画の役割に記すように、今後とも、市町村の復興計画やまちづくり計画策定の技術的支援を行うとともに、国に対し復興支援の制度拡充等について要望提言を行う等、必要な支援を行ってまいります。 なお、復興に向けた多重防災型まちづくりを進めるには、各地区ごとの海岸保全施設の整備目標や整備期間等が密接に関係することから、各市町村と調整しながら海岸保全施設の整備目標等を決定することとしています。	D(参考)
63	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	0 全般			今回の地震発生は日中でしたが、就寝中に地震が発生した場合、日中の発生に比べると避難する方は少なくなるような気がする。 避難道を確保するというハード対策もあると思うが、24時間、安全で安心できるためには高所移転が抜本的な対策になると思う。		津波防災では、住居地の高台移転が、望ましいものと考えていますが、地形や被災人口、産業構造等の社会的条件により、高台移転が困難な地域もありますので、地域住民の合意形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづくりに向けた土地利用を図っていきたくと考えています。	D(参考)
64	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	0 全般			被害の風化防止という意味も含めて、津波浸水高の現地表示も良い方法だと思う。		基本計画では、第3章「2 津波対策の方向性」の(3)ソフト対策として「ア 避難計画の策定と情報通信網の整備」及び「イ 「防災文化」の醸成と継承」を掲げています。「イ 「防災文化」の醸成と継承」では、防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、災害遺構の保存やメモリアル公園など象徴的施設の整備、津波浸水高の現地表示などを行うこととしています。	C(趣旨同一)
65	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	0 全般			東日本大震災の被害は、大地震・予想を大きく上回る大津波とひとことで形容される。しかし、被害状況は数多い集落ごと実情は千差万別であり街づくりの方法も多岐にわたるものと考えられる。 そのような状況下の中、2 津波対策の方向性の(2)まちづくりで示された整備、土地利用計画を基本とし安全性を確保したうえで、復興住宅や公共施設の再建にあたって地域の木材を最大限活用し、地域の特性を生かした建物を再建することにより、被災者が復興に参加しやすい街づくりを目指してはどうか。		地域で生産された木材の利用促進については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設の促進などを目指した「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトとして位置付けながら、被災地域における住宅の建設など、県産木材の利用促進と地域経済の活性化に取り組んでいくこととしています。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反映状況
66	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	1 津波対策の基本的考え方			「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」と力強く目指す姿を明記している一方、骨格的防災施設である海岸保全施設の整備について、「概ね百数十年程度で起こり得る津波高さを海岸保全施設の整備目標とする」とある。 ソフト対策を含めた「多重防災型まちづくり」について理解できるが、地域によっては明治・昭和三陸津波を遥かに超える津波による甚大な被害が生じており、既往の津波高を整備目標とし、減災対策と合わせたまちづくりが必要ではないか。		海岸保全施設の整備は、過去に発生した最大の津波高さを目標とするのが望ましいと考えていますが、地形条件や社会・環境に与える影響、費用、整備期間等の観点から、海岸保全施設のみによる対策は必ずしも現実的でない場合があります。この場合、海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとしてとしています。	D(参考)
67	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	1 津波対策の基本的考え方			津波に強い建物として、建物全体を山側から海側に向かう細長い形状の船の形を模した建物とすることを提案したい。 このような構造であれば、漁港関連施設や水産加工場を漁港近くに設けても、津波被害も最小限に抑えることができるうえ、緊急時の避難場所も確保できる。 また、低層階をこのような構造にした高層住宅を建てて居住区とすれば、現在の土地を活用できるうえ、生活圏も従来と変わらないので、街の再建がより進みやすいのではないか。		まちづくりに当たっては、海岸保全施設の配置計画と、市街地や集落の立地状況や歴史、産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、津波防災を考慮した土地利用計画となるよう支援していきます。	D(参考)
68	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	1 津波対策の基本的考え方			今回の巨大地震津波のような災害に対しては、避難を基本に対応すべき。そのためには、避難路の整備と避難場所の確保、避難しにくい高齢者等の災害弱者の具体的な対策を講じるべき。		基本計画に掲げる「短期的な取組」の「迅速な避難を可能にする体制の構築」の取組として、東日本大震災津波における災害対策について検証を行いながら、御意見にある対策を講じます。	C(趣旨同一)
69	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	0 全般		今回の津波は、極めて甚大な被害をもたらしたが、昼間の時間帯であったのが不幸中の幸いであり、この津波が、深夜発生したと仮定すると、これほどの方が避難できたか疑問。 深夜に発生する巨大津波への対応が極めて重要である考える。 深夜における情報伝達手段(強制的な周知)、ライブカメラによる海面の監視、陸こうを廃止し乗り越しへ等の検討が必要ではないか。		高齢者や障がい者など誰もが余裕を持って避難することができるよう、避難距離や避難時間を考慮した避難場所・避難路の配置、避難の手法、津波防災訓練等を定めた避難計画を策定するとともに、災害時にも迅速で確実な情報伝達・提供を可能とする重層的な情報通信ネットワークを構築することとしています。 また、陸こうについては、地形や土地利用の観点から乗り越し等の検討をしていきます。	D(参考)
70	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	0 全般		復興計画は減災という考えに基づいて策定されようとしているが、その計画に地球温暖化に伴う海面上昇も考慮に入れて欲しい。 今回の大震災では地盤沈下している地域があるが、海面上昇が続けば浸水・冠水する地域はさらに拡大する。 震災に続いてさらに大規模な災害(海面上昇)が起こることは現在の状況ではほぼ確実であることから、減災の観点からも、また費用の無駄をなくす点からも重要である。		海岸保全施設については、国の設計基準等に基づき、設計を進めていきます。	D(参考)
71	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	0 全般		住宅地は浸水区域外を強く希望する。 避難道路を充実すべき。国道45号線を現在より3~5m程の盛土により高くし、更に三陸縦貫道を全面開通し、津波からの浸水をできるだけ遅らせる。防潮堤は3m程度にし、海や自然の景色を大切にしたい。 また、浸水区域にスポーツ施設、漁業施設を充実し、避難ビルを設けて欲しい。		海岸保全施設の整備及び住宅や公共施設の高台移転、道路等の嵩上げ、避難手段の確保等により、多重防災型まちづくりを提案しています。 また、三陸縦貫道については、復興道路と位置づけ、国に早期完成を強く要望しています。	D(参考)
72	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	0 全般		津波前の家や土地の代替地を高台にし、安くて安心な丈夫な家が欲しい。		津波被害を受けた家や土地の代替(被災地の買取等)については、国の支援制度等の動向を踏まえ具体的な手法を検討していきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
73	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	2 津波対策の方向性	(1) 海岸保全施設		この案だと、海岸線を海岸保全施設ですべて守るよう感じられ、旧来型の考えが抜けきっていない。 もっと面で守ることを宣言するべき。海岸保全施設はサブにし、道路、鉄道、防潮林を主にしてはどうか。		基本計画では「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進めることとしています。 「まちづくり」の中で、幹線道路や鉄道等についてはルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加等を行うことを検討することとしています。	C(趣旨同一)
74	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	2 津波対策の方向性	(1) 海岸保全施設		「海岸保全施設の整備は過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度で起こりうる津波高さを海岸保全施設の整備目標とする」とあるが、 ① 地域ごととは、海岸保全を必要とする区域であり、既存保全施設がなかった区域も含まれることを明記すべきではないか。 ② 津波等を地域ごとに検証とは、市町村の各漁港又は海岸単位で整備目標とする津波高さが異なることを意味するのかについて、注記を加えるべきでないか。 ③ 概ね百数十年程度で起こりうる津波とは、明治29年三陸津波、昭和8年三陸津波、昭和35年チリ地震津波、平成16年の岩手県想定宮城連動型、平成23年東日本大震災津波の中から津波高さを想定することを意味するのかについて、注記を加えるべきでないか。		①被害状況に応じて海岸保全施設を必要とする区域について検証を行い、整備目標を検討していきます。 ②津波の被害は、地理的条件や震源等により地域ごとに異なることから、対象となる全ての地域について検証することとしています。 ③慶長三陸津波、明治三陸津波、昭和三陸津波、チリ地震津波、東日本大震災津波及び想定宮城県沖連動地震を対象としています。  基本計画には具体的に明記していませんが、このような考え方に基づき、岩手県津波防災技術専門委員会において地域ごとに海岸保全施設の整備目標を検討しています。	D(参考)
75	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	2 津波対策の方向性	(1) 海岸保全施設		防潮堤等海岸保全施設の整備にあたっては、研究者等の意見を取り入れながら、より安全性の高いものにして欲しい。		県では、津波、都市計画及び地震の専門家の方々8名で構成する「岩手県津波防災技術専門委員会」を設置しており、津波対策の方向性、海岸保全施設の整備目標等について検討、提言をいただくこととしています。	C(趣旨同一)
76	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	2 津波対策の方向性	(1) 海岸保全施設		この計画の随所に「再び人命が失われることのない」と明記されているので、費用や環境・景観などの現実的な理由による整合性が曖昧ではないか。		県では、過去の地震津波等による被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や地域防災の取組みなど進めてきましたが、今回の津波は過去の津波を凌ぐ大規模なものとなり、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という強い決意のもと多重防災型まちづくりを進めていくこととしています。	D(参考)
77	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	2 津波対策の方向性	(2) まちづくり		「安全な住環境の整備」に、住民との合意形成に当たり、地域コミュニティの維持・再生及び再構築をどのように行うかについて明確にすべきではないか。		「復興の目指す姿」の考え方の一つとして、「地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生」を図ることを掲げており、まちづくり全般にその考え方が反映されています。 また、地域コミュニティの維持・再生については、従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整えていくとともに、被災地域の住民が主役となって進める復興のまちづくりを支援していきたいと考えています。	D(参考)
78	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	2 津波対策の方向性	(2) まちづくり		「安全なまちづくり」という標題とすべき。		(2)の「まちづくり」の表記については、「安全なまちづくり」という意味で使用しているものです。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
79	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	(2) まちづくり		「ウ 公共施設等と連動した防災」については、内容が重複している部分もあるので、「イ」に合筆して良いのではないかと。単独で明記するのであれば、「ア」と「イ」との流れから、防災と連動できる公共施設等の役割として、それに類する中身のみを記載すべき。		今回の被災状況を踏まえ、まちづくりの骨格となる幹線道路や鉄道等公共施設全般における防災機能の向上が必要なことから、公共施設の役割を明記したものです。	E (対応困難)
80	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	(3) ソフト対策		ハザードマップは、宮城県沖地震を考慮すると、1年以内の緊急対応で作成し、施設の復旧、整備を考慮した短期及び中期に区分して作成すべきではないか。		県では、平成16年度に宮城県沖地震を想定した浸水予測図を作成していますが、今後は、各地域ごとに海岸保全施設整備後の津波発生時のシミュレーションを実施し、津波浸水予測図を作成することとしています。	D (参考)
81	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	(3) ソフト対策		避難計画の策定で留めてはいけない。宮古市のハザードマップを見ると、明治三陸津波の浸水域と今回の東日本大震災の浸水域は一致しており、この規模の津波が来る可能性は十分予想できていたはず。 避難計画は、住民に理解してもらい、しっかりと浸透させてこそ意味がある。学校での防災教育やワークショップの開催などの機会を作っていくべきだ。 そして子世代、孫世代へと津波の恐ろしさを伝え、継承していってもらわなければならないか。 その1つとして、「津波防災館」などの社会教育施設の整備をして欲しい。 宮古市の県立水産博物館の改修など、既存施設の活用も1つの手段だと思う。		再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくための防災意識の向上や、避難行動を促す取組みを「防災文化」として醸成し継承していくことが重要であると考えています。 このため、災害遺構の保存やメモリアル公園など象徴的な施設の整備、津波浸水高の現地表示などを行うとともに、自主防災組織の強化や地域に根ざした津波防災教育の充実を図ることとしています。 また、三陸創造プロジェクトの中で「津波災害の次世代への継承」を一例として掲げており、今後、具体化を進めることとしています。	C (趣旨同一)
82	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	(3) ソフト対策		防災教育等多重型まちづくりの考え方が示されているが、ここに情報伝達の重要性を取り入れ、停電時のラジオの役割を強調して欲しい。		今回の東日本大震災津波の災害を踏まえて、災害時における有効な情報収集手段であるラジオを含めた情報通信ネットワークの整備を促進していきたいと考えています。 なお、御意見の趣旨を踏まえ、第4章「復興に向けた具体的な取組」の取組項目一覧に「災害時に有効な情報手段となるラジオの難聴地域の解消等の整備促進」を追記します。	B (一部反映)
83	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	(3) ソフト対策		「(3)ソフト対策」の中に「災害時にも迅速で確実な情報伝達・提供を可能とする重層的な情報通信ネットワークを構築する」とあるが、広域かつ長期的な大規模停電を想定して、地域限定ではなく、自家発電機能を持つ県域ラジオ放送の重要性を特に明記して欲しい。		今回の東日本大震災津波の災害を踏まえて、災害時における有効な情報収集手段であるラジオを含めた情報通信ネットワークの整備を促進していきたいと考えています。 なお、御意見の趣旨を踏まえ、第4章「復興に向けた具体的な取組」の取組項目一覧に「災害時に有効な情報手段となるラジオの難聴地域の解消等の整備促進」を追記します。	B (一部反映)
84	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	2 津波対策の方向性	(3) ソフト対策		アとイを複合して「システムの充実」や「ソフト面の充実」、「安心なまちづくり対策」や「安心対策」が良いのではないかと。		県では、「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進めることとしています。 「ソフト対策」の中では、「避難計画の策定と情報通信網の整備」、「防災文化の醸成と継承」を大きな柱と考えています。	D (参考)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
85	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		港湾防波堤、防波堤、河川堤防等が津波エネルギーの減少につながったことを検証し、復旧と整備促進を強く打ち出すべき。 特に久慈港湾口防波堤は、大きな被害が生じた石油備蓄基地の防災の観点から、早期の整備促進を位置付けるべき。		県では、今回の東日本大震災津波においてこれまで整備されてきた湾口防波堤や防潮堤などの防災施設は、想定を上回る災害に対しても減災効果があったと認識しており、これらの防災施設の早期復旧を促進していきたいと考えています。 また、久慈港湾口防波堤等の整備中の施設についても、今後背後市街地のまちづくりを考える上で必要不可欠な施設と認識しており、整備について国に対し強く働きかけていきます。	C(趣旨同一)
86	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		高台への集団移転は多くの問題点があり、慎重に考える必要がある。 高台に移転しても家族の命の60%前後しか守れない可能性があり、移転すべき巨大スペースは簡単に取得できず、土地取得費・第3次工事費は巨額の資金を要する。また、移転完了までに8~10年もの長い年月を要する。 震災前の元の居住地を活用した安全で便利な街づくりをするため、中高層の避難ビルを2~3年の短期間で建築配備し、世界に通用する21世紀型の理想的沿岸都市を早急に構築すべき。		津波防災では、住居地の高台移転が望ましいものと考えていますが、地形や被災人口、産業構造等の社会的条件により、高台移転が困難な地域もありますので、海岸保全施設の配置及び公営住宅や避難ビルの配置等のまちづくりについて、地域の住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづくりに向けた土地利用の支援を行っていきたくと考えています。	D(参考)
87	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		減災を津波対策の中心に据えるのであれば、被害想定地に家屋・施設等を立てることは避ける(嵩上げをしない場合)のが基本である。ハザードマップを活用し、そうした地域にこれ以上の施設の集積がなされないよう指導すべきであり、今後そうした地域に建てられた施設への被害補償は無しにすべきである(税金が無限に浪費されてしまう)。これは、今回の津波被災地にとどまらず、洪水や土砂災害の想定地でも同様な対策を進めるべきである。		ハザードマップは、想定した災害が発生した際に被害を受けると予想される概ねの区域を示したものであり、それをもって土地の使用の制限を行うといった指導を行うことは困難です。 まちづくりに当たっては、海岸保全施設の配置計画と、市街地や集落の立地状況や歴史、産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、津波防災を考慮した土地利用計画となるよう支援していきます。	E(対応困難)
88	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		仮設住宅に入居した住民、入居予定者は退去後の先が見えず不安であると思われる。 本当の安心を与えるには先ず被害土地への建築物(住宅)の可否を早急に線引きして欲しい。 否であれば国で買い上げる事により今後の目標と展望が開けてくると同時に仕事にも一層の励みとなり復興への早道と考えられる。 県外、市町村外へ避難している住民のためにもより良い青写真を。		被災した市町村において、浸水地域の土地利用を踏まえた復興計画の策定を進めているところであり、県は基本計画において、復興に向けたまちづくりのグランドデザインを示すなど、今後も市町村の復興計画やまちづくり計画策定の技術的支援を行うとともに、国に対し復興支援の制度拡充等について要望提言を行っていきます。	D(参考)
89	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		これまでに津波が遡上した最大の高さを基本ラインとして今後の都市計画の防災対策の基本レベルとする。 このラインよりも高いレベルに街の最低海拔レベルとし、5~10m高くしたレベルを実施レベルとし、街全体をこのレベルで覆うか、海河川側を囲む。 必要な大量の盛土土砂は周囲の山の頂上部をほぼ水平にカットしながらを確保する。 また、コンクリートの防波堤の後ろに河川堤防のスーパー堤防のさらなる規模の大きな超スーパー堤防での対応も必要。		基本計画では「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進めることとしており、「まちづくり」の中で、津波防災を考慮した土地利用計画について検討することとしています。 また、海岸保全施設等の整備に当たっては、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討していきます。	D(参考)
90	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		地震津波に強く、高齢者にやさしい防災都市を建設するためには、漁港周辺に大規模高層マンションを中心としたコンパクトシティの建設が最も近道ではないか。		海岸保全施設の整備及び住宅や公共施設の高台移転、道路等の嵩上げ、避難手段の確保等により、多重防災を考慮したまちづくりと併せて、効率的で賑わいのあるコンパクトな都市形成を提案しています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
91	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		住居の高台移転が唯一の「減災」構想なのか。 高台移転を超え、職住接近(海浜に近い)、希な巨大津波からも人命、住居を守る、しかも莫大な投資(10mの巨大防波堤も防げず)を避けるにはどうしたらよいか。 海岸の事業所近くに、住居、個人商店、スーパー、診療所、避難所、幼稚園、学校、備蓄などを収容する堅牢高層ビルの建設を提案する。 この提案が適用可能な地域では是非考慮して欲しい。		津波防災では、住居地の高台移転が望ましいものと考えていますが、地形や被災人口、産業構造等の社会的条件により、高台移転が困難な地域もありますので、海岸保全施設の配置及び公営住宅や避難ビルの配置等のまちづくりについて、地域の住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづくりに向けた土地利用を図っていきたくと考えています。	D(参考)
92	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		三陸縦貫道路設置予定地の設定と早期買い上げを急いでもらわないと高台の造成地選びがうまくいかないのではないかと。		三陸縦貫自動車道等のルートは、平成23年7月1日に国土交通省から、8月を目途にルートを確定する見通しが示されたところですが、 県としては、市町村の復興計画を早期に進める上からも、三陸縦貫自動車道の早期開通について、国に対し強く働きかけていきます。	C(趣旨同一)
93	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		高台(山林)の宅地造成については都市計画に準じた方法で行い(山林所有者は所有地面積が大幅に削減されることを納得してもらい)、削り取った土砂は浸水地の嵩上げに使用してはどうか。		住宅地の高台移転や浸水区域の嵩上げについては、防災集団移転事業の要件緩和や被災市街地復興土地区画整理事業に代わる新たな制度を国に要望しており、事業化に向けた取り組みを進めています。 なお、高台の宅地造成と浸水区域の嵩上げ工事の際は、土砂の掘削と盛土量のバランスを考慮し、効率の良い施工に努めていきます。	D(参考)
94	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		津波による浸水地の買い上げについては、登記地目が宅地に類する土地を固定資産評価額で国が買い上げることで、二重ローンの軽減や新たに造成される高台への移転費用に役立つのではないかと。		今回の東日本大震災津波は、被害の基大性、被災地域の広範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げるための十分な財源の確保について、国に対して強く要請しているところであり、復興財源の確保について、第6章に追記します。	B(一部反映)
95	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		浸水地に民家が建設される事をやめさせ、今回と同じような災害が起きる事を防ぐべきではなか。		浸水区域の建築制限については、市町村が復興計画の策定作業の中で一体的に検討しているところです。 県は、それぞれの市町村における被災状況や復興の進捗に応じた適切な建築制限について、市町村とともに検討していきます。	D(参考)
96	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		高台に新しく民家を建てる場合、家屋の色彩をある程度統一させる等の規制を行い、観光リゾート地を意識したまちづくりをしてはどうか。		市町村が主体となって、住民との合意形成を図りながら、復興まちづくり計画の中で景観形成等のまちづくりに関するルールについて策定を進めていくこととなります。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
97	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		被災市町村が復興計画等を策定する際は、被災した現状を考慮し、現在の土地利用制限等(特に農振法、農地法)が制約とならないよう、特区を活用し現実に即した市町村の計画策定・推進を支援すべき。 また、派生的に生じる農振除外、農地転用手続きの簡略化や、各種補助金等の変更の免除(適化法適用除外)ができるようにすべき。		県では、市町村が進める多重防災型まちづくりを支援するため、被災市街地の早期復旧・復興に向けた土地利用規制手続き等の迅速化、規制緩和及び新たな制度の創設について、国の復興構想会議に「岩手復興特区(まちづくり特区)」として提案するとともに、関係省庁に対する要望を行っているところです。 今後とも引き続き、市町村の計画策定段階に合せた支援を行うこととしています。	C(趣旨同一)
98	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		小中学校・高校、病院・診療所、老人ホーム・デイサービス、役場等公共施設、住宅等は、津波被害が及ばないエリアに立地させるべき。		災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共施設を安全性の高い場所に配置するとともに住宅については、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保することを津波対策の方向性として示しています。	C(趣旨同一)
99	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		津波が襲来しても大丈夫のように、施設を構築して生命が守られるように防災、減災を行うこと。通学路の安全(鉄道、道路などを安全なところに建設すること)、子どもの安全を第一に考えること、津波災害を想定しての安全対策をすることが肝要。		津波対策の基本的考え方として、「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図ることとしています。	D(参考)
100	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		浸水区域には強制的に居住できないよう規制をかけ、一旦、国で土地を買い上げ、自由に復興計画を練り、高台移住や盛土した後に払い下げられる部分があれば、払い下げるようにしなければ、なし崩し的に家が建ち、同じ悲劇が繰り返される。		今回の東日本大震災津波は、被害の甚大性、被災地域の広範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げるための十分な財源の確保について、国に対して強く要請しているところであり、復興財源の確保について、第6章に追記します。	D(参考)
101	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		職場と居住場所が離れていても、昔と違い交通手段が多様にあるので、安全を考えればその方がよい。		まちづくりのランドデザインのモデルの一つとして、浸水しない安全な場所に住み、漁港や水産加工工場等の海に近い職場に通う職住分離の考え方を提案しています。	C(趣旨同一)
102	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	0 全般		まちづくりについては、住民の意思も大事だが、浸水した同じ場所での再建、同じルートでの鉄道整備は疑問であり、建築制限や用途制限などの強制力も必要。 過去に災害を経て、高所移転した地域が見事に被害を免れたことはとても重要なこと。		津波防災では、住居地の高台移転が、望ましいものと考えていますが、地形や被災人口、産業構造等の社会的条件により、高台移転が困難な地域もありますので、地域住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづくりに向けた土地利用を図っていきたいと考えています。 また、建築制限については、市町村が復興計画の策定作業の中で一体的に検討しているところです。県は、それぞれの市町村における被災状況や復興の進捗に応じた適切な建築制限について、市町村とともに検討していきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
103	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		まちづくりのデザインを住民に示す住民説明会等を早期に実施したうえで、土地の買い上げ等を行い、区画整理を推進して欲しい。		パブリックコメントの実施と併せ、7月13日～20日に、沿岸市町村等において、復興基本計画についての地域説明会を開催したところであり、出された意見等を踏まえ、本計画の内容等を修正しています。 なお、今回の東日本大震災津波は、被害の甚大性、被災地域の広範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げるための十分な財源の確保について、国に対して強く要請しているところです。	D(参考)
104	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		海拔を考慮した津波危険地域の設定、危険地域への人の入り込みの禁止、安全を思わせる公共土木の禁止、危険地域に資産を持ち事業を行う場合には自己責任とすることが必要。		防災上危険な区域の建築規制等については、地域住民の合意形成を図るなど慎重な対応が必要であると考えています。 また、防潮堤等の災害から住民を守る防災施設の整備については、国土保全の考え方から、これからも一定の水準で整備、維持していくべきものと考えています。	D(参考)
105	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		沿岸各地は浜と街道によって暮らしを成り立たせてきたが、浜には防潮堤が造られたため浜と生活の場を結ぶ道路は分断される。 また、もともと街道であった国道は移設、嵩上げされるため道路の両側において商店などは営業行為ができなくなってしまう。 駅の周辺が商業地となっているが、岩手県の沿岸都市で鉄道の駅によって発展した事例はなく、計画案は暮らしを脅かすものとなっているのはでないか。		本県はこれまで津波により多くの被害を受けてきたことから、県では海岸に防潮堤を整備してきました。これからも、一定の津波から住民の生命、財産を守るため、整備、維持していくべきものと考えています。 また、道路や鉄道については、地域の実情を考慮しながら嵩上げや必要に応じてルート変更等を検討し、多重防災型まちづくりを進めていくこととしています。	D(参考)
106	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		1行目の「その地域の地理的・社会的条件や…」について、「その地域の歴史や文化、地理的・社会的条件や…」とすべき。		御意見のとおり修正します。	A(全部反映)
107	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		2行目の「…その地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、」は削除すべき。		本県の被災市町村は人口減少が著しい地域であり、今回の被災により、さらに人口流出が懸念されていることから、復興に向けてメッセージを込めた記述としています。	E(対応困難)
108	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		2行目から「何よりも被災住民がその地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められるものとする。」とあるが、以前と同じコミュニティの再生ではなく、多様な生活者の意志や主体性、参画により、震災以前以上によいコミュニティが構築されることが望まれる。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割も担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
109	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	0 全般		原子力発電に依存しないエネルギーの活用と明記すべき。		県においては、これまでも地球環境にやさしく、安全な再生可能エネルギーの導入に取り組んできたところであり、本計画においても、第4章「安全」の確保 I 防災のまちづくりや三陸創造プロジェクトで自然環境との共生に配慮しながら、再生可能エネルギーの活用を図ることとしています。	D(参考)
110	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(1) まちづくりのグランドデザインの視点 (※計画案の段階では、「(1) まちづくりの視点」としていました。)		県内には、県・市町村管理の漁港が111あり、その多くの漁港が被災していることから、漁港と共存するまちづくりの視点を掲げるべきではないか。		復興基本計画には、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえ、漁港の復旧・整備を進める考え方を盛り込んでいるところです。	C(趣旨同一)
111	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(1) まちづくりのグランドデザインの視点 (※計画案の段階では、「(1) まちづくりの視点」としていました。)		「(1) まちづくりの視点」に、以下の項目を付加する。  オ 復興資材の現地生産化 復興には膨大な復興資材が必要である。必要な復興資材を現地生産できる体制を、企業誘致や合併事業等により作る。これを新しい産業として雇用の場を創造する。  例えば、 ■造船施設の優先的な復旧 ■資材及びがれき処理関係 ・不燃性がれきの骨材化事業 ・可燃性がれきの燃料化や発電事業 ・スーパーゴミ発電所 ・セメント事業 ・製材および関連事業(高台居住区造成による森林伐採に伴う事業) ・建築、土木資材の生産事業 ■新エネ資材関係 ・ソーラーパネル生産事業 ・風力発電生産事業 ・LED照明生産事業 ・最新の蓄電池生産事業 ■交通手段関係 ・ラクター生産事業(高齢者の地域内交通手段)		御意見をいただいた趣旨については、「第4章 復興に向けた具体的取組」及び「第5章 三陸創造プロジェクト」に盛り込んでいるところであり、今後の参考とさせていただきます。	C(趣旨同一)
112	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(1) まちづくりのグランドデザインの視点 (※計画案の段階では、「(1) まちづくりの視点」としていました。)		「ア」の「生命」の標記は、他の文章で「人命が失われる」と表現しているため「人命」とすべき。		住民の「生命」と「財産」という意味で「生命」を使用しています。	E(対応困難)
113	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(1) まちづくりのグランドデザインの視点 (※計画案の段階では、「(1) まちづくりの視点」としていました。)		「イ コンパクトな都市形成」に「住居地と商業地、業務地を近接または一体化するよう」と記載があるが、職住分離が必要ではないか。		基本計画では、まちづくりのグランドデザインのモデルの一つとして、浸水しない安全な場所に住み、漁港や水産加工工場等の海に近い職場に通う職住分離の考え方を提案しています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
114	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	3 まちづくりのランド デザイン	(1) まちづくりのランド デザインの視点 (※計画案の段階では、 「(1) まちづくりの視点」 としていました。)		「エ」は文章の中身から「自然環境との共生」にすべき。		「自然環境」も包括し「環境」として記載しています。	C (趣旨同一)
115	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	3 まちづくりのランド デザイン	(1) まちづくりのランド デザインの視点 (※計画案の段階では、 「(1) まちづくりの視点」 としていました。)		「人の多様性への配慮」や「男女共同参画」の視点を追加すべき。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り 組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団 体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公 共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促 進し、その活動を支援することを掲げています。 ご指摘のとおり、女性・男性を問わず、共に支え合い地域の 総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にす るために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B (一部反映)
116	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	3 まちづくりのランド デザイン	(1) まちづくりのランド デザインの視点 (※計画案の段階では、 「(1) まちづくりの視点」 としていました。)		(1)まちづくりの視点に記載があるコンパクトな都市形成のなかに「住宅地、 商業地、業務地と共に、防災・避難施設」だけでなく、地域住民や家族と共に 子どもが集える場所として、「公園・児童遊園の確保」の追記をすべき。		公園については、(3)多重防災型まちづくりのツールの中 で、防災・避難施設としての機能だけでなく、「平時は、地域住 民の憩いの場となる」とコミュニティ面の機能についても記載し ています。	C (趣旨同一)
117	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	3 まちづくりのランド デザイン	(1) まちづくりのランド デザインの視点 (※計画案の段階では、 「(1) まちづくりの視点」 としていました。)		(1)まちづくりの視点に「被災住民の主体性の尊重」を追加すべき。		「被災住民の主体性の尊重」については、「3 まちづくりのグ ランドデザイン」において、「被災住民がその地にとどまり、ある いは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に 関わり、希望を持って生活再建を進められるものとする」と明記 しており、まちづくりの主体は、市町村と地域住民であると考え ています。	C (趣旨同一)
118	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	3 まちづくりのランド デザイン	(1) まちづくりのランド デザインの視点 (※計画案の段階では、 「(1) まちづくりの視点」 としていました。)		子ども、高齢者、障がい者、外国人などを含む防災のまちづくりを推進する こと。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り 組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団 体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公 共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促 進し、その活動を支援することを掲げています。 御意見のとおり、あらゆる主体が共に支え合い地域の総力を 結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするため に、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B (一部反映)
119	3 第3章 復興に向 けたまちづくりのグラ ンドデザイン	3 まちづくりのランド デザイン	(1) まちづくりのランド デザインの視点 (※計画案の段階では、 「(1) まちづくりの視点」 としていました。)		産業と環境は単に相対するものではなく、産業、特に水産業を含む一次産 業は、生態系の機能に由来する、人にとっての潜在的利益(「生態系サービ ス」という)の一部を活用した「なりわい」であり、このような視点が資源の持続 的利用を実現するために極めて重要である。 こうした「生態系サービスの賢明な利用」という視点が、「(1) まちづくりの 視点」の「ウ 産業の再生と活性化」と「エ 環境との共生」に加えてあげられ るべきであろう。		御意見をいただいた趣旨については、「第4章 復興に向け た具体的取組」に盛り込んでいるところであり、今後の参考とさ せていただきます。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
120	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(1) まちづくりのグランドデザインの視点 (※計画案の段階では、「(1) まちづくりの視点」としていました。)		ダイバーシティマネージメントの視点を盛り込み、生命と財産のみならず、人権を守る計画とすべき。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。ご指摘のとおり、女性・男性を問わず、共に支え合い地域の総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B (一部反映)
121	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(2) 津波防災の分類		地域の状況に応じて「回避型」、「分散型」、「抑制型」の津波防災の分類を組み合わせ多重防災型まちづくりのグランドデザインを描くとしているが、復興パターンにおける土地利用形態の都市型と集落型の区分が曖昧(市街地とその他の住宅区域か?)で、どのような地域状況(例えば市街地及びその周辺の住宅区域、都市計画区域以外の集落密集区域、分散する集落地域)、被災程度(すべての施設が被災、商業地域及び公共施設及び住居の一部が被災、住居の一部が流失)等について具体的に提起すべきではないか。		「土地利用の形態」と「被災程度」には被災した各地域によって大きな差がありますが、基本計画では、これらを4つの被災類型に分類し、被災状況に応じた3つの復興パターンをまちづくりのグランドデザインモデルとしてモデル的に示しました。 このグランドデザインは、市町村が策定する復興まちづくり計画等の参考としていただきたいと考えています。	D (参考)
122	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(2) 津波防災の分類		復興パターンは、建築基準法第39条の災害危険区域内の住居の用に供する建築物の建築に禁止を前提に描かれていると思われるが、市町村への指針として、災害危険区域の設定モデルを提起してはどうか。		建築制限は、市町村が復興計画の策定作業の中で一体的に検討しているところです。県は、それぞれの市町村における被災状況や復興の進捗に応じた適切な建築制限について、市町村とともに考えていきます。	D (参考)
123	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(2) 津波防災の分類		津波防災の分類「回避型」は「復興パターンC」、「抑制型」は「復興パターンA」に概ね該当すると思われるので、順番を合わせた方が分かりやすいのではないか。		津波防災の分類については、津波エネルギーへの対処方法により3分類を示したものであり、まちづくりのグランドデザインは、この分類を組み合わせ復興パターンを描いたものです。	D (参考)
124	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(2) 津波防災の分類		「津波防災の分類」の位置づけを「参考例」にすべき。 「回避型」「分散型」「抑制型」といった津波防災の分類を示しているが、地域ごとに自然条件、被害状況、産業・居住の状況等が異なる。 したがって、これらは住民が検討するにあたっての「参考例」としての位置づけを明確にすべきである。		「津波防災の分類」については、津波エネルギーへの対応方法により大きく3つに分類したものであり、生命と財産の保全やコンパクトな都市形成等の「まちづくりのグランドデザインの視点」を踏まえ、「津波防災の分類」と「多重防災型まちづくりのツール」を効果的に組み合わせまちづくりのグランドデザインを検討することとしています。 なお、これらを含めて県が示す復興パターンについては、市町村が策定する地域ごとの復興プラン等の参考としていただくものであることを示しています。	C (趣旨同一)
125	3 第3章 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン	3 まちづくりのグランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としていました。)		「公営住宅」の考え方については、公共施設と集合住宅が一体となった複合ビルにする旨の記載があるが、高齢者人口が多いのでその対応を考慮すべき。		公営住宅と合築する公共施設については、高齢者対応の施設を含めて検討していきます。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
126	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としてしました。)		「太陽光、風力発電用地」の考え方については、地元で使う電源だけでなく産業としての発電を目指し、雇用にもつなげることを考えるべき。		「(3) 多重防災型まちづくりのツール」では、防災の観点から、避難所等の予備電源等として太陽光発電や風力発電の利用について記載したものです。 産業用の大規模発電施設の導入については、第5章の三陸創造プロジェクトの「さんりくエコタウン形成」プロジェクトの取組に追加し、取り組んでいきます。	B(一部反映)
127	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としてしました。)		災害時に強い伝達ツールとして、県域ラジオ放送の必要性を取り入れて欲しい。		今回の東日本大震災津波の災害を踏まえて、災害時における有効な情報収集手段であるラジオを含めた情報通信ネットワークの整備を促進していきたいと考えています。 なお、御意見の趣旨を踏まえ、第4章「復興に向けた具体的取組」の取組項目一覧に「災害時に有効な情報手段となるラジオの難聴地域の解消等の整備促進」を追加します。	B(一部反映)
128	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としてしました。)		このツールは、防災未来型都市を形成する上で、とても熟慮しなければならない部分だと思うが、「施設等」とする項目、また「配置する施設等の考え方」が、日常的に報道等で論議されている事柄が目立つだけで、リアス式海岸沿いの立地条件ならではの提案が少なすぎるのではないか。この事項には、「防災未来都市」に向けて細考が必要と考える。 例えば、避難誘導のシステム化の構築と方法の項目を設け、「①海や市街地に太陽光蓄電ビデオカメラを設置して、災害本部が被災状況をリアルタイムで把握する。」「②防災無線等で知らせる津波情報等は、遠隔地でも放送出来る無線マイク方式や蓄電機能を持った無線塔の設置が望ましい等の状況判断、非難指示をリアルタイムで適格に対応出来るシステム化を図る。」「③夜の災害を考慮し、避難路には平常時は防犯灯として活用出来る太陽光街路灯を設置する。」などを盛り込んでどうか。		「多重防災型まちづくりのツール」は、防災に資する施設等をどのように配置し、また、どのような効果が期待できるかを具体的に示したものです。 今後実施される復興事業において、地域の実情に合った先進技術を使用することについては、個々の事業で検討するものと考えており、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	D(参考)
129	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としてしました。)		建物の配置だけではなく、配備する人員体制も設計すべき。通常の防災配備体制では、女性・子ども・外国籍市民・障がい者等のニーズに応えきれないことが想定される。配備体制の人員として平常時から、通訳・助産師・保健師・保育士等の活用を視野に入れて計画策定をすべき。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見について、同計画の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)
130	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としてしました。)		公営住宅の災害時一時保護機能を持たせる場合も、多様な人権に配慮したものとすべき。		第6章に、女性、高齢者、障がい者、子ども等の視点も含めた社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点に立った取組の展開について、追記します。	B(一部反映)
131	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としてしました。)		児童遊園・校庭を含む各種遊び場など、本来子どもたちが活用できる地域資源が既に復興事業へ提供されていることを踏まえ、本計画内の「復興パターンA～C」のいずれにおいても、特にCにおいて、子どもの視点に立った生活の再建を目指した復興計画が必要不可欠となると考える。		復興基本計画の「災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備」を推進していく中で、子どものこころのケアや健全育成の観点から、子どもたちが安心して遊べる場が整備確保されるよう支援していきます。	D(参考)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
132	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としていました。)		旧防災街区造成事業法(建設省住宅局)や現密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(国交省住宅局)の考え方に沿って、土地の権利調整をスムーズに行い、公共用地を確保し災害に強いまちづくりを目指すべき。		県では、被災した市街地等の早急な復旧・復興を図るため、各個別法の調整手続きの一元化等による土地利用調整の簡素化や、土地区画整理事業の手続きの簡素化等による土地利用規制等の手続きの迅速化を国に対し要望しています。 災害に強いまちづくりについては、「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図ることとしています。	D(参考)
133	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(3) 多重防災型まちづくりのツール (※計画案の段階では、「(3) 防災のまちづくりのツール」としていました。)		従来のRC構造の建築物が津波に強いことが、日本建築学会からの「震災に関する報告」で提示されている。また、高強度・高性能コンクリートについても同学会でさらなる研究が発表されていることから、採用について検討された。		鉄筋コンクリート構造の建築物については、市町村の復興計画を踏まえて、建設場所や用途に応じて建設を進めていきます。 その際、構造物の強度については、国における構造技術基準の作成等の状況を踏まえながら対策を検討します。	D(参考)
134	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(4) まちづくりのランドデザインのモデル		復興パターンには、具体的なモデルとなっている市町村や地域があって作成されているのか。		復興パターンは、実際の地域の被災状況や地形条件、土地利用の形態を参考にしながら、被災状況を類型化し、それぞれの復興まちづくりのランドデザインをモデル的に示したものです。 今後、市町村においては、本モデルを参考に復興計画の策定を進めて頂きたいと考えています。	D(参考)
135	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(4) まちづくりのランドデザインのモデル		「高台移転」という言葉が一人歩きし、実現に疑問を持っている人もいます。計画案を十分に理解していない人が大勢いるので、改めて説明の機会を設けるべき。		パブリックコメントの実施と併せ、7月13日～20日に、沿岸市町村等において、復興基本計画についての地域説明会を開催したところですが、 今後も出前説明会等を継続して実施していくこととしています。	D(参考)
136	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(4) まちづくりのランドデザインのモデル		復興パターンA(都市再生型)について、津波被害を受けた場所の多くが緩衝帯になるものと思われるが、民間から農地、業務地としての需要がどれほどあるのかは疑問。荒地となってしまうようスポーツ競技場、レジャー施設、研究施設等多くの活用の可能性を考えていく必要があるのではないか。		基本計画では、多重防災型まちづくりのツールにおいて、防災上危険な地域や地盤沈下等により利用困難な土地利用として、メモリアル(防災)公園や太陽光、風力発電施設用地としての活用を提案しています。 なお、御意見のとおりスポーツ施設やレジャー施設、研究施設用地としての利用も考えられますので、住民との合意形成を図りながら津波防災を考慮したまちづくりの中で総合的に検討していきます。	D(参考)
137	3 第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン	3 まちづくりのランドデザイン	(4) まちづくりのランドデザインのモデル		基本的に岩手県沿岸部の市街地は河川に堆積地盤であり、行政や産業などにはおいては人口に相応した現状として十分な面積であると思う。その数少ない平地をあきらめ安易に高台及び農村部移転だけでは色々な弊害が発生するのではない。 よって、できる限り復興パターンB(都市再建型)を基本に考え、①津波水路計画、②市街地電信柱の撤去及び送電計画、③通信計画、④防災計画、⑤市街地区分けを組み合わせたまちづくりとすべき。 ただし、各地域性にあった最善のパターン(都市再生型、集落移動型、集落内再編型)の併用も考慮し、地元住民が安全に生活し、雇用に対応出来る産業を推進すべき。		津波防災では、住居地の高台移転が望ましいものと考えていますが、地形や被災人口、産業構造等の社会的条件により、高台移転が困難な地域もありますので、海岸保全施設の配置及び公営住宅や避難ビルの配置等のまちづくりについて、地域の住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづくりに向けた土地利用を図っていきたくと考えています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
138	4 第4章 復興に向けた具体的取組	0 全般			「【参考】復興への歩みと計画期間との関係」の「暮らし」の再建に「教育・文化」と「地域コミュニティ」もはっきり示すべき。		第4章「復興に向けた具体的取組」における「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生に係る10の取組の中から、例示として記載したものでありますが、御意見を踏まえ、一部追記します。	B (一部反映)
139	4 第4章 復興に向けた具体的取組	0 全般			第4章の具体的取組については、被災市町村、県、国のいずれの責任で行うべきか不明確であるため、計画全体が曖昧で抽象的なものとなっているので、それぞれの役割・責任分担を明らかにすべき。		「序章 2 計画の役割」においては、国、市町村、多様な主体にとつての復興基本計画の役割に関する基本的な考え方を示しています。 取組の推進における具体的な役割については、こうした考え方に基づき、復興実施計画において示しています。	C (趣旨同一)
140	4 第4章 復興に向けた具体的取組	1 取組の体系			緊急配備体制に通訳・助産師・保健師・保育士等女性・子ども・外国籍市民・障がい者等を視野に入れて配備すること。		外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者の安全確保については、災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画において定めているところであり、同計画については、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定ですので、いただいた御意見については、同計画の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D (参考)
141	4 第4章 復興に向けた具体的取組	1 取組の体系			防災計画の策定の意思決定の場に女性を30%参画させること。		「いわて男女共同参画プラン」では、社会における様々な政策・方針決定過程において、男女が共に参画していくことを目指しています。	D (参考)
142	4 第4章 復興に向けた具体的取組	1 取組の体系			女性・子ども・外国籍市民・障がい者・セクシュアルマイノリティ等の当事者団体等から、ヒアリングを行って、防災計画を策定すること。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の避難所に関する計画を見直しの際に参考にしたいと考えます。	D (参考)
143	4 第4章 復興に向けた具体的取組	1 取組の体系			震災時の避難所等の設置ガイドラインをダイバーシティマネージメントの視点で策定し、条例化等実質的に効力のあるものとする。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の避難所に関する計画を見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D (参考)
144	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1 「安全」の確保	I 防災のまちづくり	0 全般	「■基本的な考え方」の3行目の「故郷」は、前出では「ふるさと」になっている。「故郷」、「ふるさと」は全文「郷土」と統一するのが良いのではないかと。		目指す姿に係る記載については「ふるさと」、取組に係る記載については「故郷」の記載で、使い分けており、原案のとおりとします。	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
145	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	0 全般	安全が確立された後、安全を確信して、安心を納得するので、「安全で安心な」と全文を統一すべき。		「安全」と「安全・安心」の記載については、第3回総合企画専門委員会で議論された結果、「安全」で記載することとなったものであり、原案どおりとします。	D(参考)
146	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	0 全般	「防災のまちづくり」も住民が主役である。 計画案は、防災のための取り組みについて、様々掲げているが、本来どのようなまちづくりをするか、そのためにどのような防災対策を行うべきかについても、その地域の住民や市町村が主役となって行うべきである。また、個々の住民には、自己実現のための基本的な権利として、居住移転の自由があることも忘れてはならない。 これを前提とした上で、県としては、画一的に防災施策を進めるべきでなく、住民や市町村が行う街づくりに対して必要な支援、援助をしていくというスタンスをまず明らかにすべきである。		御意見のとおり、まちづくりの主体は市町村と地域住民であると考えており、「3 まちづくりのグランドデザイン」において、「被災住民がその地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められるものとする」及び(4)まちづくりのグランドデザインのモデルで「市町村が被災地域ごとに作成する復興プラン等の参考としてもらう」としています。 県としては、今後とも、市町村の復興計画やまちづくり計画策定の技術的支援を行うとともに、国に対し復興支援の制度拡充等について要望提言を行う等、必要な支援を行ってまいります。	C(趣旨同一)
147	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	0 全般	津波防災の類型として、高台移転・嵩上げ、防潮堤等の防災設備、鉄道、道路による津波エネルギーの抑制など、ハードによる防災に偏りすぎている。 いかなる街づくりを行うかは、その地域の住民が主体となって決定すべきことであるが、このようなハード重視の防災を推し進めていくと、反面ソフト対策が効果を減殺される危険性があることに留意しなければならない。 「どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを進める。」とあるが、ハードの建設にあたっては、一定の規模の災害を想定せざるを得ず、また、建築コストの問題もあるから、ハードのみでは自然災害に対し、「どのような場合でも」人命と「暮らし=財産」を守るなど、不可能であり、ソフト対策こそが人命を守る最大の要素である。 したがって、住民が、真に災害に強い街づくりを行いうるよう、基本計画においては、以上のようなハード重視の危険性を十分に分析・指摘した上で、ハード整備とソフト対策の組み合わせをどのようにすべきかの青写真を示すべきである。		基本計画では、第3章の「1 津波対策の基本的考え方」において、「今回の津波に対して防潮堤や湾口防波堤など既存防災施設が果たした役割について検証した結果、津波到達時間を遅らせる効果、浸水の深さを下げる効果、津波エネルギー(流速)を減衰する効果が確認されたが、ハード対策のみでは防御することが困難であることが示された。 一方、日頃から各地域で実施されてきた避難訓練、地域や小中学校等で行われてきた防災教育等も今回の東日本大震災津波からの避難に一定の寄与がみられた。」と記載した上で、「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図ることとしています。	C(趣旨同一)
148	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	0 全般	災害発生時の応急対策について、ハード面での取組も大切であるが、応急対策業務を円滑に、かつ効率的に実施するためのソフト面の対策も重要である。このため、以下について検討をお願いしたい。 1. 実効性のある危機管理マニュアルの策定と運用 2. 各種団体との災害協定の見直し 3. 連絡、指示体系の明確化 4. 官、民、住民一体となった定期的防災訓練の実施の検討		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の見直しの際に検討させていただきたいと考えます。	C(趣旨同一)
149	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	短期な取組に「骨格的な防災施設である国道、県道、臨港道路及び主要市町村道を新たな市街地や集落と一体的に計画し、必要に応じたルート変更や嵩上げによる整備」を追加するべきではないか。		津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった道路の復旧・整備が必要と認識しており、その旨明記します。	B(一部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
150	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	背の高い海岸保全施設を作る場合の要件を決めてはどうか。(土地が少ない場合、道路・鉄道・防潮林と共用できない場合など。) 高い壁のような海岸保全施設を作るのであれば、ロッククライミングができるなど副次的な機能を付加するべきではないか。 緩やかにできるのであれば、ワカメの天日干し場所など。必要な表面加工を施すなどの工夫ができるはず。		海岸保全施設等の整備に当たっては、被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造などに応じて、まちづくりと一体的に検討を行い、地域に最も適した計画を検討していきます。	D(参考)
151	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	高い津波がくる可能性は消すことはできないので、ソフト的な手法の一つに、公的な施設に統一されたデザインで高さラインを付け、県内、東北で統一すべき。 観光客や人々の異動もあり、いざというときに誰にでもわかるように配慮する必要がある。		災害遺構の保存やメモリアル公園など象徴的施設の整備、津波浸水高の現地表示などを行うとともに、自主防災組織の強化や地域に根ざした津波防災教育の充実を図ることとしています。 また、三陸創造プロジェクトの中で「津波災害の次世代への継承」を一例として掲げており、津波浸水高の現地表示方法等についても、今後検討していきます。	D(参考)
152	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	がれき処理について、「木材」はバイオマスペレット等に活用し、製造工場は浸水した宅地に建設し、現地の人を採用してはどうか。 また、鉄材・鋼材等は再利用、ヘドロは微生物の力で汚染や臭いを遮断したうえで、肥料にしてはどうか。		災害廃棄物処理の基本方針として、岩手県災害廃棄物処理実行計画において、県内の既存施設や業者を活用し、地域の復興と地元雇用に配慮するとともに、最終処分を減らす技術を活用して、リサイクルを重視した処理を進めることとしています。	D(参考)
153	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	がれき撤去があまい。海の中、川底まできっちり撤去していくべき。今のままでは、土地の上にあるがれきしか撤去しないように見える。長期的でも構わないので言及すべき。		漁港管理者、河川管理者において、緊急的な取組として撤去するとしており、災害廃棄物処理に当たっては、それぞれの管理者と連携をとって対応します。	C(趣旨同一)
154	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	がれき撤去について、撤去したがれきの利活用についてどのように支援するのか記載するべき。防潮堤の中に入れてたり、地盤の嵩上げに再利用するなどが考えられるのではないか。		災害廃棄物処理については、岩手県災害廃棄物処理実行計画において、リサイクルを重視した処理を進めることとしており、無害な堆積物については、埋立材等に再利用することを検討しています。	D(参考)
155	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	震災廃棄物(焼却残渣)を活用した太陽光発電事業の検討を。		災害廃棄物処理については、岩手県災害廃棄物処理実行計画において、リサイクルを重視した処理を進めることとしており、セメント原料等に活用することを検討しています。 また、再生可能エネルギーの活用として、太陽光発電の導入を促進することとしています。	D(参考)
156	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	がれきについて、木材の分は粉碎して火力発電の燃料や農業用土壌改良料とし、金属は溶解してリサイクルにすると良い。 市町村が窓口となって、これからの計画を住民と考え、震災復興が安定するまでは雇用計画を立て、被災者等を雇用すると良い。		災害廃棄物処理の基本方針として、岩手県災害廃棄物処理実行計画において、県内の既存施設や業者を活用し、地域の復興と地元雇用に配慮するとともに、最終処分を減らす技術を活用して、リサイクルを重視した処理を進めることとしています。 市町村の災害廃棄物処理を踏まえ、必要な連携を取りながら、災害廃棄物処理を行います。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
157	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	がれきはそのままにして自然の堤防を作ってはどうか。		がれきは様々な物質が混在しており、そのまま堤防にすることは困難ですが、がれきの分別を進め、コンクリート殻等は盛り土の材料として可能な限り再利用するほか、金属類や木材などのリサイクルにも取り組んでいきたいと考えています。	E (対応困難)
158	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	がれきの処理については、後世に禍根を残さない方法でリサイクル可能なものはリサイクルして欲しい。 特に廃材については、焼却することによって二酸化炭素や塩素ガスが温暖化などの2次災害が心配される。塩分を分解するバクテリアを活用し、塩分を除去すれば土壌改良材、有機肥料、ペレット燃料などに有効活用できるのではないかと。		災害廃棄物処理については、岩手県災害廃棄物処理実行計画において、リサイクルを重視した処理を進めることとしています。 廃材のうち角材にあつては、表面積が少ないため、塩素濃度は高くないことが確認されていますが、合板や流木などは、表面積が大きいことから焼却には脱塩処理等が必要となるため、災害廃棄物の態様に応じて、処理を行うこととしています。	C (趣旨同一)
159	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	県内の建設関係の企業を中心に復旧作業にあたらせ、賃金が地域経済の活性化に繋がるように配慮すべき。		災害復旧工事等の発注に当たっては、雇用確保などの面から、地元企業の受注に配慮していく必要があると考えています。	D (参考)
160	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	釜石、大船渡の湾口防波堤は、早急な復旧・復興の必要性を打ち出しているが、まだ完成に至っていない久慈はどうなるのか。 命を守る防災施設の観点からも、これを早急に整備するという県の強いメッセージが欲しいところであるが、残念ながらまったく感じられない。		県では、今回の東日本大震災津波で被災した釜石港と大船渡港の湾口防波堤の早期復旧を促進するほか、久慈港湾口防波堤等の整備中の施設についても、早期整備を国に対して働きかけていきます。	C (趣旨同一)
161	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	都市の嵩上げの土砂運搬に、鉄道を利用すれば、道路の渋滞をなくすことなく山間部と浸水地域の平場造成が、安全かつ効率的に進む。 例えば大船渡の岩手開発鉄道は、JR大船渡線と南リアス線と、鉄路で繋がっており、線路沿いであれば、どこでもどこまでも貨車で土砂運搬をし、荷降ろしが可能と思う。その後に客車も復活させて欲しい。		JR大船渡線及び三陸鉄道南リアス線は、直ちには、復旧が困難な状況であることから、これらの路線を利用した土砂運搬は困難となっています。	E (対応困難)
162	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	これまでのようにコンクリートの堤防を高くするのでは、今回を上回る力で堤防を壊されるかもしれない。 タイで実施している竹の防波堤(バンブー・フェンス)を活用してはどうか。植物は様々な効果を生み出し、竹なら日本にもある。		今回の津波による海岸保全施設の破壊メカニズムを検証し、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討していきます。	D (参考)
163	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	高台への避難は限度があるうえ、お年寄りには困難が予想される。 今回の被災地の映像を見ると、地上より上はすっかり流され、被害が大きかったようだが、土地自体の浸食はほとんどないよう思える。 各家庭に地下シェルターがあればもっと助かった人がいたのではないかと。 日本の沿岸地用に防水性、耐震性の高く発信機機能を備えたシェルターがあれば、がれきに埋もれても救助が容易と考えられるし、避難時間も短くて済むのではないかと。 公共施設や避難所にも同様の施設を取り入れれば、もっと安心度が上がるのではないかと。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の見直しの検討の際に参考にさせていただきたいと考えます。	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
164	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	県では自然エネルギーに取り組んでいくとする報道がなされているが、計画を見る限り、その強い思いがまったく伝わってこない。もう少しその記述が必要なのではないか。		本計画の第4章「防災のまちづくり」の中に、「本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限に活用する」ことを追加するとともに、「三陸創造プロジェクト」の一つとして三陸の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を促進する「さんりくエコタウン形成プロジェクト」を掲げています。 なお、再生可能エネルギー導入促進に向けた施策については、「復興実施計画」において記載し、取り組むこととしています。	A(全部反映)
165	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	大船渡港の湾口防波堤、釜石港の湾口防波堤、田老漁港の防潮堤の整備効果は、専門委員会でも検証されており、復興計画の中にも大いに胸を張って記述すべき。		県では、今回の東日本大震災津波においてこれまで整備されてきた湾口防波堤や防潮堤などの防災施設は、想定を上回る災害に対しても減災効果があったと認識しています。 今後は、ご指摘の内容を参考とさせていただき、これら施設の早期復旧・整備の促進につなげたいと考えています。	D(参考)
166	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	県内主要都市へのヘリコプター基地建設構想を計画に盛り込むべき。		いただいた御意見については、基本計画に掲げる「広域防災拠点の整備」についての構想を検討する中で参考にさせていただきます。	D(参考)
167	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	県内主要都市へのオイル備蓄ターミナル、食料備蓄ターミナル構想を計画に盛り込むべき。		いただいた御意見については、基本計画に掲げる「広域防災拠点の整備」についての構想を検討する中で参考にさせていただきます。	D(参考)
168	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	クリーンエネルギー(風力、太陽光、水力)政策の見直し計画と各家庭で太陽光発電導入が加速度的に進捗するための補助率嵩上げ政策を明確化すべき。		本計画の第4章「防災のまちづくり」の中に、「本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限に活用する」ことを追加するとともに、「三陸創造プロジェクト」の一つとして三陸の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の導入を促進する「さんりくエコタウン形成プロジェクト」を掲げています。 なお、再生可能エネルギー導入促進に向けた施策については、「復興実施計画」において記載し、取り組むこととしています。	B(一部反映)
169	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	がれきは海に近い場所に集積し、コンクリートで固め避難ビルとするか、土で被い避難丘としてはどうか。		災害廃棄物処理については、岩手県災害廃棄物処理実行計画において、リサイクルを重視した処理を進めることとしており、無害な堆積物については、盛土材や建設資材への再生利用など、幅広く検討を行い、再生利用を促進します。 なお、がれきには様々な物質が混在しているため、ビルの材料にしたり、そのまま土で被ったりすることは困難です。今後がれきの分別を進め、コンクリート殻を盛土材料等にするなど、可能な限り再利用に取り組んでいきたいと考えています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
170	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	「緊急的な取り組み」及び「中期的な取り組み」に、災害時に強い伝達ツールとして、県域ラジオ放送の必要性を取り入れて欲しい。		今回の東日本大震災津波の災害を踏まえて、災害時における有効な情報収集手段であるラジオの必要性については、「災害に強いライフラインの構築」の中で検討していきたいと考えています。また、ラジオの難視聴の解消については、国に要望していきます。	C (趣旨同一)
171	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	国道397号、国道343号沿いの山間地域の携帯電話エリアを拡大して欲しい。		国道397号及び国道343号は、今回の災害により交通量が増加していることから、今後、通信事業者と連携しながら、携帯電話エリアの拡大を促進していきたいと考えています。	C (趣旨同一)
172	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	「緊急的な取組」に大規模な停電を想定した対応を入れるべき。		「緊急的な取組」の「防災通信機能の復旧」及び「短期的な取組」の「迅速な避難を可能にする体制の構築」の取組として、市町村の庁舎等への非常用発電機や衛星携帯電話の配備などの大規模な停電を想定した対応を推進します。	C (趣旨同一)
173	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	「中・長期的な取組」に記載している「災害に強い防災通信機能の整備」や「通信設備の重要機能の地域分散や多ルート化、停電対策の強化など災害に強い情報通信ネットワークの構築」はその通りであるが、停電時にも放送の送受信が可能な県域ラジオ放送との連携を打ち出して欲しい。		停電時にも放送の送受信が可能なラジオの活用については、「災害に強い防災通信機能の整備」の中で検討していきたいと考えています。	C (趣旨同一)
174	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	鵜住居湾岸(片岸地区、根浜地区など)は河川堤防を防波(潮)堤がわりにしている状況にある。地域住民が指摘し要望してきた二級河川・鵜住居川の嵩上げ・改修を今度こそ新技法をもって建造してほしい。		海岸保全施設の整備は、過去に発生した最大の津波高さを目標とするのが望ましいと考えていますが、地形条件や社会・環境に与える影響、費用、整備期間等の観点から、海岸保全施設のみによる対策は必ずしも現実的でない場合があります。この場合、海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年で起こり得る津波に対応できる高さとしてとしています。 また、海岸保全施設の整備に当たっては、計画規模を超える津波に対しても破壊されにくい構造を検討していきます。	D (参考)
175	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	消防・警察に限らず、広域振興局や市町村役場等の行政機関は、災害復旧・復興に関わる拠点である。今回の震災では、民間企業やNPO等による被災地支援やボランティア活動が自立的に行われたが、これもやはり行政による指示等が無ければ最大限の効果を発揮しないと考える。 行政施設自体が被災すると復旧・復興にかかわる体制の構築が極めて遅くなることを今回の震災で学んだ。行政施設は他のどこよりも安全な土地に立地し、かつ強固な建物で守られるべきであり、防災ビルへの移転など、広域防災拠点と一元化した施設の構築を進めていただきたい。		県では、広域振興局等が入居する各地区合同庁舎の耐震化工事や自家発電設備の整備など、災害発生時にも庁舎の機能が維持できるよう対策を推進しています。 御意見のとおり、人命や財産を守る消防機関等は、「強固な建物を安全な場所」に設置することが重要であると考えており、基本計画では、海岸保全施設の整備及び住宅や公共施設の高台移転、道路等の嵩上げ、避難手段の確保等による多重防災型まちづくりを提案しています。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
176	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	巨額の経費が必要となる湾港防波堤は、今回の被害を総合的に検討して、費用対効果も含め見直すべき。		県では、湾口防波堤等は、復興に向けたまちづくりを考える上で防災上必要不可欠な施設であると考えており、国における早期復旧・整備を強く働きかけています。なお、復旧・整備に当たっては、被害状況に応じた効率的な復旧工法など総合的な検討を行った上で進められるものと考えています。	F(その他)
177	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	巨大津波を含めた災害については、ハード、ソフト、防災教育と伝承を組み合わせるべき。		基本計画では「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進めることとしています。 「ソフト対策」では、災害遺構の保存やメモリアル公園など象徴的施設の整備、津波防災教育の充実等により、防災意識の向上や避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくこととしています。	C(趣旨同一)
178	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	災害廃棄物・がれきの撤去が遅れている。地元業者、県内業者の力を総結集するとともに、新たなプラントの設置も急ぎ、がれきの撤去・処理に取り組むこと。		災害廃棄物処理については、岩手県災害廃棄物処理実行計画の設計・施工監理業務の実施企業が決定し、8月中旬に詳細計画を策定する予定です。この処理計画の策定に当たっては、災害廃棄物の広域処理とともに、仮設焼却炉などの設備設置なども検討しており、できるだけ早期の処理等に向けて取り組めます。	C(趣旨同一)
179	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	第4章2「安全」の確保 I 防災のまちづくり中期的な取組に「男女共同参画の視点を盛り込んだ、災害時に特有のニーズを持つ人々を明確に想定した防災のまちづくりの推進」を追加すべき。		第6章に、女性や高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人等の視点も含めた社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点に立った取組の展開について、追記します。	B(一部反映)
180	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	避難所としての学校施設を充実(水、食料、物資の備蓄)させるべきではないか。		第4章「復興に向けた具体的取組」取組項目一覧(I 防災のまちづくり)の「防災拠点(警察署、消防署、学校、病院、庁舎等を含む)の復旧・整備及び災害時に効果的に機能させるための仕組みづくり」の取組を推進する上で参考とします。	D(参考)
181	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	緊急連絡用として県施設の屋上をヘリポートとして整備すべきではないか。学校のグラウンド、運動公園等は避難場所、避難者の駐車場として利用されることが想定されるため、屋上を整備したほうがいいのではないか。		現在、岩手県盛岡東警察署の屋上や県立病院にヘリポートを整備しています。いただいた御意見については、東日本大震災津波における対応の検証を踏まえた県地域防災計画(緊急輸送計画)の見直しや復興基本計画に掲げる「広域防災拠点の整備」についての構想を検討する際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
182	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	震災を教訓として、嵩上げた鉄筋コンクリート等の頑丈な防波堤の建設と第二防波堤の役目も担ったJR東日本大船渡線の鉄道建設工事、更に主要道路の嵩上げ工事を。		基本計画では、「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図ることとしています。 「まちづくり」では、幹線道路や鉄道等について、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、ルートの見直しや嵩上げにより防災機能を付加することを検討することとしています。 津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった道路の復旧・整備が必要と認識しており、その旨記載するとともに、実施計画において「まちづくり連携道路」としての位置付けを検討していきます。 また、JR大船渡線の復旧については、JR東日本が自治体のまちづくりに合わせて線路や駅の位置を変更することもあり得るとしていることから、その中で、第二防波堤の役目を担うかどうかについても、検討されることとなると考えます。	D(参考)
183	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	貝塚の指定がなされている被災地の高台私有地については、失業者を雇用して貝塚の発掘作業を進め、宅地造成ができるようにして欲しい。		史跡指定されている遺跡については、その価値を後世へ残すべきものであり、開発行為が制限されています。当該自治体で策定した保存管理計画に沿って保存が図られています。	E(対応困難)
184	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	被災地近くの高台に代替地として集団移転できる宅地の確保と新築が困難な高齢者の方々が入居できる県営住宅の建設をし、地域のコミュニティが図れるよう配慮ある施策を。		基本計画では、海岸保全施設の整備及び住宅や公共施設の高台移転、道路等の嵩上げ、避難手段の確保等による多重防災型まちづくりを提案しています。 また、被災者を対象とした公営住宅の建設については、今後、市町村が定める復興計画等を踏まえて、地域のコミュニティの再生に資するよう配慮していきます。	D(参考)
185	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	避難所は全て高台に設け、災害時対応型のガソリンスタンドは避難所の近くに設置すること。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)
186	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	子ども達の授業の妨げにならないよう、災害時避難施設を作ること。		基本計画において「短期的な取組」として、「迅速な避難を可能にする体制の構築」に取り組むこととしています。また、災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定であるため、いただいた御意見については、同計画(避難計画)の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)
187	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	あらかじめ、どこに避難所があるのか、避難経路はどのようになっているのか等、他の地域から来た人にも確認できる周知体制を作ること。		基本計画において「短期的な取組」として、「迅速な避難を可能にする体制の構築」に取り組むこととしています。また、災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定であるため、いただいた御意見については、同計画(避難計画)の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
188	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	津波が襲来する地区には、避難と注意を促す看板を分かりやすく設置すること。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見について、同計画の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)
189	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	地震や津波は昼夜を問わずに襲来するので、住民の危機管理を高める為にも過去に襲来した日時にあわせ、避難訓練を随時行うこと。		岩手県地域防災計画により、県及び市町村その他の防災関係機関は、防災訓練を、毎年、防災週間などに地域の実情に応じた適宜の時期に実施することとしており、県では、毎年、9月1日を中心とする防災期間中に総合防災訓練を実施しています。今後も、御意見のとおり、過去に津波が襲来した日時等適宜の時期による避難訓練の実施を推進していきます。	C(趣旨同一)
190	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	避難訓練時には、万が一に備えての井戸水の汲み上げ方やまきの使い方等も住民一人一人が徹底して出来るように指導すること。		県、市町村等の避難訓練については、災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画において定めているところであり、同計画については、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)
191	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	自主防災組織に女性参画を確保すること。		基本計画において「自主防災組織の育成・強化」に取り組むこととしています。 また、自主防災組織の育成については、災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画において定めているところであり、同計画については、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)
192	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	「緊急的な取組」(概ね1年以内)として、防潮堤等の海岸保全施設にまちづくり・ソフト対策を組み合わせた多重防災型のまちづくり計画等の策定のみとしており、本格的な防災対策は「短期的な取組」(概ね3年以内)とし、これに合わせて、住環境の再建の支援や雇用維持、創出と就業支援、「なりわい」の再生の多くの施策を短期的な意思、..長期的な取り組みと位置づけている。 計画案の「復興の目指す姿」で述べるとおり、「人間本位の復興」の実現を目指すのであれば、「まずはハード整備をしなければならない」という公共土木中心の官僚的発想による復興の遅れは、地域住民の生活の再生にとっては致命的なものとなりうる。住民の生活再建のために、まずは収入を確保することが必要であるから、計画案にいう「なりわい」の再生は、失業給付の支給期間である概ね1年以内には行われなければならない。「安全の確保」はそれが可能となることを第1目的に行われるべきである。 そのためには、浸水地域においても、本格的な街づくりが行われる前にも、産業や住宅が再建されることを前提としつつ、防災のための取組としては、再び津波に襲われた場合の避難経路(避難用道路、交通機関の整備)や避難場所の確保等の緊急的なハード整備、「津波即避難」の教育を徹底させるなどのソフト対策を講じるべきである。 また、消防署、警察署等の防災拠点の復旧や、ライフラインの構築は、産業や暮らしの再生のために、一刻も早く必要となるものであるから、本格的なものは後回しにするとしても、仮整備でも緊急的な取り組みとして位置づけるべきである。		基本計画では、「短期的な取組」として、本格的なまちづくりの基礎となる「防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備」等のハードと併せて、「避難経路の充実をはじめとする迅速な避難を可能にする体制の構築」及び「コミュニティの中心となる自主防災組織の育成・強化や大学等との連携による地域防災教育等の拠点形成など地域防災力の向上に向けた取組の促進」のソフト対策を実施することとしています。 また、消防署等については、早急な復旧に向けて緊急に取り組んでいるところであり、整備及び災害時に効果的に機能させる仕組みづくりまでを合せて、短期的に取り組むこととしています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反映状況
193	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	住民意思により、高台移転がなされることになったとしても、それまでの間の防災対策としては、最低限の防潮堤等の応急修理、再び津波に襲われた場合の避難経路(避難用道路、交通機関の整備)や避難場所の確保等の緊急的なハード整備、「津波即避難」の教育を徹底させるなどのソフト対策によるべきである。 また、消防署、警察署等の防災拠点の復旧や、ライフラインの構築は、産業や暮らしの再生のために、一刻も早く必要となるものであるから、本格的なものは後回しにするとしても、仮整備でも緊急的な取り組みとして位置づけるべきである。		基本計画では、「緊急的な取組」として、「高潮や波浪に対する二次災害防止のための防災施設等の応急的な復旧」を推進していくほか、「短期的な取組」として、本格的なまちづくりの基礎となる「防潮堤等の公共土木施設の復旧・整備」等のハードと併せて、「避難経路の充実をはじめとする迅速な避難を可能にする体制の構築」及び「コミュニティの中心となる自主防災組織の育成・強化や大学等との連携による地域防災教育等の拠点形成など地域防災力の向上に向けた取組の促進」のソフト対策を実施することとしています。 また、消防署等については、早急な復旧に向けて緊急に取り組んでいるところであり、整備及び災害時に効果的に機能させる仕組みづくりまでをあわせて、短期的に取り組むこととしています。	D(参考)
194	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	「津波防災を考慮し、まちづくりと一体となったJR及び三陸鉄道の復旧・整備」として、その内容が抽象的である。これが、前章の「防災の街づくりツール」に述べられているような「嵩上げ等により第二、三線堤として防災機能を付加することを検討する。」ことを画一的に行うという趣旨であるとすれば、それは、住民意思を無視するものといわざるを得ない。 公共交通機関の設置については、災害時のみならず、平時の利便性をも考慮して、できうる限り、住民意思を尊重すべきである。また、先述のように、ハード重視の危険性もあることからすれば、鉄道施設を堤防とするという選択肢の他に、本線は後背地の高台に整備した上で、駅舎及び駅周辺を避難場所となるように整備し、そこにいたる避難道路・路線バス・支線・市電等の整備を検討するという選択肢もあると思われるから、そのような可能性も指摘した上で、最終的には住民意思を最大限反映させるべきである。		JR線の復旧については、JR東日本が自治体のまちづくりに併せて、線路や駅の位置を変更することもあり得るとしており、今後、自治体や住民の意向等を踏まえ、ルート変更や鉄道施設の堤防化なども検討されるものと考えます。 なお、三陸鉄道は、内陸部に長大なトンネルを掘削し、海沿いを走る区間を少なくするなど、そもそも津波を想定したルート設定とされていることから、基本的に現行ルートで復旧させる方向ですが、津波で被災した築堤は、コンクリートで覆うなどの津波対策を施し、防災機能を持たせることを検討しています。	D(参考)
195	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	計画案においては、そもそもソフト対策の内容がほとんど論じられていない。 計画案にあるのは、「地域防災教育等の拠点形成」、「防災遺構の保存」(メモリアル公園等の拠点施設の整備)など、いずれもソフト対策というよりハード整備であったり、「イベントの実施」という一過性の企画のみであったり、いずれもこのようなもので「防災文化」が醸成されるのか疑問である。 ソフト対策としては、震災前から体験者の体験談や出版による津波体験の共有化、避難訓練などが行われてきたが、今後はこれらに加えていかなるソフト対策を行うのかを検討すべきである。具体的には、「減災教育」(防災教育とするのは誤り)、すなわち、津波のおそれがあるときはいち早くそれを伝達し、安全な場所に避難することを目的に、市民それぞれがどのような役割を負うか、公務員、企業における役職者や避難担当職員、教職員、民生委員、ホームヘルパー、家庭の主婦、家族介護をしているもの、生徒児童、高齢者などが、「津波接近」の方に接したときに、それぞれがどのように行動すればよいかをどのように身につかせ、津波体験の風化とともに、ソフト対策が効力を失わないようにするための方策について検討すべきである。		基本計画では、第3章「2 津波対策の方向性」の(3)ソフト対策として「ア 避難計画の策定と情報通信網の整備」及び「イ 「防災文化」の醸成と継承」を掲げています。「イ 「防災文化」の醸成と継承」では、防災意識の向上や、避難行動を促す取組を「防災文化」として醸成し継承していくため、自主防災組織の強化や地域に根ざした津波防災教育の充実を図ることとしています。 今後、今回の東日本大震災津波の経験や教訓を後世に語り継ぎ、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創り上げていくため、具体的なソフト対策について検討していきます。	D(参考)
196	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	市町村公共施設の解体費用処理について、とりえず市町村債券で取り壊しを行い清算は別途行えるような条例制定して欲しい。		津波により被災した公共施設の解体処理費用について、被災区域を整理するために解体撤去を行うことは、住民の危険を回避するための応急措置として緊急に実施する事業でもあることから、地方財政法第5条第4号の災害応急事業費として、市町村の起債(災害復旧事業債)対象となります。市町村に対してはこの地方債の活用を助言していきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
197	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	安全の確保については、防潮堤等の最低限の補修、避難路の整備、緊急避難所(避難タワー)の建設等を行うにしても、住民のくらしが再生するまでは、避難を第一とするソフト面での対応を重点的に取り組み、ハード面は民力の回復を待つべき。		復興基本計画においては、「安全」のまちづくり、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生を「復興に向けた3つの原則」としており、今回の災害を踏まえた復興の推進に当たっては、これらを相互に関連付けながら、同時並行的に取組を進めていくことが重要と考えています。なお、その取組に当たっては、例えば、緊急的な取組として防災施設等の応急的な復旧を行ったうえで、中期的な取組として防潮堤等の海岸保全施設の整備を進めるなど、緊急度、重要度に応じて取組を進めていきます。	D(参考)
198	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	災害がいつ起こるかが分からない以上、防災・減災の努力は、学校現場に留まることなく、地域全体を巻き込んだ取り組みである必要がある。復興パターンにも示されているインフラ整備に伴い、緊急時において子どもが地域のなかで役割を果たすための準備・整備の推進を検討して欲しい。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の見直しの際に検討させていただきたいと考えます。	C(趣旨同一)
199	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	地盤沈下への対応が示されていない。		基本計画では、多重防災型まちづくりのツールにおいて、防災上危険な地域や地盤沈下等により利用困難な土地利用として、メモリアル(防災)公園や太陽光、風力発電施設用地としての活用を提案しています。	C(趣旨同一)
200	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	① 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	水門での事故が多数あったが、手動で閉めるにしてもギロチン方式等、水門そのもの見直しが必要と思う。		水門や陸こうについては、第3章「2 津波対策の方向性」の(1)海岸保全施設の中で、「操作員の安全を確保するため、操作の遠隔化、通信手段・電源等の多重化を図る」と記載しており、今後、復興実施計画の中で検討していきます。	C(趣旨同一)
201	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	短期的な取組に生活基盤の整備に高台移転を考慮した上水道施設を追加すべき。		「①災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり」の短期的な取組における「災害に強いライフラインの確保」に「高台移転も考慮した上水道施設」の必要性を含んでいます。	C(趣旨同一)
202	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	県民の防災意識の向上に関して、マスコミに対する記載がない。現在のマスコミ報道には、今回と同様かそれ以上の津波がすぐにまた来るかもしれないという危機意識が無い。また、今回の津波への対応についても、テレビやラジオでの確かな避難誘導が出来ていたか検証しているのか。県の復興計画に防災意識の向上における報道機関のあり方などの位置づけをし、必要に応じて民放放送に割り込み放送できるようにするなど(北陸ではそのような仕組みがあるところがあるらしい)の仕組みづくりを検討すべき。		報道機関との連携については、災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画において定めており、同計画については、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としてます。いただいた御意見については、同計画の見直しの際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
203	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	もっと障がい者が生きていくのにスムーズなまちづくりを進めて欲しい。		被災者の方々の心身の健康を守るため、被災地における保健・医療・福祉サービス提供体制について早期に復旧を図るとともに、被災に伴う多様な障がい者のニーズを把握し対応するため、相談支援事業所の人的体制の充実を図ることとしています。 また、第6章に障がい者などの視点も含めた社会的包摂の観点に立った取組の展開について追記します。	B (一部反映)
204	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	後世の方々にも津波の威力を伝える為、経験者の証言をもとに映画等を作ってはどうか。		第6章「三陸創造プロジェクト」の『東日本大震災津波伝承まちづくり』プロジェクトにおいて、津波資料館(アーカイブセンター)を拠点とした次世代への経験の継承と地域防災に関する情報発信を記載しています。 このプロジェクトは、今後、幅広く意見や提言を伺いながら、具体化を進めていくこととしています。	D (参考)
205	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	ユニバーサルではなくダイバーシティの視点で。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。ご指摘のとおり、女性・男性を問わず、共に支え合い地域の総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B (一部反映)
206	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	後世に津波の被害の大きさを伝えるためには、実物が最も大きなメッセージを与える。沿岸各市町村に最低1ヶ所は被災遺構を残すことが重要。		基本計画では、「故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり」の「短期的な取組」の中で「災害遺構の保存や防災教育の充実等による「防災文化」の醸成と継承」を記載しています。	D (参考)
207	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	I 防災のまちづくり	② 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	ソフト対策としては、震災前から体験者の体験談や出版による津波体験の共有化、避難訓練などが行われてきたが、今後はこれらに加えていかなるソフト対策を行うのかを検討すべきである。 具体的には、「減災教育」(防災教育とするのは誤り)、すなわち、津波のおそれがあるときはいち早くそれを伝達し、安全な場所に避難することを目的に、市民それぞれがどのような役割を負うか、公務員、企業における役職者や避難担当職員、教職員、民生委員、ホームヘルパー、家庭の主婦、家族介護をしているもの、生徒児童、高齢者などが、「津波接近」の方に接したときに、それぞれがどのように行動すればよいかをどのように身につけさせ、津波体験の風化とともに、ソフト対策が効力を失わないようにするための方策について検討すべきである。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の見直しの際に検討させていただきたいと考えます。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反映状況
208	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	三陸縦貫道の整備を促進すべき。		復興道路として、三陸縦貫自動車道などの高規格幹線道路等による幹線道路ネットワークの構築等について記載しています。 三陸縦貫自動車道等のルートは、平成23年7月1日に国土交通省から、8月を目途にルートを確定する見通しが示されたところです。 県としては、市町村の復興計画を早期に進める上からも、三陸縦貫自動車等の早期開通について、国に対し強く働きかけていきます。	C (趣旨同一)
209	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	交通ネットワークの構築に関し、久慈地域(北部沿岸)と内陸部との横断軸の位置付けが弱い。 また、縦軸においても、三陸縦貫自動車道の表記が強調され、八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路の表記が弱く、国に対する意思表示が弱くなるのではないかと。 全般的に、復旧、復興の視点が、人的被害が大きかった沿岸南部に偏っている印象を受ける。		復興道路を補完する国道、県道などを含めた「信頼性の高い道路ネットワーク」を構築すると記載しており、久慈地域と内陸部との横断軸についても、実施計画の中で検討していきます。 なお、「縦軸」の表記については、八戸・久慈自動車道、三陸北縦貫道路の路線名を追加します。	B (一部反映)
210	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	27ページの幹線道路ネットワークの図は県南に偏っているのではないかと。県北の横断道もしっかりと記載するべき。		「幹線道路ネットワーク図」は、復興道路である高規格幹線道路(東北縦貫自動車道、東北横断自動車道、三陸縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道)と地域高規格道路(三陸北縦貫道路、宮古盛岡横断道路)を示すとともに、国道網を示したものです。 県北の横断道については、高規格幹線道路等を補完する国道、県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークの構築の中で検討していきます。	D (参考)
211	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	交通ネットワークで現計画で縦軸2本を結節しているのは、地域高規格道路宮古盛岡横断道路、東北自動車道釜石秋田線だけであり、県北沿岸地方は有事の際には救援活動が沿岸中部、沿岸南部に比較しかなりの遅れが懸念されるので、九戸ICと久慈市を結ぶ地域高規格道路整備構想(基本ルートとしては、戸呂町軽米線と国道281号)をこの際計画案に盛り込む必要があるのではないかと。		復興道路としては、高規格幹線道路と地域高規格道路を位置づけています。 主要地方道戸呂町軽米線及び国道281号については、高規格幹線道路等を補完する国道、県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークの構築の中で検討していきます。	D (参考)
212	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	暮らしの再建となりわいの再生に向けて、JR線、三陸鉄道の復旧への取組を強く打ち出すべき。 復旧に当たっては、被害状況に応じ、既存ルートでの早期復旧も目指すべき。		復興基本計画の第4章「交通ネットワーク」において、「津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった道路、JR及び三陸鉄道の復旧・整備」を進めることとしています。 なお、被害があった箇所全てについて、「津波防災を考慮し、まちづくりと一体となって鉄道を整備」するのではなく、基本的な考え方として示したものであり、被害状況に応じ、既存ルートでの復旧もあり得るものです。	C (趣旨同一)
213	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	いわて花巻空港の対策は不要ではないかと。今回の対応でよいのではないかと。ここに金をかける効果に疑問。		今回の災害でのDMAT(緊急医療派遣チーム)や物資輸送などの活動を通じ、空港の災害対応機能を強化する観点から、関係者と今回の災害対応を検証し、地域防災計画の見直しも含め必要な措置、整備のあり方についての検討が必要と考えています。	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
214	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	今回の災害では、花巻空港が空路拠点空港の業務を担ったことから大いに存在意義を認めるものであり、今後の花巻空港のあり方を明確に打ち出すべき。		今回の災害でのDMAT(緊急医療派遣チーム)や物資輸送などの活動を通じ、空港の災害対応機能を強化する観点から、関係者と今回の災害対応を検証し、地域防災計画の見直しも含め必要な措置、整備のあり方についての検討が必要と考えています。	C(趣旨同一)
215	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	道路、鉄道を再配備するなら、もっとモーダルシフトが進むような配慮が必要であり、記載内容は発想が古く、全く創造性を感じない。 一昔前のように港湾と鉄道を結んで、物流拠点を構築するべき。		県では、従来から県内陸部の各企業に対して県内港湾の利用拡大を提案してきたところです。 今回の東日本大震災津波からの復興に際し、道路や鉄道の復旧・整備を進めることは、県内各港湾の利便性向上に資するものであり、船舶利用によるモーダルシフトにつながるものと考えています。 JR及び三陸鉄道の復旧・整備については、被害状況等に応じ、市町村等の意向を踏まえ、新たなまちづくりに合わせて整備される予定です。	D(参考)
216	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	復興道路の道路設計は、切土優先で計画をし、その土砂は優先的に浸水地域の嵩上げに利用すべき。路肩の盛土量(用地)を少なくすることで、沈下しにくい道路になり、土地買収費用も少なくなると思う。 同時に山間地を開発する新治道には、住宅地や工場用地の平場を開き、復興住宅などを建設してはどうか。 また、設計手法については、鉄道を利用した土砂運搬方法を採用することで、迅速に工事が進むと思う。		いただいた御意見については、今後、道路計画を進めていく中で参考にさせていただきます。	D(参考)
217	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	復興には、物流を支える道路が必要であり、三陸道、横断道はもちろん、国道45号線や県道のかさ上げも必要。 国道45号は、海岸沿いの市街地部分について5~10m前後のかさ上げを行い、そのかさ上げ部分を防潮堤にも使用することで、現在の市街地をかさ上げする事なく有効に使え、多額の費用も必要ない。 また、道路の下の盛土部分には、車を止める事のできるスペースを作り、スペースの活用を望む。		いただいた御意見については、今後、道路計画を進めていく中で参考にさせていただきます。	D(参考)
218	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	国道107号線に代わる新道の建設を望む。 住田町境の白石トンネルから大船渡市日頃市町間は、崖と並走しており、落石を確認する日もあるなど危険である。 代替道として、大船渡市猪川町の「大船渡IC」と釜石花巻道の仙人峠道路「大洞IC」を結ぶ道路の建設を。		住田町境の白石トンネルから大船渡市日頃市町間の国道107号については、現在、防災工事を進めているほか、今後も道路パトロール等により、安全な道路管理に努めていきます。 代替路に関する御意見については、今後の道路計画を進めていく中で参考にさせていただきます。	D(参考)
219	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	陸前高田市の浸水区域に民間地方空港を誘致し三陸自動車道(八戸~石巻)の中央部のハブ空港としても機能させるとともに、自衛隊の補給基地及び米軍の訓練施設を設置してはどうか。		浸水区域に空港を建設することについては、利用者の安全性や防災上の観点から困難と考えています。	E(対応困難)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
220	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	三陸自動車道(八戸～石巻)の全線開通により緊急時の自動車交通路を確保するとともに、来県者が自然に親しみやすい交通確保を。		復興道路として、三陸縦貫自動車道などの高規格幹線道路等による幹線道路ネットワークの構築等について取り組んでいくこととしています。	C (趣旨同一)
221	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	三陸鉄道の復旧・整備のコストとメリット、将来も安定的に経営が可能であるかどうか、代替手段の検討が必要ではないか。 平成26年に震災前の乗客水準となることは疑問であり、過大・水増予測に基づく公共事業ではないか。 復旧を図るのであれば、県営鉄道として退路を断ってやるべき。 「悲劇の鉄道」として廃路を残し、歴史的資源として他の施設と一体で観光ルート化する方が入り込みを見込めるのではないか。		三陸鉄道については、津波防災を考慮し、まちづくりと一体となった復旧・整備を進めることとしています。 なお、復旧・整備に当たっては、三陸鉄道の復旧に係るコスト、将来の収支計画等を踏まえ、沿線市町村等と協議しながら進めることとしています。	D (参考)
222	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	県南の横断道路(陸前高田市と一関市間(国道343号、県道一関大東線)、大船渡市と奥州市間(国道397号))の整備と国道343号、国道397号にパーキングエリア(トイレ)を整備して欲しい。 また、国道343号整備促進期成同盟会で要望している国道343号の陸前高田市と一関市大東町大原の間に「新笹ノ田トンネル」建設をして欲しい。		県南の横断道路については、高規格幹線道路等を補完する国道、県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークの構築の中で検討していきます。 国道397号及び国道343号のパーキングエリアについては、現在各路線に道の駅を1箇所設置しており、今後、それらの防災機能強化を検討していきます。 また、新たなパーキングエリアの整備については、今後の交通量の推移などを見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。 新笹ノ田トンネルについては、地理的条件から多額の事業費を要すること、また、厳しい財政環境であることから、沿岸地域の復興事業の状況や当該地区の交通量の推移などを見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。	D (参考)
223	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	今回の震災においては、内陸と沿岸を結ぶ道路が比較的健全であり、時間はかかったものの、人や物資の応援体制を構築することができた。 電力設備の復旧には人はもちろんのこと、大型の資材や機材が必要であり、幹線道路の健全性は何よりも重要な、いわば生命線である。 よって、震災・津波や雪害等の「災害に強い高規格道路」の整備については、現在の計画どおり縦断軸・横断軸ともに重点的に整備していただきたい。		基本計画では、復興道路として、三陸縦貫自動車道などの高規格幹線道路等による幹線道路ネットワークの構築等について記載しています。 また、国土交通省からは、平成23年7月1日に三陸縦貫自動車道等の三陸沿岸地域の縦貫軸について、平成23年7月22日に東北横断自動車道釜石秋田線等の内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸について、8月中を目途にルートを確定するとの方針が示されたところです。 県としては、三陸縦貫自動車等の早期完成について、今後とも、国に対し強く働きかけていきます。	C (趣旨同一)
224	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	「災害に強い交通ネットワークの構築」の名のもとに、三陸縦貫道など従来から求めていた高規格道路の整備を最優先しようとしている。三陸縦貫道が災害時に重要な役割を果たしたのは事実だが、今優先すべき課題は、津波で破壊された国道45号線、JR大船渡線、山田線、八戸線、三陸鉄道など地域住民の生活の基盤の回復である。また、復興のまちづくりの中心的な課題である。		JR各線、三陸鉄道については、「災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり(I 防災のまちづくり)」、「災害に強い交通ネットワークの構築(II 交通ネットワーク)」の中で、「津波防災を考慮し、新たなまちづくりと一体となったJR及び三陸鉄道の復旧・整備」として明記しており、今後も交通条件の悪い沿岸地域の生活の足として、また、地域振興の社会基盤として、大きな役割を果たすことが期待されていることから、早期に復旧できるよう、県としても支援していきます。 また、国道45号を含む地域住民の生活の基盤となる道路についても、まちづくりと一体となった復旧・整備が必要と認識しており、その旨明記します。	B (一部反映)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
225	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	限られた財源をどう優先して活用すべきかを考えるべき。高速道路の無料化も見直しを求め復興財源に回すべき。		高速道路の無料化の見直しにかかる対応については、いただいた御意見も含め今後の参考とさせていただきます。	D(参考)
226	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	鉄道について、三陸鉄道は過日報道があり、被災前のルートで復興することだが、県としても支援し、防災機能を持たせたいと、計画に盛り込むべきではないか。 また、JR山田線は、防災機能(防潮堤としての役割)を持たせたいと、復旧するように、県からJR東日本に働きかけ、支援すべきではないか。		三陸鉄道は、内陸部に長大なトンネルを掘削し、海沿いを走る区間を少なくするなど、そもそも津波を想定したルート設定とされていることから、基本的に現行ルートで復旧させる方向ですが、津波で被災した築堤は、コンクリートで覆うなどの津波対策を施し、防災機能を持たせることを検討しています。 また、JR山田線の復旧については、国が「JR山田線復興調整会議」を設置し、JR東日本、県、市町村等と調整を図っており、その中で、防災機能を持たせるかどうかについても、検討されることとなると考えます。	D(参考)
227	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	救援物資や復旧車両の通行ルートとなり、その重要性が認められた国道281号は、県北と県央を結ぶ大切な路線であり、この国道281号は復興計画に盛り込み、整備する必要があるのではないかと。		復興道路を補完する国道、県道などを含めた「信頼性の高い道路ネットワーク」を構築すると記載しており、久慈地域と内陸部との横断軸についても、実施計画の中で検討していきます。	C(趣旨同一)
228	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	地域住民の長年の悲願でもある平庭トンネルも整備して欲しい。		平庭トンネルについては、これまで整備に向けた各種調査を進めてきましたが、膨大な事業費を要する大規模事業であり、道路事業をはじめとする公共事業は厳しい財政状況にあることから、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。	D(参考)
229	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	短期的な取組として掲げる「高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの重点整備」、「いわて花巻空港の災害対応機能の強化」及び中期的な取組として掲げられている「高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築」、「いわて花巻空港の航空ネットワークの充実」については、復興基本計画に盛り込むべき不可欠な事項であるとは考えられない。 復興において実現すべきことは、被災した住民がこれまで生活していた地域で安心して暮らしていくことができる条件を整備することであり、三陸自動車道など高規格道路の整備や花巻空港の整備・充実などは、上記条件が整備された後の課題に過ぎない。		三陸沿岸地域の復興のためには、災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークの構築が必要不可欠と考えており、計画案に盛り込んだものです。 なお、「いわて花巻空港の航空ネットワークの充実」については、災害対応という観点ではなく、県内の産業や観光の回復の動きと連携して一般的な取組として行っていくもので、いわて県民計画の中で推進していくこととして、本計画からは削除します。	B(一部反映)
230	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	「災害に強い交通ネットワーク」において高規格幹線道路等の幹線ネットワークの構築を提言しているが、これらの開発行為は、必然的に森林伐採を伴い、養殖場に影響を与えることも考えられるので、安易な森林伐採を伴う開発行為は厳に慎むべき。		いただいた御意見については、今後、道路計画を進めていく中で参考にさせていただきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
231	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	公共交通機関の設置については、災害時のみならず、平時の利便性をも考慮して、できる限り、住民意思を尊重すべきである。 また、ハード重視の危険性もあることからすれば、鉄道施設を堤防とするという選択肢の他に、本線は後背地の高台に整備した上で、駅舎及び駅周辺を避難場所となるように整備し、そこにいたる避難道路・路線バス・支線・市電等の整備を検討するという選択肢もあると思われるから、そのような可能性も指摘した上で、最終的には住民意思を最大限反映させるべきである。		地域内の交通体系の再構築については、基本的には市町村が行うこととなりますが、県としても、できるだけ住民の意思を尊重するよう、市町村へ働きかけていきます。 また、JR線の復旧については、JR東日本が自治体のまちづくりに併せて線路や駅の位置を変更することもあり得るとしており、今後、ルート変更や鉄道施設の堤防化なども検討されるものと考えます。	D(参考)
232	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	計画案は、災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワークを提言しているが、道路が発達すれば、それだけ地域がより一層過疎化する例があることに留意しなければならない。		いただいた御意見については、今後、道路計画を進めていく中で参考にさせていただきます。	D(参考)
233	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	災害に強いコンクリート舗装を採用すべきである。工法は、開放時間の短い早強セメント仕様、RCCP舗装が考えられるほか、スリップフォーム工法も工期短縮に有効と考えられる。 また、工法の採用に当たっては、施工者の提案に配慮しつつも、土木学会が提唱する、地域特性に応じたオーダーメイドとするため、発注者主導で決定されたいこと。 避難路については、電力の切断等により闇夜となった場合においても、コンクリート舗装は、車のライト、懐中電灯などの光によく反射し視界を確保できることから、主要な避難路にはコンクリート舗装を、その他には生コン舗装を採用すべきである。		工法の選定に当たっては、現地の状況等を総合的に勘案し、最適な工法を採用していきます。	F(その他)
234	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	今回の大震災では、三陸縦貫道等幹線道路の果たした役割は非常に大きい。とは言え、現状は道半ば「ミッシングリンク」状態であり、その機能を十分に発揮するために、「1. 未供用区間の早期着工」、「2. 久慈地区、大船渡地区への新たな横断道路の計画・実施」、「3. 防災拠点機能を兼ね備えたサービスエリア、道の駅の設置」を強く要望・提案する。		御意見をいただいた「1. 未供用区間の早期着工」について、基本計画では、復興道路として、三陸縦貫自動車道などの高規格幹線道路等による幹線道路ネットワークの構築等について記載しています。 また、国土交通省からは、平成23年7月1日に三陸縦貫自動車道等の三陸沿岸地域の縦貫軸について、平成23年7月22日に東北横断自動車道釜石秋田線等の内陸と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸について、8月中を目途にルートを確定するとの方針が示されたところです。 県としては、三陸縦貫自動車等の早期完成について、今後とも、国に対し強く働きかけていきます。	C(趣旨同一)
235	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	今回の大震災では、三陸縦貫道等幹線道路の果たした役割は非常に大きい。とは言え、現状は道半ば「ミッシングリンク」状態であり、その機能を十分に発揮するために、「1. 未供用区間の早期着工」、「2. 久慈地区、大船渡地区への新たな横断道路の計画・実施」、「3. 防災拠点機能を兼ね備えたサービスエリア、道の駅の設置」を強く要望・提案する。		御意見をいただいた「2. 久慈地区、大船渡地区への新たな横断道路の計画・実施」について、久慈地区、大船渡地区への新たな横断道路の計画・実施は困難ですが、基本計画では、復興道路を補完する国道、県道などを含めた「信頼性の高い道路ネットワーク」を構築すると記載しており、久慈地区、大船渡地区への国道、県道の改築等について実施計画の中で検討していきます。	D(参考)
236	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-1「安全」の確保	II 交通ネットワーク	① 災害に強い交通ネットワークの構築	今回の大震災では、三陸縦貫道等幹線道路の果たした役割は非常に大きい。とは言え、現状は道半ば「ミッシングリンク」状態であり、その機能を十分に発揮するために、「1. 未供用区間の早期着工」、「2. 久慈地区、大船渡地区への新たな横断道路の計画・実施」、「3. 防災拠点機能を兼ね備えたサービスエリア、道の駅の設置」を強く要望・提案する。		御意見をいただいた「3. 防災拠点機能を兼ね備えたサービスエリア、道の駅の設置」について、既に整備されている道の駅については、災害時等の防災拠点となるよう防災機能の拡充を検討していきます。 また、新たな道の駅の整備については、地元市町村の意向や交通量の推移などを見極めながら検討していきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
237	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	0 全般		スポーツと芸術文化は、車の両輪である、また、地域コミュニティの安全、安心との関わりが、「心のケア」と緊密に連動してくるので、横断的な計画にするべき。 計画に部活動、郊外活動、地域活動への対応は必ず明記すべき。		御意見のとおり、身近な地域の中で住民同士がコミュニケーションを図りながら安心して生活していくことが住民一人ひとりの「こころのケア」にもつながるものであり、まちづくりをはじめ教育・文化、保健・医療・福祉などの施策を総合的に推進していく必要があると考えています。 なお、中学生・高校生の部活動の取組については、明記しているところですが、地域活動等の取組については、市町村の各学校ごとに取組の状況が異なることから、それぞれの実情に応じて適宜行っていくべきものと考えます。	C (趣旨同一)
238	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	0 全般		県立病院や学校施設など津波被害による新たな用地の確保と建設に特別の国の補助を実現すること。公共施設の解体に対する補助も求めること。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」に「学校施設の復旧整備」を掲げています。 なお、公共施設の解体経費については、廃棄物(がれき)処理として国庫補助対象となりましたが、移転新築復旧に伴う用地取得経費等についても、補助対象とするよう国に対して継続して要望していきます。 また、県立病院の復旧等に係る国の補助制度については、移転改築等も補助対象とするなど、被災地の実情に応じた弾力的な運用となるよう、引き続き国に対して要望を行っていきます。	D (参考)
239	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	0 全般		故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり、文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承について、北東北の魅力の一つが、長年受け継がれてきた文化・伝統である。 長老から幼児までが皆一体となって地域をあげて心から楽しむ伝統芸能には本当に心打たれるものがあり、今後も地域にこの良き伝統が受け継がれことに配慮した地域復興をお願いする。		第4章「復興に向けた具体的取組」「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の4つの中項目の一つとして「文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承」を掲げており、この施策を推進する上で参考とします。	D (参考)
240	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	被災各市町村の高台に建売住宅を用意し、その際被災者が有していた土地と引き換えにすることを了承してもらい、その分価格は安くして提供してはどうか。 代替地に新たな建売住宅を販促し、どんどん所有する土地を増やしていき、そこに学校・公共施設・市営住宅を造れば商店街は自然とできる。 高齢者には団地を用意し、これも所有していた土地と引き換えにする代わりに安く入居できるようにするとともに、近場に福祉施設も建設する。		津波被害を受けた家や土地の代替(被災地の買取等)については、国の支援制度等の動向を踏まえ具体的な手法を検討していきます。 まちづくりに当たっては、海岸保全施設の配置計画と、市街地や集落の立地状況や歴史、産業の形態を考慮し、住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、津波防災を考慮した土地利用計画とすることとしています。	D (参考)
241	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	短期的取組に農業振興区域除外等の規制緩和に対する県の取組を明記すべき。		土地利用規制等の手続きの迅速化、被災市街地の早期復旧・復興に向けた規制緩和及び新たな制度の創設については、現在、市町村が進めているまちづくり計画の策定に併せ、その実効性を確保するため、国の復興構想会議や、関係省庁に対する要望を行っているところです。 なお、これらの提案については、復興基本計画の参考資料に掲載することとしています。	B (一部反映)
242	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	公営住宅は、県が作るのか、市町村が作るのか。事業主体と役割分担を明確にするべき。		被災者を対象とした公営住宅の建設については、今後、市町村が定める復興計画と調整を図りながら役割分担を明確にしていきます。	F (その他)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
243	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	住宅を津波で失った方は、住宅を再建したいという思いがあっても、資金面で躊躇している方が非常に多いと聞く。 二重ローンへの提言を行っているのは知っているが、住宅再建に対する補助の創設や融資制度の拡大を望む。		二重ローン対策については、現在国において「私的整理ガイドライン」(指針)を検討していますが、県では、被災者の生活再建に向けて被災者生活再建支援制度による支援金額の拡充や被災した住宅の修繕や再建に対する財政支援等を国に要望しています。今後の国の動向等も見極めながらも対応していきます。	C(趣旨同一)
244	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	高齢者が安心して過ごせるようなグループホーム・デイサービスみたいな1戸建ての個別ルームがある仮設・避難所を作り、何人も孤立しないようなコミュニティの場所づくりが大切だと思う。 他に地区毎に安否を確認し、再び同地区再建方向に安心させていきたい。		御意見のありましたコミュニティの場所づくりについては、被災市町村からの要望に基づき、グループホーム型の仮設住宅やデイサービスなどの介護サービスも提供可能なサポート拠点の整備を図っており、現在調整中のものを含め、グループホーム型仮設住宅は4市町11か所13棟、高齢者サポート拠点は5市町12か所12棟を建設する計画となっています(7月21日現在)。また、仮設住宅における高齢者の孤立化や閉じこもりによる生活不活発病の防止、コミュニティづくりへの高齢者の参加促進を図るため、高齢者による見守り活動や地域交流会などの社会的な活動への参加を支援していきます。	C(趣旨同一)
245	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	復興住宅をぜひ大船渡市日頃市町の学校付近にできるだけ多くの軒数の建設をお願いする。 少子化が進む学校の存続と、町のコミュニティ維持のため、人口の増加がどうしても必要。		被災者を対象とした公営住宅の建設については、今後、市町村が定める復興計画を参考に地域のコミュニティの再生に配慮していきます。	C(趣旨同一)
246	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	地域の経済活力の再建がない限り、労働力は流出する。 住宅再建、確保は重要な課題であり、行程表で、住民に目標を示しておくことが望ましい。 住宅建設で急がれるのは、各地とも復興公営住宅の確保。仮設住宅は津波から安全・安心な地に建設されているが、2～3年後の住居の確保にはかなり難しい課題がある。 個人の住宅建設資金の不足、年金生活者(高齢者)の新規投資、経済能力の負担の大きさ等から、公営住宅は、一応、安全な場所に住宅台地をしよう成し、建設を急ぐことで、生活、雇用のバランスを維持し、被災地の過疎化を防がねばならない。		被災者を対象とした公営住宅の建設等に係る具体的な数値や時期等については、今後、市町村が定める復興計画と調整を図りながら検討していきます。 また、公営住宅については、安全な場所に建設することはもとより、地域のコミュニティの再生に資するよう市町村と協議を行っていきます。	C(趣旨同一)
247	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	義援金・寄付金の使い方については、無条件で支給するのではなく、基本的には働いた事に対する報酬に充てるのが良いのではないかと。 例えば炊き出し等を無料配布するのではなく、それを作るための労働力として現地の被災者の方を市町村や県が雇用し、その方へ支払う報酬を義援金から支払うようにする等。 ただ消費する為の支援ではなく、キッチンとお金が回るシステムを構築することが重要ではないかと。		義援金は、生活の本拠としていた住家を失った方、家族の死亡や行方不明等人的被害があった方への見舞金として交付することを県の配分委員会で決定しています。 なお、御意見のあった被災者の生活を支える各種の仕事については、既に各市町村において緊急雇用基金を活用し事業化し、実際に多くの被災者を雇用しています。 寄付金については、被災された方々への義援金とは別に、被災地の復旧・復興のための事業で、被災地にとって身近な事業や、一般的な税金を財源とする事業よりもさらに踏み込むような事業に活用させていただき、被災地への支援を幅広く行うことしたいと考えています。	B(一部反映)
248	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	強い耐震性と耐風性を発揮する建築システムによる「複合的な、もしくは中長期的な仮設住宅づくり」を提案する。		仮設住宅は、短期の居住を目的に建設されるものであり、中長期の居住を目的とする住宅は、別途建設を進めていきます。 なお、仮設住宅の再利用についても検討していきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
249	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	中長期に亘る公営住宅整備について、共通の規格を持つ床(天井)と柱のみのRC造に、コンテナ運送ユニット式の壁体を組み合わせた地震・津波被害に対し強い耐性、被災後の再使用の容易な集合住宅を提案する。		これから建設を進める災害公営住宅については、地震・津波災害に対応できるものとなるよう、構造を含めいろいろな手法を検討していきます。	D(参考)
250	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	復興に向けて地域を支える環境を作るため、被災者のメンタルケアや独居生活者、高齢者を見守る体制を雇用創出基金を活用して事業化して欲しい。		被災者のこころのケアについては、こころのケアチームによる巡回相談や「子どものこころのケアセンター」の設置などにより取り組むこととしており、これらに従事する職員は、保健師、看護師、臨床心理士などの専門職を想定しています。雇用創出基金は失業者の雇用や雇用期間などの条件があるため、同基金の活用は困難ですが、専門職の確保及び中長期的に活動できる新たな財政支援について国に要望しています。 また、高齢者の見守り体制については、生活支援相談員を配置し、民生委員等関係機関と連携して取り組むこととしており、相談員の配置に要する経費については、国庫補助制度により対応することとしています。 なお、復興に向けて地域を支える環境づくりを推進するためには、仮設住宅団地でのコミュニティづくりや行政との連絡、困りごとの把握等を行う仮設住宅団地支援員の配置が必要と考えているところであり、被災者の雇用を前提とし、市町村に対し緊急雇用創出事業を活用した事業の促進を図っているところです。	C(趣旨同一)
251	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	公営住宅、公的賃貸住宅について、ファミリータイプを中心に一定割合は将来の払い下げを前提とするべきではないか。中高層建物であれば当初から区分所有建物とする、平屋であれば連棟式ではなく独立した戸建てタイプとする、などの配慮を事前にしておくべき。		公営住宅の払い下げについては、払い下げが可能となるまでの期間や払い下げ価格などの面で大きな制約があることから、具体の対応については、今後の国の動向も踏まえ検討していきます。	D(参考)
252	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	住宅ローンの二重債務の解消に向けた支援については、国の施策との整合性を取りながら、具体的な内容を早期に示すとともに、金融機関が独自に資金創設した場合も、支援の対象とする必要があるのではないかと。		二重ローン対策については、現在国において「私的整理ガイドライン」(指針)を検討していますが、県では、被災者の生活再建に向けて被災者生活再建支援制度による支援金額の拡充や被災した住宅の修繕や再建に対する財政支援等を国に要望しており、今後の国の動向を踏まえながら対応していきます。	D(参考)
253	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	長期的な取組として「生活再建の見通しの立たない人への長期的サポートを行う。」を追加してほしい。		被災者の生活の安定に向けて、住まいや生活全般に関する様々な相談に対応できる体制を整備することとしており、被災者の今後の生活ステージの変化に合わせた相談支援を継続する観点から、第4章の3「取組項目一覧」の「短期的な取組」及び「中・長期的な取組」に「被災者の生活の再建に向けた相談支援」を追加します。	B(一部反映)
254	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	短期的及び中期的な取組に「被災者の生活の安定に向けて、住まいや生活全般に関する様々な相談及び支援に対応できる体制を整備」を加えるとともに、緊急的な取組についても、「～及び支援～」を加えるべき。		被災者の今後の生活ステージの変化に合わせた相談支援を継続する観点から、第4章の3「取組項目一覧」の「短期的な取組」及び「中・長期的な取組」に「被災者の生活の再建に向けた相談支援」を追加します。 なお、復興局の設置により、生活の安定に向けた支援に対応できる体制を整備したところです。	B(一部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
255	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	義援金、被災者生活再建支援金、災害弔慰金など被災者の生活を支える支援金等は早急に支給すること。そのための体制を強化すること。		<p>義援金については、対象者数が多数に上ることから、東北財務局盛岡財務事務所を通じて、通帳をなくされた方に対する再発行事務の円滑化等、金融機関に対する文書での協力依頼も5月2日付で行っており、市町村と金融機関が連携のうえ、被災者が必要な決済サービスを利用できるようにし、できる限り振込みによる支払いができるよう支援しました。</p> <p>市町村に対しては、過去の災害での他自治体の事務処理の例も参考としつつ、事務処理要領及び問答集を示し、円滑な事務処理ができる体制を構築できるよう支援しています。</p> <p>被災状況が著しい市町村は個別に聞き取りをし、その意向を確認しつつ、県職員の派遣や他の自治体職員派遣の斡旋など、人的支援を行っています。</p> <p>被災者生活再建支援金については、各市町村では窓口対応職員を増員等し、また、県及び都道府県会館では審査と支給事務への人員を増加させる等、支給の迅速化に向けて関係機関が協力して体制を強化しているところです。</p> <p>災害弔慰金については、市町村が、被害の状況、遺族の状況など必要な調査を行って支給することとなりますが、県としては、市町村が円滑に支給することができるよう、国と連携して支援していきます。</p>	C (趣旨同一)
256	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	すべての仮設住宅に集会所・談話室を整備し、コミュニティの確立を図り、孤独死と孤立化を防止すること。仮設住宅の環境改善に取り組むこと。希望者が全員入居できる多様な復興公営住宅の整備を行うこと。		<p>応急仮設住宅の入居に当たっては、国から「被災者、特に高齢者などが安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるような配慮」が求められているほか、一定規模以上の応急仮設住宅団地については、集会所や談話室など、住民の交流に必要な施設を整備しており、各市町村では応急仮設住宅への入居者選定に当たって、抽選のみで決定するのではなく、従来住んでいた地区に入居できるような配慮や、地区ごとにまとまった入居、高齢者・子どもがいる世帯などの優先世帯と一般募集世帯を組み合わせるなど、地域コミュニティの維持について配慮しています。</p> <p>先般、県では「応急仮設住宅運営に当たってのガイドライン」を各市町村に提供し、NPOやボランティアと連携協力した見守り体制の構築や地域コミュニティの維持・育成のほか、応急仮設住宅団地内の遊具やベンチ、プリンター等、コミュニティスペースを確保するよう進めています。</p> <p>地域コミュニティは、その地域で暮らす人々の自発的な取組みが基本であり、その支援は、まず市町村が担うことが求められますが、県としても、市町村、NPO、ボランティア等と連携し、仮設住宅入居者のコミュニティ形成・維持に向け積極的に支援していきます。</p>	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
257	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	被災者生活再建支援法の拡充を求めるとともに、宮古市の取り組み(応急住宅改修助成52万円に、市独自に18万円上乗せ補助に10万円の住宅リフォーム助成も活用できる)を踏まえ、住宅改修への助成措置を講じること。住田町の木造仮設住宅の取り組みを踏まえ、安価で住みよい住宅の開発を進めること。		現在300万円を限度額とする支給額の増額及び支給対象者に半壊世帯等を含む制度の拡充等について、国に対して強く要望しているところ。なお、被災住宅改修への助成については、既存の助成制度の状況や国の動向等を踏まえ、市町村の意向を確認しながら検討していきます。また、安価で住みよい住宅の開発については、民間事業者との協働を検討していきます。	C(趣旨同一)
258	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	住宅ローンについては、被害者が積極的に金融機関を利用し無理のない返済計画を目指すことが重要である。		既存の住宅ローンへの利子補給などを行うとともに、被災者の住宅再建に対する相談会などを実施していきます。	C(趣旨同一)
259	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	住民の孤立を防ぎ、心のケアやストレスの軽減を図るためにも、交流の場づくりや生きがいづくり、巡回相談支援や生活支援員の配置などを進めてください。		住民の孤立化の防止については、社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、市町村や民生委員等関係機関と連携しながら、一人暮らし高齢者等要援護者の安否・見守り活動や被災者の生活再建に向けた各種相談、支援に取り組むとともに、被災者のこころのケアを推進するため「こころのケアチーム」による訪問活動や、相談・診療を行う拠点として「震災こころの相談室」の設置・運営を行うほか、仮設住宅での孤立を防ぐためのサロンの設置促進等にも取り組むこととしています。また、仮設住宅団地には、コミュニティづくりや行政との連絡、困りごとの把握等を行う仮設住宅団地支援員の配置が必要と考えているところであり、被災者の雇用を前提とし、市町村に対し緊急雇用創出事業を活用した事業の促進を図っています。一部の市町村においては、こういった支援員の雇用・労務管理が困難な状況にあり、一部内陸市町村において、沿岸市町村を支援する取組がみられることから、県としても、民間企業やNPOへの運営委託方法の具体的な提案をするなど、市町村の行政機能による仮設住宅での生活環境に格差が生じないように、一定水準の生活環境が確保されるよう必要な支援を行っていきます。	C(趣旨同一)
260	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	あらゆる暴力の防止のため(DV・児童虐待・住民間のトラブルなど)、相談員や支援員への人権・暴力に関する研修の実施、地域リーダーへの啓発、相談窓口情報のきめ細やかな提供などを明記してください。		「いわて男女共同参画プラン」において、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指すとともに、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」において、暴力のない家庭・社会の実現を目指して取り組んでいます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
261	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	移動販売や仮設スーパー、子どもの預かり支援、介護支援、移動支援(循環バスやカーシェアリング等)など、生活再建に取り組む女性(男性)の生活面でのサポートを、多面的に実施できるようにしてください。		域内交通の確保は、基本的には市町村が主体的に行うこととなりますが、県としても、財政支援(国庫補助、県単補助)や公共交通活性化支援チームによるノウハウ支援などを行い、市町村をサポートしていきます。 また、被災した方々の生活面を支援する施策として商機能の回復などについても積極的に支援していきます。	D(参考)
262	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	暗い場所や死角となるような場所があると、犯罪の発生を助長する可能性が高まる。仮設自治会や集会施設の運営において、子どもをもつ母親や若い少年・少女の声を直接聞く場を設け、街灯や夜間照明の工夫、防犯ブザー携帯の推進、防犯啓発の掲示・啓発、相談窓口情報(警察や女性センター等)の提供等が行われるよう明記すべき。		整備を進める相談体制には警察や女性相談機関等を含め、相談窓口情報の提供も行います。 「安全」の確保の取組項目では、「被災地の良好な治安の確保に向けた治安基盤の整備」や「地域における防犯活動の促進」を掲げ、街灯の整備等を推進するほか、警察参加の仮設団地での防犯座談会の実施や訪問型相談員との連携等による防犯啓発の促進を想定しています。	D(参考)
263	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	仮設住宅の自治会や集会所の運営委員会等に確実に女性が参画できるように、数値目標を明記してください(「最低でも3割」など)。		県では、7月上旬に、「応急仮設住宅運営に当たってのガイドライン 第1版」(市町村が実施する応急仮設住宅の運営と、応急仮設住宅入居者への生活再建に向けた支援に当たっての留意点等)について、これまでの震災での課題や各地での取り組み事例をもとにとりまとめるとともに、市町村における業務の実施に活用できる県事業や窓口の情報を加え、市町村における業務の円滑化及び充実化を図られることを目的にを作成し、市町村へ提供したところです。 その中で、「応急仮設住宅団地内での自治組織の立ち上げと団地内でのルールづくり」の項目で、自治組織の運営に関する留意点として、「役員会(代表者・班長)の開催(事業計画・行事計画の検討など)」に「女性や子どもの安全確保のため、役員の中に、女性を選任することが重要」としています。 なお、「いわて男女共同参画プラン」では、社会における様々な政策・方針決定過程において、男女が共に参画していくことを目指すこととしており、今後においても復興に当たり、女性の参画を図りながら取り組んでいきます。	D(参考)
264	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	教育、子育て支援、福祉、医療、男女共同参画、就労、警察等の各分野が横断的に連携しながら、経済弱者の生活復興や、暴力の防止、子どもの健全育成、メンタルケア、ホットラインの整備、情報発信などが行えるよう、県と各市町村が協力して体制を構築してください。		東日本大震災津波からの復興に向けては、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性に十分配慮し、当該市町村との連携を図りながら、その復興が着実に達成されるよう取組を進めることとしています。	C(趣旨同一)
265	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	母子家庭や、外国人の妻、障がいをもった女性など、とりわけ社会的に弱い立場に置かれている方たちへの支援を明記してください。		今回の震災に伴う母子家庭や父子家庭のひとり親家庭の増加に対応し、復興基本計画の中・長期的な取組として「ひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援」を追加しました。 また、現在、児童相談所が要保護児童等を個別に訪問し相談に対応しているところです。 障がいのある方への支援については、性別にかかわらず、地域における相談支援や必要なサービス提供などを通じて支援していくこととしています。 また、第6章に、女性、高齢者、障がい者、子ども等の視点も含めた社会的包摂の観点に立った取組の展開について追記します。	B(一部反映)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
266	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	被災者カルテは、乳幼児・妊婦・高齢者・障がい者等、特別な配慮が必要な人々のカルテは別に作成すること。暮らしやなりわいの創出についても、そのカルテを基本とした対応とすること。		被災者の生活支援については、社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、市町村や民生委員等関係機関と連携しながら、被災者の生活相談や一人暮らし高齢者等要援護者の安否・見守り活動に取り組んでいますが、活動に当たっては、要援護者の情報を盛り込んだ被災者生活支援シートを作成し、当該シートに基づいて、きめ細やかに支援することとしています。	C (趣旨同一)
267	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	相談体制の実施に当たっては、女性に対する暴力と児童虐待についての相談も行うこと。また、相談の実施は女性に対する暴力の根絶に向けて取り組んでいる知見の高い民間支援団体を活用すること。		児童相談については、児童相談所が中心となり、保育所や避難所等を巡回するなどして、児童の養育全般に関する個別の相談を重ねてきています。 また、DV被害者の相談に当たっては、配偶者暴力相談支援センター等の相談員が対応しており、今後においても、市町村、警察署、児童相談所等と連携・協力して取り組んでいきます。	D (参考)
268	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	女性など就労困難者の就労相談も実施すること。		県は、広域振興局等への雇用相談窓口の設置、就業支援員による出張労働相談の実施、いわて求職者総合支援センターやいわて求職者個別支援モデル事業でのパーソナル・サポート等で、相談者の置かれた状況をお伺いしながら、関係機関と連携した生活支援・就労支援を行っているところです。 なお、I 生活・雇用の基本的考え方に「女性・高齢者・障がい者・若者を含め安定的な雇用の場を創出する。」ことを追記します。	C (趣旨同一)
269	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	コミュニティの再建時に、地域リーダーの最低30%は女性となるよう働きかけること。		「いわて男女共同参画プラン」では、社会における様々な政策・方針決定過程において、男女が共に参画していくことを目指しています。	D (参考)
270	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	ユニバーサルデザインではなく、ダイバーシティの視点で街づくりの具体的プログラムをすること。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。ご指摘のとおり、女性・男性を問わず、共に支え合い地域の総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B (一部反映)
271	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	女性に対する暴力のない地域とするための項目だてをすべき。		「いわて男女共同参画プラン」において、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指すとともに、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」において、暴力のない家庭・社会の実現を目指しています。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
272	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	生活保護制度の適用要件の緩和を。		生活保護制度の適用要件を県独自に緩和する等の取扱いは認められていないところですが、義援金等については、国から「当該被保護世帯の自立更生に充てられる額については収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること」等の取扱通知があったことから、県内の生活保護実施機関に周知徹底を図り、被災者の事情に配慮し、適切な保護の実施に当たっています。	D(参考)
273	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	相談機能には民間支援団体の活用を。		平成23年7月28日から、県北・沿岸広域振興局(久慈、宮古、釜石及び大船渡)を中心拠点とする被災者相談支援センターを開設し、被災者の生活再建に向けた総合的な相談支援を開始したところです。 センターでは、国や各種団体、民間など各支援主体との情報共有や連携を通じたより効果的な被災者相談支援を展開していくこととしています。	C(趣旨同一)
274	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	復興事業は地元業者への発注を基本とし、事業には被災者を最優先して採用する。		中小企業者の受注機会を確保することは、中小企業者の経営基盤の強化を図るために重要と認識しており、関係機関及び各市町村に対して中小企業者の受注機会の増大へ特段の配慮をもらうよう要請しているところです。 また、被災により離職を余儀なくされた方々の地元での採用につきましても、経済団体等へ働きかけを行っているところです。	C(趣旨同一)
275	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	「緊急的な取り組み」の中で重視すべきは、被災者が現在住んでいる仮設住宅の住み心地、住環境への要望についての意見聴取にもとづく改善の取り組みである。すでに、結露、雨漏り等の欠陥が指摘されている。この点で、日常的に対応できる地元業者による修繕、補修の体制が確立される必要がある。		応急仮設住宅にお住まいの方々からいただく各種要望については、6月に盛岡市内に設置した保守管理センターにおいて情報を集約し、地元業者を含めた体制を構築して修繕等の対応を実施しています。	C(趣旨同一)
276	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	これから住み続ける恒久住宅としての新築や修繕等が、どの程度の規模で可能になるのか、被災者の最大の関心事は資金面での公的支援の金額である。 「被災者生活再建支援法」では、全壊世帯に最高300万円の支援金が支給されるが、今回の激甚災害に鑑み、状況によっては支給対象の拡大、県の上乗せ支援金の可能性を早急に検討する必要がある。被災者が住宅再建への展望を具体化できる道を示すことが求められている。		被災者生活再建支援法については、現在300万円を限度額とする支給額の増額及び支給対象者に半壊世帯等を含む制度拡充について、国に対して強く要望しているところです。	D(参考)
277	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	応急仮設住宅とは別に、被災者が自力で仮設住宅を建設し、恒久住宅へとつながる自力再建への補助制度の創設も検討されるべきである。		被災者向けの恒久住宅対策として、災害公営住宅の建設を進めることとしていますが、被災者の自力による住宅再建についても、国の制度の動向等を踏まえながら支援策を検討していきます。	C(趣旨同一)
278	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	高齢等の理由で、持ち家を断念した被災者には公営住宅の拡大で対応すべきである。その場合、阪神淡路大震災での教訓として、避難所・応急仮設住宅・復興公営住宅という復興過程で起こる二次災害の防止に留意しつつ、住民の要望をもとに、たとえば、小規模、低層住棟あるいは集落単位で入居可能といった、あくまでも住民合意を尊重した公営住宅建設を追求すべきである。		被災者を対象とした災害公営住宅の建設については、今後、市町村が定める復興計画と調整を図りながら、防災対策も含めて検討していきます。 また、公営住宅の入居については、集落単位など、地域のコミュニティの再生に資するよう配慮していきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
279	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	沿岸部はもちろんだが、内陸部においても災害公営住宅の供給をお願いしたい。		災害公営住宅については、原則として、被災市町村に建設することとなっています。内陸部への建設については、被災市町村との協議を経て、状況に応じて検討していきます。	D(参考)
280	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	「暮らし」の再建において、「高齢者等が快適に暮らせる居住環境の整備」とあるが、「高齢者や子育て世帯等が快適に暮らせる居住環境の整備」と追記し、次世代育成の環境整備に対しても尽力されたい。		「高齢者等」については、高齢者のほか、障がい者や子育て世帯等を含めた意味で記載しており、次世代を担う子どもたちのための居住環境についても配慮していきます。	C(趣旨同一)
281	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	住まい・生活の確保に向けた政策として、以下の取組が必要。 ①既存債務の公的機関による買い取り制度 ②住宅再建のための補助制度の拡充 ③コミュニティの維持・形成等を意識した震災公営住宅の整備		①二重ローン対策については、現在国において「私的整理ガイドライン」(指針)を検討していますが、県では、被災者の生活再建に向けて被災者生活再建支援制度による支援金額の拡充や被災した住宅の修繕や再建に対する財政支援等を国に要望しています。今後の国の動向等も見極めながらも対応していきます。 ②基本計画では、「被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援」の「短期的な取組」の中で「住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実」と記載しており、今後、適切な支援制度について検討していきます。 ③被災者を対象とした公営住宅の建設については、今後、市町村が定める復興計画を参考に地域のコミュニティの再生に配慮していきます。	C(趣旨同一)
282	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	被災者用の求人は、臨時や契約が主となっている。内陸部に避難し、一時的ではなく、長期間生活しようと考えている人は、正社員の仕事を必要としているが、倍率も高く、採用に至らない。 正社員の仕事をもっと多く求人に出して欲しい。		県では、常用雇用(正社員等として)創出について、新事業創出、経営支援、企業誘致、農林水産業振興、福祉施設整備などの産業振興施策により取り組んでいるところであり、今後とも安心して働ける雇用の場の創出に取り組んでいきます。	C(趣旨同一)
283	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	雇用には、まず復旧事業に関する雇用を優先的に配分するべきだが、なぜその方針がないのか。ハローワークなどは、中期的で構わないのではないか。		復旧事業に係る雇用のマッチングや職業訓練等は、緊急的に取り組む事項としており積極的に支援しているところです。	C(趣旨同一)
284	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	久慈は、有効求人倍率が常に県内最下位クラスにあったが、さらに震災が追い打ちをかけている。 県は、緊急雇用だけではなく恒久的な雇用を生む産業の誘導配置を真剣に考えるべき。		久慈地域の企業誘致に関しては、これまでも沿岸地域として企業立地促進奨励事業費補助金において、内陸に比べて高い補助率を設定するなど重点的に取り組んでおり、今後とも地元自治体と連携を図りながら積極的に推進していきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
285	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	被災地では、中央企業の関連企業ですでに撤退を表明した会社が多く見られることから、安定的雇用の構図が崩壊するおそれがある。被災地への企業誘致計画を策定し雇用の安定化を図り、地元自治体の存続の危機を回避する政策が必要ではないか。		被災地である沿岸地域の企業誘致に関しては、これまでも企業立地促進奨励事業費補助金において、内陸に比べて高い補助率を設定するなど重点的に取り組んでおり、今後とも市町村と連携を図りながら積極的に推進していきます。	C(趣旨同一)
286	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	「暮らし」の再建のフレームとして取り上げられる内容は充分であるが、ステップの優先順位としては、安定的な雇用の場の創出が急がれる。		県では緊急的な雇用の場の創出と併せて、雇用対策基金を活用した事業により新規雇用事業を県・市町村の連携のもとに実施しており、また、更に同時並行して産業振興施策による安定的な雇用の創出を図っているところです。	C(趣旨同一)
287	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	「雇用維持・創出と就業支援」は最も重要な項目であり、若い人々には職業訓練、中高年者には今持っている技能を生かす場を設ける等、年代や性別等を配慮したきめ細かな雇用支援をして欲しい。		職業訓練については、若年者や女性を対象とする離職者訓練のほか、建設機械の操作資格を取得できる訓練など復興事業などで需要が見込まれる分野の訓練も行っているところであり、地域ジョブカフェ等によるきめ細かな就業支援についても行っていきます。	C(趣旨同一)
288	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	被災者の自立のため、将来設計への心構えを強く呼び掛けることも必要ではないか。		被災者に寄添った相談対応や、積極的・効果的な被災者への情報提供を通じて、被災者の生活再建や自立を支援していくこととしています。	C(趣旨同一)
289	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	被災した商工会・商工会議所への支援を明記してはどうか。		国において、被災した商工会館の復旧経費に対する補助制度を創設したところであり、県としては被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設を国に対して要望しているところです。県としては、商工支援団体である商工会議所・商工会の相談体制強化の充実を図り、被災企業への支援強化に努めていきます。	C(趣旨同一)
290	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	「女性によるコミュニティ・ビジネス等の起業支援」を追加すべき。		県では、産業の復興と併せた雇用創出への支援を行うこととしており、多様な主体による起業支援についても取り組んでいきます。	C(趣旨同一)
291	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	緊急雇用対策事業については、仮設住宅のコミュニティの確立や高齢者世帯への給食サービスなど被災者の生活を支える事業や産業の再建にかかわる事業も対象とするなど、早期に必要な雇用の確保に努めること。		緊急雇用対策事業では、被災者の方々の当面の生活維持、雇用の場確保のための事業を行っており、介護・福祉、子育て、医療、産業振興、情報通信、観光、環境、農林漁業など、被災者の生活を支える事業や産業の再建に関わる事業も対象としています。今後更に事業を促進して雇用の確保に努めていきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
292	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	中期的な取組に「地域に密着した生活者である消費者としての女性の視点を活かした起業の促進・支援」を追加すること。		基本計画では、復興の進め方によって多様な主体との連携により取り組んでいくこととしており、当然その視点には「地域に密着した生活者である消費者としての女性」の視点も当然考慮されるものであることから、御指摘の事項や他の分野においても今後十分配慮されるものです。 なお、第6章に女性の視点なども含めた社会的包摂の観点を追記します。	C(趣旨同一)
293	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	復興における女性の起業支援など生活再建に向けた予算措置をすること。		女性を含む多様な主体に対する起業支援については、被災者の生活再建の足掛かりとなる雇用対策や産業振興の中で取り組まれているところであり、今後も御指摘の視点を勘案した取組を行っていきます。	C(趣旨同一)
294	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	被災者が希望を持って復興に向かう根幹となる問題である。漁業、水産業や中小企業、商店などが立ち上がるために、二重ローンの解消は急務であり、一定期間の棚上げや金融機関による利子免除などの具体的対策を実現できるよう明記するべきである。こうした産業が雇用を守り、新たな雇用を生み出すことが暮らしの再建に繋がると考える。		復興基本計画には、生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援について盛り込み、国に対して抜本的な対策を講じるよう要請しています。 いわゆる二重債務問題については、国の2次補正において既存債務の買取を行うファンドの新設や再生の可否に判断を要する場合の一定期間の利子負担軽減措置等の支援策が措置されたところであり、今後、地元金融機関等と連携・協議しながら、早期解決に向けた具体的な支援策について検討していきます。	C(趣旨同一)
295	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	働いている全ての方々(アルバイト・パートも含む)が雇用保険に加入できる体制を整えること。		雇用保険制度は、労働者を雇用する事業は原則として強制的に適用され、1週間の所定労働時間が20時間以上であること、31日以上雇用見込みがあること等の適用要件がありますが、日雇で働く方を対象とした雇用保険(日雇手帳)や、雇用保険に現在未加入であっても遡って加入できる場合があります。 県としては、制度の普及等に努めていきますが、必要な事項について国に対し要望していきます。	F(その他)
296	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	女性の解雇された数を調査し、計画の前提とすること。		岩手労働局によると事業主都合による女性の離職者は3月767人、4月4,127人、5月1,321人、6月910人となっており、県としてはこれらの数値についても考慮しながら雇用対策を行っているところです。	C(趣旨同一)
297	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	雇用対策基金等に女性や外国籍市民・障がい者支援の枠を作ること。		緊急雇用事業は、失業者に対する当面の雇用の場を提供するものであり、求人に当たっては、男女の区別や国籍の区分、障がいの有無などを設けているものではありませんが、仮設住宅入居者への支援物資等の配布、タウン誌の配布、高齢者や子どもの見守り、漁具の修理、県・市町村の事務補助など、性別や年齢にかかわらず就業できる仕事の提供も行われてきたところです。 今後におきましても、市町村と十分に連絡を取り合いながら、仮設住宅入居者に対するきめ細かなケアを行う業務や食品事業者等の新商品開発に関連する業務など、復旧、復興のそれぞれの段階に応じ想定される、被災地のニーズに対応した多様な雇用の創出に努めていきたいと考えています。	F(その他)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
298	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	女性のコミュニティビジネス起業支援として、2期6年間、人件費・運営費を助成すること。		県では、産業の復興と併せた雇用創出への支援を行うこととしており、多様な主体による起業支援についても取り組んでいきます。 また、起業される方については、いわて希望ファンドによる助成制度への申請が可能となっています。	F(その他)
299	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	社会的企業制度の導入。		社会的企業については、新しい公共等の分野とともに企業の社会的責任の面からも注目されているところであり、今後、地域の産業振興の取組の中で参考とさせていただきます。	D(参考)
300	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	第一次産業再生支援として、他県からの希望者を受け入れる制度を創設し、2期6年間、人件費・運営費を助成すること。		県では、関係団体等と連携して、農林漁業へ就業を希望する方を対象に相談会等を実施するとともに、ふるさと雇用再生特別基金を活用し、マッチングや定着に向けた支援を行っています。今後も、御意見を参考にしながら、多様な担い手の確保・育成に向けて、取組を進めていく考えです。	D(参考)
301	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	雇用維持を支援する労働者の水準を、震災前の働き方等も勘案し、決定すべき。		雇用対策につきましては、国と連携しながら就業支援、生活・就労の出張相談を実施し、新規高卒者については県内関係団体に採用枠の拡大を要請、また災害復旧、復興に対応した離職者等再就職訓練等を実施しています。 なお、雇用維持、創出とともに、震災前の状況などを踏まえた被災者の方々の様々なニーズに対応すべく「就業支援」にも同時に取り組んでいます。	D(参考)
302	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	雇用拡大の要請には50%の女性枠をつけるべき。		雇用の創出のための緊急雇用事業については、求人に当たって、男女の区別を設けているものではありませんが、仮設住宅入居者への支援物資等の配布、タウン誌の配布、高齢者や子どもの見守り、漁具の修理、県・市町村の事務補助など、性別や年齢にかかわらず就業できる仕事の提供も行われてきたところです。 雇用確保についての関係団体等への要請につきましても、男女の区別にかかわらず、雇用が図られるようとの趣旨で行っています。	D(参考)
303	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	職業訓練は優遇措置を実施すべき。		被災地域における職業訓練については、地域ニーズを踏まえながら、復旧・復興に機動的に対応した内容を実施していくこととしており、訓練を希望する求職者に適切に職業訓練機会を提供し、早期に再就職できるよう支援していきます。	D(参考)
304	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	災害対応に係る緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業の実施を平成24年度以降も継続すること。		緊急雇用創出事業については、増額と期間延長を国に要望しており、引き続き国に対し働きかけを行ってまいります。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
305	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の特例措置としての給付日数の再延長を国に対して要請する。		雇用保険失業給付の拡充については国に要望しており、給付日数の延長及び要件緩和が実現したところです。	C(趣旨同一)
306	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	特定求職者雇用開発助成金の対象を拡充する。		被災者を雇用した場合の制度として被災者雇用開発助成金が制度化されましたが、5月2日以前の雇用は対象外であり、また対象労働者が同一の事業所で過去3年間に働いたことがある場合は対象とならないなどの制約があるため要件緩和を国に要望しているところです。	C(趣旨同一)
307	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	被災地の卒業後3年以内既卒者の採用奨励金を拡充する。		被災地の卒業後3年以内既卒者に対しては3年以内既卒者採用拡大奨励金、同トライアル雇用奨励金について支給額の拡充などの要件緩和を実現したところです。	C(趣旨同一)
308	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	沿岸部にワンストップ形式の求職者支援センターを設立する。		県は、岩手労働局や労働基準監督署、岩手県社会福祉協議会と連携して沿岸部での巡回相談を行うとともに、雇用相談窓口の設置や求職者個別支援モデル事業でのパーソナル・サポーターの被災地での出張相談を実施し、相談者の置かれた状況をお伺いしながら、関係機関と連携した生活支援・就労支援を行っているところです。	C(趣旨同一)
309	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	雇用保険を受給できない失業者に対し職業訓練とともに給付金を支給する求職者支援制度(平成23年10月1日施行)について、被災地での同事業の実施を確保するため、被災地における求職者訓練機関の設置職業訓練コーディネータの配置および、被災地のハローワークの増員を要請する。		求職者支援制度は、国が実施する恒久的な職業訓練制度として創設されました。 国では、訓練の実施に当たって、地域の認定職業訓練校や民間教育訓練機関を活用し、就職に向けた訓練カリキュラムを設定すること、就職支援にあたっては、訓練実施機関に就職支援の責任者を配置することや、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングなどの実施を検討しています。 なお、被災地のハローワークの職員の増員については、国(厚生労働省)が対応しています。	D(参考)
310	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	NPO等と協力して、被災地での就業困難に伴う生活困窮の諸問題等に対応するパーソナルサポート機関の設置を進める。		県は、岩手労働局や労働基準監督署、岩手県社会福祉協議会とともに沿岸部での巡回相談を行うとともに、雇用相談窓口の設置や求職者個別支援モデル事業でのパーソナル・サポーターの出張相談を実施し、相談者の置かれた状況をお伺いしながら、関係機関と連携した生活支援・就労支援を行っているところです。	C(趣旨同一)
311	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	「ふるさと雇用再生特別基金」を恒久的な制度にする。		「ふるさと雇用再生特別基金」については平成23年度での終了が決定されているため、県としてはこれに代わる助成制度として既存事業の要件緩和や対象事業の拡大を国に要請しているところです。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
312	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	I 生活・雇用	② 雇用維持・創出と就業支援	被災者が一日も早く安定した生活を取り戻すため住宅再建・雇用の支援策等の制度を喫緊に整備しながら、豊富な森林資源を活用し、良質で安全な住宅を提供すべきである。 またそうすることにより、再生可能資源である木材の需要拡大は、地域森林環境を健全化し国際的問題ある地球温暖化防止にも寄与するほか、多数の雇用を生み地域経済の起爆剤となりうる。 また、被災された方の中には、森林所有者もおり、所有する森林からの木材が利用されれば、資産価値が拡大し一日も早く安定した生活を取り戻せるものとする。		地域で生産された木材の利用促進については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設の促進などを旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトへ位置付けながら、被災地域における住宅の建設など、県産木材の利用促進と地域経済の活性化に取り組んでいくこととしています。	C (趣旨同一)
313	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	0 全般	「■基本的な考え方」の3行目に記載している「新たなまち(地域社会)」を計画全文の表現と統一すべき。		計画中の他の記述と同旨であり、「(地域社会)」という表現を削除します。	A (全部反映)
314	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	災害に強くするなら、情報の共有化ではないか。クラウドコンピューティングなどを活用すべき。		広大な県土において、限りある医療資源を有効活用し、地域連携型の医療を進めていく上では、遠隔医療の導入等ICTの活用効果が大きく期待されています。このため、保健医療圏内において電子化された医療・健康情報の共有・連携基盤を整備することや、大学病院等と連携した遠隔医療の導入に向けた取組について検討しており、クラウドコンピューティングの活用についてもICTの活用策の1つとして検討したいと考えています。	C (趣旨同一)
315	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	検案について、個人カルテとの照合が必要なら、歯形による識別を進めるなどといった諸外国の取り組みに対する県としての考えはどうか創造性が欠落している。		震災前から岩手県歯科医師会と協定を締結しており、歯型による個人識別作業を実施中です。	C (趣旨同一)
316	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	学校や福祉、病院などの施設の再配置について、どうあるべきか、どこかで触れた方が良いのではないかと。基本的にはコンパクトシティを目指すのではないかと。		まちづくりのランドデザインでは、災害対応等の中枢となる市町村庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置し、住民生活や企業活動に必要な機能を一定エリアにコンパクトに集約し、効率的な市街地整備を図ることとしています。	C (趣旨同一)
317	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「緊急的な取組」に被災地から高齢者を迅速に受け入れるための連絡網や受入体制の構築、被災者を受け入れる地区単位の中核施設の設定が必要ではないかと。		今後の大規模な災害の発生に備え、中期的な取組として、市町村保健センターや介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設の整備を進めることとしており、計画の実施段階においては、いただいた意見も含め高齢者等要援護者に対する災害時支援体制づくりを推進する必要があると考えています。	C (趣旨同一)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
318	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	福祉施設と公営住宅・商業施設との一体化構想は、新たなまちづくりとしてはよいと思われるが、既存施設に対する方向性も提示し、双方が納得できる構想・説明が必要ではないか。		第3章の復興に向けたまちづくりのグランドデザインにおいて、「コンパクトな都市形成」の中で、効率的で賑わいのあるコンパクトなまちづくりを掲げていますが、これを実現するためには、既存施設の有効利用も重要な視点であると認識しています。 市町村のまちづくり計画策定に当たっては、地域住民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、多重防災型まちづくりに向けた土地利用を図っていきたく考えています。	D(参考)
319	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	車椅子等が使用可能な避難路を確保するため、計画的な道路設計が必要ではないか。		「多重防災型まちづくりのツール」では、避難道路について、歩道やスロープを適正に配置し、車と歩行者がそれぞれが安全に避難できる構造とすることを提案しています。	D(参考)
320	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	今、騒がれているハエや蚊の大量発生は、各種食中毒や日本脳炎等の発生を想定しなければならない事を示唆している。 県立病院が復興しなければ、被災地の医療は成り立たない。 山田、大槌、高田各病院の復旧プラス久慈、宮古、釜石、遠野、大船渡を含めた8病院で、破傷風や日本脳炎、ボツリヌス、食中毒等に対する迅速な対応ができる整備も進めて欲しい。		災害廃棄物に起因するハエの大量発生に関連し、一定程度の食中毒のリスクは指摘されていますが、食中毒や感染症が発生した場合の治療体制は、県立病院に限らず地域の医療機関において整備されているものと考えています。 なお、県では、感染症の予防のための防疫用消毒剤の配布、感染症の拡大防止のための専門家チームの編成等、必要な措置をとっているところです。 また、被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)
321	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「緊急的な取組」に「サービス拠点の仮設整備、施設の復旧」が記載され、現在仮設診療所の設置が進んでいるところだが、「中期的な取組」は「新たな街づくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健医療・福祉施設を整備」となっており、「県立病院を元通りに再建する」と書かれていないことを危惧している。 県立病院のあった山田町、大槌町、陸前高田市の復興には、役場や学校と同じように、県立病院の再建が必要であり、安心して住み続けられる街づくりの大事な要素に「病院」の存在は欠かせない。 復興基本計画に、県立山田・大槌・高田病院の再建を明記し、実現すること。		被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)
322	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	復興基本計画案には被災した県立3病院(陸前高田・大槌・山田)の再建の方針が具体的に示されていない。被災地では、安心して入院できる県立病院の再建を求めている。是非、県の復興計画に被災した県立病院の再建をきちんと明記すべき。	220	被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
323	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	被災した3県立病院の再建が理想ではあるが、現在の人口減少、医師不足への対応や、高度な医療機器を備えた病院にするため、山田、大槌の各病院を統合し、両町の境に再建して欲しい。	15	被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)
324	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	県立病院は元通りに再建するのではなく、質の高い「再構築」、「整備」をして欲しい。 山田病院と大槌病院を統合し、医師数を両病院合わせた人数の1.3倍にし、大槌町と山田町の間に造って欲しい。		被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)
325	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	県立釜石病院の再建を。	1	県立釜石病院については、地震により損傷した病棟の改修工事及び耐震化工事を行っているところですが、早期の入院患者受入れに向けて、8月下旬には4階から6階までの198床、10月下旬には産婦人科病棟である3階部分の48床、計246床を再開することとしており、これにより被災前と同じ272床全てが稼働する見通しです。	D(参考)
326	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	住田地域診療センターを入院ができるようすべし。県立高田病院の代替施設にもなる。	1	住田地域診療センターについては、平成21年4月から病床休止としたところですが、これは、危機的な医師不足の中、度重なる当直など医師の過酷な勤務環境の改善を図り、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために診療所化したものであり、入院や救急については、引き続き、気仙保健医療圏の基幹病院である県立大船渡病院を中心に、他の病院とも連携しながら受け入れ先を確保することとしています。	D(参考)
327	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	保育園と老人ホームと病院がつながっていることを望む。		市町村におけるまちづくり計画や住民のニーズ等に対応し、福祉施設と医療施設の連携・一体的な整備等についても検討することが考えられ、地域の実情に対応した適時適切な取組が可能となるよう、必要な財政支援を国に要望しているところです。	D(参考)
328	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	被災した地域は、もともと医療施設や医師の不足が問題になっていた地域でもある。「緊急的な取組」として、被災した病院・診療所・福祉施設等は、早期に復旧すると明記すべきだ。今回の震災を期に、廃止や統合はするべきでない。		被災した医療機関について、どこの場所に、どのような機能(救急医療、在宅医療、診療科、病床等)を整備するかは、人口動態や患者受療行動、設置されている医療機関の状況、高台移転など新たなまちづくりとの連動などを考慮する必要があり、地域によって異なるものと考えられ、また、このような状況は、社会福祉施設にも当てはまるものと考えられます。 このことから、今後、市町村におけるまちづくり計画と住民のニーズ等に対応し、高台であること等の立地条件や通院等のための交通手段の整備、関係施設・行政機能との連携を十分に考慮して、医療機関や社会福祉施設等の整備を図っていくこととしています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
329	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	医師・医療スタッフを確保するまでは、岩手が築いてきた県立病院ネットワークを維持し、医療スタッフが不足する間は、この困難を乗り越えるために気仙地域のすべての医療スタッフが連携・協力できるしくみを作るべきだ。柔軟な仕組みをつくるべきという提案であって、医師不足や、不足からくる過酷な勤務は速やかに解消することを県の責務ととらえてほしい。		医師不足など限られた医療資源の中、二次保健医療圏を基本に、県立病院相互あるいは、地域の他の医療機関との役割分担と連携により地域医療提供体制の確保が図られるよう努めているところであり、今後、より一層の連携を図りながら取組を進めていきます。 なお、気仙地域の医療については、これまでも、地域の医療スタッフの連携・協力により対応されてきたところです。今後も医療機関の復旧復興に取り組んでいる地元の医療スタッフの取組との調整を図りながら、対応していきます。	D(参考)
330	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	震災前から、地域医療の担い手である有床の診療所が廃止・集約化されてきたが、これは中核病院の負担を一層過重にしているし、地域に住む人にとっても負担がある。高度医療までは必要ない軽症の人や、家に帰るには不安がある高齢者などは本来は、地域の有床診療所が受け入れ、地域住民は安心して暮らせた。しかし、その廃止が進めば中核病院にいかざるをえず中核病院の負担は増し、住民にとっても安心できる地域とはいえない。33Pの医療・福祉提供体制のイメージ図は、一見よさそうに見えるが、これまでの県の考え方を変えていないのであれば安心できる街づくりにはならない。		医師不足など限られた医療資源の中、二次保健医療圏を基本に、県立病院相互あるいは、地域の他の医療機関との役割分担と連携により地域医療提供体制の確保が図られるよう努めているところであり、今後、より一層の連携を図りながら取組を進めていきます。 特殊な医療需要や高度かつ専門的な保健サービスなどを除いては、可能な限り二次保健医療圏で完結できる医療を目指して、中核病院と地域病院・診療所の役割分担と連携によって、地域における医療提供体制を確立していく必要があると考えており、今後、まちづくり計画と住民のニーズに対応し、医療施設間の連携を十分に考慮した施設等の基盤整備を図っていく予定です。	D(参考)
331	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	被災地の医療・介護・福祉施設で働く人を増やすことで、雇用を増やして欲しい。しかし、今までのような低報酬・労働条件の劣悪さでは継続できない。雇用の創出は復興事業そのものなので、国に対し支援を要請してほしい。		県では、介護人材の確保及び育成に向けて、報酬改定や介護職員処遇改善交付金制度の拡充など、介護従事者全般に対する恒久的な処遇改善方策を講じるとともに、働きながら介護福祉士やホームヘルパー2級の資格を取得できる介護雇用プログラム事業の継続実施や新規事業の創設等の支援を国に要望しているところです。	C(趣旨同一)
332	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	地域医療の中核である県立高田病院、大槌病院、山田病院の早期の再建整備を明記すること。県立高田病院については、仮設診療所に入院病床も整備すること。		被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)
333	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	地域医療を支える民間診療所の復旧・再建についても、特別の助成措置を講じること。		民間診療所の復旧・再建については、「医療施設等災害復旧費補助金」の協議を、現在、国に対して行っています。 また、対象施設の拡大や補助率の引き上げなどについて、国に要望しているところです。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
334	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	災害関連死を防止するためにも、要介護高齢者に対する介護施設を早期に整備すること。訪問介護・訪問看護の体制を強化すること。保健師の体制を強化し一人暮らし高齢者、高齢者世帯などの訪問体制を強化すること。		介護保険施設、介護事業所の普及や仮設のサービス拠点整備に緊急的に取り組むとともに、新たなまちづくりと連動し、支援ニーズに対応した介護基盤整備を進め、住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築に取り組むこととしており、その中で訪問介護、訪問看護の充実に努めていきます。 なお、被災者の健康の確保を図るため、歯科医師や保健師、栄養士等が仮設住宅等を巡回し、口腔ケアや保健栄養指導を実施することとしています。	C (趣旨同一)
335	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	三陸の豊かな海を取り戻し、復興を支えていくためには、医療は命綱ともいえる。 しかし、県の案では被災した県立病院の再建が具体的に示されていないことに不安を感じる。以前のように入院設備を整えた県立病院にしてほしい。 広い県土と複雑な地形を持つ沿岸は、機械的に人口数に応じた医療・福祉・教育機関数にするのではなく、地域を支えるために是非、入院設備のある県立病院を再建し、県が積極的に住民と地方自治体を援助することを求める。 また、病院玄関まで乗り入れてくれる交通機関に対する援助も必要。		被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D (参考)
336	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	県立病院が建設の時点で海と同じ高さに建設されるのがそもそも問題があった。あらゆることを想定して何故建設できなかったのか。 沿岸には総合病院が必要だが、多方面から見てしっかりと欲しい。 ただ建てるだけでなく、病院職員が頑張る、良い医療を目指すことに医療不足も解消の糸口があるのではないか。		被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D (参考)
337	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	被災前に策定した「公立病院等改革基本計画」を見直すこと。		本県が平成21年1月に策定した「岩手県公立病院改革推進指針」は、公立病院改革プランの策定支援を目的に策定したものです。 社会経済情勢や病院運営を取り巻く状況の変化などにより、改革プランに掲げた目標の達成が困難となった場合は、診療所化や経営形態の見直しを含め改革プランを抜本的に見直すものとしていますので、被災地における公立病院については、今後、市町村のまちづくり計画や住民ニーズ、医療施設間の連携を十分に考慮しながらそのあり方を検討し、必要に応じて改革プランを見直すことが考えられます。	D (参考)
338	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	復興基本計画に、被災地の医療再生のプログラムを明記すること。		被災地の二次保健医療圏ごとに医療資源の有効活用や機能分担(病病・病診・病福)等に関する議論を進めていくこととします。	D (参考)
339	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	医師の招聘に積極的に取り組んでいることを明記すること。		被災地における医師等の重点的な確保に努めることとしており、即戦力医師の招聘等につきましても積極的に取り組んでいきます。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
340	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	全国一の県立病院数を誇る岩手を、全国に高らかにアピールすること。		医師不足による限られた医療資源の中、二次保健医療圏を基本に、県立病院相互の役割分担と連携をより一層進めることにより、地域医療提供体制の確保が図られるよう取り組んでいきます。	D(参考)
341	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	被災した県立病院の再建は住民のいのちを守る上でも、災害関連死を出さないためにも絶対必要であり、県としての責務である。この点が復興計画に明記されていないのは、重大である。		被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)
342	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	沿岸地域で高齢率が高いことから、多床室で軽費の特別養護老人施設の開設も急務である。		御意見のとおり、沿岸地域は高齢化が進んでいる地域であることから、復興に当たっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしています。また、施設整備についても、その取組の中において、地域の実情や高齢者等の支援ニーズに対応した施設を整備することとしています。	D(参考)
343	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「被災地住民の健康の維持、増進のため従来実施されてきた定期的な健康管理を完全履行し疾病の早期発見などに努める」と追記すべき。		定期的な健康管理については、復興基本計画に示す「被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成」(復興基本計画2-2「暮らし」の再建Ⅱ保健・医療・福祉①災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備)において市町村の健康管理体制の整備を図るとともに、「市町村保健センターの機能回復への支援」(復興基本計画2-2「暮らし」の再建Ⅱ保健医療・福祉②健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援)において被災市町村へ助言等を行い、従来実施されてきた定期的な健康管理が適切に実施されるよう市町村への支援を行っていくこととしています。	C(趣旨同一)
344	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「中期的な取組」に次の項目を追加すること。 ・大災害に備え、2次医療圏の中核的病院(県立病院)に患者受け入れだけでなく、護送ベッドの確保を進め、当該市町村での開業医を含めた連携体制を構築していく。		県では、災害による重篤患者の救命医療等の高度の診療機能等を有し、被災地からの患者の受入、広域搬送に係る対応等を行う災害拠点病院を二次医療圏毎に指定しているほか、各医療圏の二次救急医療機関が当該災害拠点病院と連携し、傷病者の受入れ及び応急処置を行う体制整備を進めています。 限られた医療資源を有効に活用し、二次保健医療圏を基本に、県立病院相互、あるいは、地域の他の医療機関との役割分担と連携により地域医療提供体制の確保が図られるよう、今後、より一層の連携を図りながら取組を進めていきます。	D(参考)
345	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「中期的な取組」に次の項目を追加すること。 ・災害時広域搬送拠点(SCU)を含めたシステムを構築していく。		災害時における広域医療搬送(SCU活動)については、昨年度、県の運営要領を定めたところであり、今般の東日本大震災津波に際しては、これに基づいて活動を行ったところです。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
346	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「中期的な取組」に次の項目を追加すること。 ・都市再建型の復興が必要な陸前高田市、山田町、大槌町では、被災した県立病院を中核施設とした複合型の施設建設をモデルとして施設整備を進め、必要であれば「特区」の申請を県といっしょに推進していく。		被災した医療機関について、どこに、どのような機能(救急医療、在宅医療、診療科、病床等)を整備するかは、人口動態や患者受療行動、設置されている医療機関の状況、高台移転など新たなまちづくりとの連動などを考慮する必要があります。地域によって異なるものと考えられます。 このことから、復興基本計画では、今後、市町村における「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、高台であること等の立地条件や通院等のための交通手段の整備、関係施設・行政機能との連携を十分に考慮して、医療機関等の整備を図っていくよう考えています。	D(参考)
347	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「中期的な取組」に次の項目を追加すること。 ・医療、福祉、介護施設の建設は、公設(災害復旧)で行うことを原則とし、各住居区域毎にサービス提供ができるように「地域保健計画」を住民参加で協議し、県は積極的にそのための援助をしていく。		被災した医療施設、社会福祉施設等については、国の災害復旧事業等を活用し整備することとしており、対象施設の拡大や補助率の引上げなどについて、国に要望しているところである。 なお、被災した医療機関等について、どこに、どのような機能(救急医療、在宅医療、診療科、病床等)を整備するかは、人口動態や患者受療行動、設置されている医療機関の状況、高台移転など新たなまちづくりとの連動などを考慮する必要があります。地域によって異なるものと考えられることから、県(被災地の保健所)が中心となって、二次保健医療圏ごとに医療資源の有効活用や機能分担等に関する議論を進め、高台であること等の立地条件や通院等のための交通手段の整備、関係施設・行政機能との連携を十分に考慮した施設等の基盤整備を図っていくよう考えています。	D(参考)
348	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「中期的な取組」に次の項目を追加すること。 ・福祉、介護施設等の運営については、地域の雇用の場として重視し、NP〇等とも連携を図り取り組んでいく。		県では、地域の雇用の場として介護施設等を重視しており、国に対して、報酬改定や介護職員処遇改善交付金制度の拡充など、介護従事者全般に対する恒久的な処遇改善方を講じるとともに、働きながら介護福祉士やホームヘルパー2級の資格を取得できる介護雇用プログラム事業の継続実施や新規事業の創設等の支援を要望しているところである。	C(趣旨同一)
349	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「緊急的な取組」について、医療、介護のサービスを受けていた人々全員の被災後の状況を把握すべきである。そのうえで、医療施設や介護事業者が被災した地域でも、また市町村の県域を越えて避難した場合も、サービスを継続して受けることができるよう措置することが必要である		医療、介護サービスを受けていた人々の被災後の状況については、まず、保健師等による応急仮設住宅への家庭訪問等により被災者の健康状態や受療状況等を把握するとともに、集会所等での定期的な健康相談や保健指導等を行っているところである。 また、各居宅介護支援事業所において介護サービス利用者の状況を確認し、各地の包括支援センター等と連携し対応してきたところであり、転入手続きを取らずに、他の市町村に避難された方についても、継続してサービスを利用できるよう、特例措置による柔軟な対応が行われてきたところである。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
350	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「緊急的な取組」について、被災前に介護認定を受けていなかった人が、新たに介護サービスを受給することができずにいるおそれがある。震災後の状況の下で、介護ニーズの状況を調査し、対応することが求められる。		震災後、避難所や在宅の高齢者については、市町村が保健師の巡回等により状況を確認し、事業者と連携のうえ、避難所や在宅で居宅サービスを利用できるよう調整を行うとともに、重度の方については、随時、施設への入所を行うなどの対応が進められてきたところです。	D(参考)
351	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「緊急的な取組」について、仮設住宅においても、適正な医療・介護が受けられるようにするとともに、仮設住宅のバリアフリー化のための改善が求められる。		被災地では、巡回型の医療救護活動から仮設診療所等による通常診療体制に移行しているところであり、通院のための交通手段を確保し、適切に医療を受けることができるよう、国に対して応急仮設住宅地と地域の医療機関を結ぶ交通機関への支援を要望しているほか、歯科巡回診療車を配置して地域の医療提供体制の確保に取り組むこととしています。 また、応急仮設住宅地域においても適正な介護が受けられるよう、仮設住宅団地内に高齢者サポート拠点を整備するとともに、被災施設の復旧及び人材確保等を支援することにより、被災地の介護サービス提供体制を早期復旧を進めているところです。なお、仮設住宅のバリアフリー化については、建設担当部署においても個別要望に応じて対応予定であり、要介護認定を受けた方においては、介護保険サービスを活用することも可能となっています。 なお、応急仮設住宅にお住まいの方々からいただいた玄関前のスロープや住戸内部の手すりなどのバリアフリー化に関する要望については、順次、設置を進めており、今後も適宜対応していきます。	C(趣旨同一)
352	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「緊急的な取組」について、障がい者ケアについて復興計画案では何ら言及していないが、障がい者に対する施策も計画的に実施する必要がある。		復興基本計画では、被災した障害者支援施設や障害福祉サービス事業所についても、被災地の被害状況に応じてサービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の運営体制を支援することとしており、これらを通じて障がい者福祉の向上を図っていきます。	C(趣旨同一)
353	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	「緊急的な取組」について、健康、障がい等の情報をきめ細かく把握できるような被災者カルテの作成を支援することが求められる。		被災者の生活支援については、社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、市町村や民生委員等関係機関と連携しながら、被災者の生活相談や一人暮らし高齢者等要援護者の安否・見守り活動に取り組んでいますが、活動に当たっては、要援護者の情報を盛り込んだ被災者生活支援シートを作成し、当該シートに基づいて、きめ細やかに支援することとしています。	C(趣旨同一)
354	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	県の基本計画なのだから、県立病院の再建計画を明らかにすることが責務ではないか。 仮設診療所整備の時期においても、最低限度の病床を確保する努力をすべきである。例えば、無床診療所化した旧県立病院(住田診療センター)には入院施設が残されているので、緊急的にこれを活用すべきである。		被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。 住田地域診療センターについては、平成21年4月から病床休止としたところですが、これは、危機的な医師不足の中、度重なる当直など医師の過酷な勤務環境の改善を図り、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために診療所化したものであり、入院や救急については、引き続き、気仙保健医療圏の基幹病院である県立大船渡病院を中心に、他の病院とも連携しながら受け入れ先を確保することとしています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
355	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	地域包括ケアシステムには各地域で適正な医療の提供が不可欠であり、医療の集約化と「遠隔医療」では代替できない。したがって、中核的病院とともに地域医療の担い手である病院の再建を計画に加えるべきである。		御指摘のとおり、地域の保健・医療・福祉・介護等関係者が連携し、地域の実情に合った適切なケア体制の基盤の構築が大切であると考えています。あくまで、情報通信機器を用いた遠隔医療は、これらの取組を補完する手段の一つと考えています。	D(参考)
356	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	沿岸市町村では、多くの民間診療所も被災した。その再建は、二次医療圏における中核的病院の機能を維持するためにも重要である。現行制度にとられない財政面等での支援を計画に掲げるべきである。		災害復旧事業について、補助率の更なる引上げや、補助対象施設の拡大、津波被害を伴う施設の撤去及び移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るほか、新たなまちづくりと一体となった医療提供施設の整備、医療従事者の確保や医療連携体制の構築など、被災地の実情に応じた適時適切な復興の取組が可能となるよう、新たな基金造成のための財政支援を行うことなどを国に要望しているところです。	D(参考)
357	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	生活保護の適用を弾力的に行い、収入認定において、義援金・支援金等を収入に加えない、被災地域の交通事情を考慮して自家用車の保有を認めるなどの措置をとること。 また、生活保護費の地方負担分を、被災地域については国が負担するよう、国に対して求めること。		今回の東日本大震災津波に係る義援金等の収入や自家用車の取扱いなどの弾力的な運用については、既に国からの通知などにより対応しているところです。また、生活保護費の地方負担分を被災地域について国が負担するよう求めることについては、全国知事会を通じて国に対して要望しています。	D(参考)
358	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	遠隔医療の導入にあたっては、次の点に留意すること。 ①遠隔医療はあくまで補完的役割である ②開業医の負担軽減を考えた遠隔医療の導入 ③在宅医療への遠隔医療導入 ④目標設定とそれを埋めるための遠隔医療導入		御指摘のとおり、本来の診療は、医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、あくまで情報通信機器を用いた診療については、直接の対面診療を補完する手段であると考えます。 その導入にあたっては、病院とかかりつけ医等が連携しながら、実施コンセプトの明確化、業務の省力化などに配慮されながら、地域の一定の理解のもとで推進されることが必要と考えています。 なお、遠隔医療は、医師(医療分野)間だけに留まるものではなく、地域の高齢者への慢性期疾患の予防対策、在宅での健康管理や生活習慣に関わる健診・相談等への活用が大いに期待されていることから、地域の保健・医療・福祉・介護等関係者が連携のうえ、地域の実情にあった効果的なシステムの導入することについても検討していきます。	D(参考)
359	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	計画案は中期的な取組として、「新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健医療・福祉施設を整備」「地域の保健医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築」としているが、これが、県が従来から進めている医療の拠点化を意味するのであれば、それは過疎地の医療を切り捨てることになるから反対である。 医療が不十分であると、過疎化が一層進むおそれ大きく、復興などおぼつかない。 被災した県立病院については、速やかに被災前と同規模またはそれ以上の体制を確保し、今後も維持すべきである。		限りある医療資源を有効に活用し、特殊な医療需要や高度かつ専門的な保健サービスなどを除いては、可能な限り二次保健医療圏で完結できる医療を目指して、中核病院と地域病院・診療所の役割分担と連携によって、地域における医療提供体制を確立していく必要があると考えており、今後、まちづくり計画と住民のニーズに対応し、医療施設間の連携を十分に考慮した施設等の基盤整備を図っていく予定です。 被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりと連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
360	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	この計画中の「遠隔医療」とは何を意図しているのか不明である。保健福祉分野と医療をつなぐ意味での機器を導入のことであるのか。 診療行為の記述であるならば、平成23年3月31日現在の「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」では、初診及び急性期の患者に対しては、原則として対面診療によること。病状が安定している患者に対しては、原則として対面診療によること。病状が安定している患者に対しては、原則として対面診療によること。病状が安定している患者に対しては、原則として対面診療によること。 なお、ここは「中期的な取組」欄であるが、医療に係る記述がなされていない。県立病院等中核病院について展望しにくいこと、あえて記述を避けたのかと、住民から憶測されるのでは。 県立病院については、別途地域住民と協議しその計画を定めると記載すべきと思われる。		遠隔医療については医療資源の厳しい被災地の保健・医療・福祉の連携体制の強化を補完する手段として導入を進めようとするものです。なお、導入に当たっては、御指摘のように様々な運営上の制約も見込まれることから、国に対して、地域の実情やニーズを踏まえた対応を行うよう働きかけながら、実効性のある仕組みづくりを進めていくことが大切と考えています。 被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)
361	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	① 災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制の整備	DMATは災害時の初期医療を担うものであり、保健活動や心のケアと活動との連動は困難と思われる。		「連動」は、DMAT(災害派遣医療チーム)活動に引き続き、切れ目なく、保健活動、こころのケアの活動などを行う意味で使用していますので、御理解願います。	C(趣旨同一)
362	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	被災地の高齢者やスタッフに対するこころのケアが必要となるため、関係機関との恒常的な支援・連絡体制の構築が必要。併せて、スタッフが災害時に対応する際、スタッフの子を保育する体制を構築しなければ、迅速な支援対応が取れないことから、近隣の関係施設との協定が必要ではないか。		今般の震災においては、保育所定員を超過して受け入れることや周辺市町村との連携により広域的な利用が図られるよう努めてきたところであり、今後においても同様の対応が可能と見込まれます。	D(参考)
363	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	長期的な取組として「こころにトラウマができてしまった子どもたちへの長期的サポートを行う。」を追加してほしい。		復興基本計画では「長期にわたり子どものこころのケアを推進するため、被災児童に対する学校教育と連携した継続的な支援体制の整備」を掲げ、長期的な取組を行っていくこととしています。 なお、県では4月以降「子どもの心のケア研修会」を各地で開催し、被災した児童に適切なケアが図られるよう努めています。 また、6月以降、宮古地区及び気仙地区に「子どものこころケアセンター」を設置し、児童精神科医が週1回程度、児童等を診察する他、地域の関係機関と連携してケアを行うこととしており、他の沿岸地区にも順次、同センターを設置していくこととしています。	C(趣旨同一)
364	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	被災等によって心にダメージを受けた児童生徒への心のサポートは、学校や専門機関だけでは不足だと思う。 保護者に対する子育て相談の体制も強化してほしい。保護者の安心が、結果的に子どもの精神的な安定につながると思う。		県では、保護者や保育所職員等を対象にした「子どもの心のケア研修会」を各地で開催しているほか、児童相談所職員が保育所や避難所等を巡回し、個別に相談に対応しているところがあります。 なお、宮古地区及び気仙地区に設置した「子どものこころのケアセンター」においては、児童と併せて、保護者の相談にも応じることとしています。 また、被災児童の心の理解とケアに関するリーフレットや小冊子を作成し、市町村や学校を通して、保護者にも配布しているところがあります。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
365	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	子どもたちの目線での復興が考えられるように、街づくりに子どもたちの提言をいかす仕組みを作ってほしい。		これからの復興の主役となる子どもたちが地域の復興について考えていくことは重要なことであり、今後、具体化される「復興教育」などの中で取組を具体化していきます。	D(参考)
366	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	セーフティーネットから漏れてしまう人や、要支援なのに隠れて見えなくなっている子どもがいないか、すべての未就学児・児童・学生が必要な支援を受けられるよう行政と関係機関は連携して欲しい。子どもの年齢による縦割りの行政対応では、支援が漏れたり自立するまで十分なケアができるか心配です。		現在、児童相談所職員が沿岸地区を中心に県内の被災孤児や要保護児童を個別に訪問し、相談に対応しているところです。 また、沿岸各地区に設置する子どものこころのケアセンター等において、保護者や保育士等の相談に対応しているほか、市町村や教育委員会と連携して、保育所や学校等に各種リーフレットを広く配布し、奨学金等の各種支援制度の周知に努めています。	C(趣旨同一)
367	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	ケアセンターには児童虐待、取りわけ、性虐待に専門的知見を要する民間支援団体から職員を登用すること。		「子どものこころのケアセンター」は、東日本大震災津波に係る子どもの心のケアの拠点として、児童精神科医が児童の診察やカウンセリングに直接対応するほか、心のケアに関する研修会等を実施することとしており、その中で民間団体を含む関係機関と連携しながら、子どもの心の健康の回復に向けて総合的な取組を行うこととしています。	D(参考)
368	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	女性に対する暴力被害の回復支援に専門的知見を有するスタッフを心のケアチームに配置すること。		こころのケアチームは、震災による精神的な負担の軽減を図るため、被災者の方々に対する専門的こころのケアを行っているものであり、その中には暴力被害を受けている女性の方も想定され、その際は適切な回復支援を図るため、専門機関と十分な連携を図り取り組んでいきます。 なお、「いわて男女共同参画プラン」において、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指すとともに、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」において、暴力のない家庭・社会の実現を目指して取り組んでいます。	C(趣旨同一)
369	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	民間支援団体で、心のケアの活動を行う団体をセンターとして認定し、活動へ助成を実施すること。		「岩手県こころのケアセンター(仮称)」及び「地域こころのケアセンター(仮称)」は、中長期的に継続したこころのケアを推進するため、県が設置・運営する必要があると考えていますが、センターの活動に当たっては、民間団体や関係機関と十分な連携を図り、効果的な取組を進めていきます。	D(参考)
370	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅱ 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「Ⅱ 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	子どもの心のケアは、虐待の事例の訓練が不十分な教育委員会等の機関とは独立した、実効性の高いものとすべき。		沿岸各地域に「子どものこころのケアセンター」を設置し、児童精神科医が児童等を診察する他、地域の関係機関と連携してケアを行っているほか、保護者や保育士等を対象に「子どもの心のケア研修会」を各地で開催し、被災した児童に適切なケアが図られるよう努めています。 また、被災児童の心の理解とケアに関するリーフレットや小冊子を作成し、市町村や学校を通して保護者にも配布しているところです。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
371	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	サポートプログラムの作成に当たっては、先進諸国の事例に学び、NPO、NGO等の先進的事例を取り入れること。		第4章「復興に向けた具体的取組」「取組項目一覧(III教育・文化)」の「こころのサポート」プログラム等の作成と県内臨床心理士による相談窓口の設置を推進する上で参考とします。	D(参考)
372	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	「被災した子どもの不安解消や情緒の安定化を図る」という点については、保護の対象としてのみ、子どもをみるのではなく、子どもが生来持つ回復力に着目した取組が大切なので「被災した子どもの不安解消や情緒の安定化を図り、回復力を引き出す」と追記すべき。		被災した子どもの不安の解消や情緒の安定化を図ることにより子ども本来が持つ回復力を引き出すため、関係機関との連携による遊び場の提供、スポーツ等の活動支援、学生ボランティア等との交流等を予定しており、これらの活動を通じて、子どもたちが震災前の心の健康を取り戻すことができるよう、取り組んでいくこととしています。	C(趣旨同一)
373	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	子どもの発達における被災体験の影響を鑑み、本計画でも「こころのケア」が重点的に謳われている。 ただ、これらのケアが就学児童を対象とする教育に留まらず、母子保健分野の妊産婦・新生児・乳幼児・就学前児童から、義務教育を終えた子どもを含むこと、また、公立だけでなく、私立や各専修学校・特別支援学校等へ通う子ども等、「すべての子どもたち」を対象として欲しい。 加えて、その際には、外国籍の子どもや貧困家庭の子どもたちなど、比較的ケアが受けにくい状況にある子どもたちを必ず含んでいるよう配慮して欲しい。		「こころのケア」は、被災したすべての子どもたちを対象としているものであり、これまでも市町村や学校、関係機関と連携しながら「子どもの心のケア研修会」の開催や「子どものこころのケアセンター」を設置してきたところであり、被災したいずれの子どもたちにも適切なケアが図られるよう取り組んでいくこととしています。	D(参考)
374	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	暮らしの再建 II保健医療・福祉の取組事項②においては、「保護を必要とする子どもたちの養育を支援」とある。ここではぜひ、被災による生活環境の急変によりストレス度の高まりが予測される養育困難家庭に対する優先的な再アセスメントの実施などが急務である。震災前からハイリスクとされる家庭に対する支援は、県の機関である児童相談所と共に市町村や民間団体との連携が必要不可欠。ぜひ「連携の促進」について、補記を検討して欲しい。		児童相談所では、震災直後から被災孤児や要保護児童等の把握に努めてきたところですが、これまでも市町村や学校等と連携しながら、個別訪問による相談対応を継続しているところであり、家庭の状況に応じた適切な支援が図られるよう対応しているところです。	C(趣旨同一)
375	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	「震災孤児の適切な養育環境の確保」とあるが、国連子どもの権利条約にも明文化されている通り、適切な環境とは「家庭的な」養育環境であることを明記されたい。 復興を通し、県の先駆的な社会的養護の確立へに向けた計画の実施を。		現在、児童相談所が被災孤児やその親族の意向に沿いながら個別に相談を行っているところですが、県としては、被災孤児の養育環境の確保については、成長過程に渡り、「家庭的な」養育環境が確保されることが何よりも重要と認識しており、そのため、里親制度の利用と普及促進に取り組んでいくこととしています。	C(趣旨同一)
376	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	被災の影響を受けた失業などによる家族の分散が予測されているが、震災後も子どもが家族と暮らす権利を守るための努力が重要。		児童相談所が中心となり、被災孤児や要保護家庭の相談に応じているところですが、今後は弁護士を含む各分野の専門家によるサポートチームを設置し、子どもの権利の確保も含む総合的な支援を行っていくこととしています。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
377	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	II 保健・医療・福祉 (※計画案の段階では、「II 保健医療・福祉」としていました。)	② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	将来、復興を担う子どもの健全な発育を担保し、更に被災によって経済的困窮している子どもが必要不可欠な栄養の摂取を絶やさないよう、学校等、他の児童施設においても、給食・補食の復旧や充実にも、注意を払って欲しい。		現在、沿岸地域の全ての保育所において、給食が再開されています。震災後、十分な給食提供体制が取れなかった時期については、民間団体の協力により補食を支給し、児童の栄養確保を図っているところです。	D(参考)
378	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	III 教育・文化	0 全般	「3 取組項目一覧」の「暮らし」の再建 III 教育・文化」のうち3項目の「社会教育・生涯学習環境の整備」と4項目の「スポーツ・レクリエーション環境の整備」が「2 主な取組内容」の「暮らし」の再建 III 教育・文化」に盛り込まれていないので記載すべき。		「2 主な取組内容」における教育・文化の分野につきましては、計画全体のバランスから代表的な取組として、学校教育の取組と文化芸術の環境整備等の取組を掲げましたが、「社会教育・生涯学習環境の整備」及び「スポーツ・レクリエーション環境の整備」についても他の取組と同様に推進します。	E(対応困難)
379	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	III 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	緊急的な取組に仮設住宅が建てられている学校の野外教育に対する支援を追記すべき。		緊急的な取組項目として掲載している「学校運営及び学校教育の早期正常化」の取組の中で、多くの制約を受けながら教育活動を行っている学校に対して、支援していくこととしています。	D(参考)
380	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	III 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	震災孤児のケアを長期的に行うべきであり、あしなが育英会との連絡調整を行うべき。		被災孤児は、6月24日現在で88人と把握しています。現在、児童相談所が中心となって、今後の養育について相談を進めているところですが、児童の健やかな成長のため、安定した家庭的な養育環境が成長期間を通して確保されるよう、継続した訪問支援等を行っていくこととしています。また、関係団体とも連携しながら、長期的、継続的な心のサポートについても実施するところです。 なお、被災児童に対して各種の支援制度を紹介する中で、あしなが育英会の特別一時金制度等についても周知を図っているほか、本県では、「いわての学び希望基金」を創設し、この基金を活用して、小学校、中学校、高等学校及び大学等に在学する親を失った児童生徒等に、返済不要の奨学金を給付することにより、社会人となるまでの長期にわたって就学支援を行うよう検討しています。	C(趣旨同一)
381	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	III 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	教育面・文化面では、ソフト対策の方向性は妥当であるが、急がれるのは学校の仮設校舎の建設。 教育環境を整備して、少なくとも、必須の教育プログラムの格差を解消させねばならない。 津波対策の教育プログラムは、本来の学校機能が確保されて後のことではないか。		各自治体(市町村)が計画する学校施設の復旧整備(仮設校舎整備含む)については、国庫補助制度の活用も含め、早期に整備できるよう支援していきます。	C(趣旨同一)
382	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	III 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	児童・生徒へのサポート体制がまとめられているが、これだけでは、児童・生徒はサポートの受け手としての役割が大きい。 「地域との関わり方、郷土の将来像の創造等」のための具体例として、ボランティア活動の活性化や、ボーイズ&ガールズスカウト活動等、地域を将来負う児童・生徒が発信できる活動を盛り込むべきで、児童生徒が将来的に災害にあったときに考える力を養う活動も明文化すべき。 そして、ボランティア活動等は、II 保健医療・福祉とも関係してくると思われるので、福祉と教育の連携についても明文化する必要がある。		ボランティアに関する教育や児童生徒が将来的に災害にあったときに考える力、状況に応じて主体的に判断できる力を育てていくことについては、「いわての復興教育」の内容に盛り込みながら、取り組みます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
383	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	「いわて復興教育」プログラムに、この津波が何十年、何百年と風化しない対策を盛り込んでほしい。		今回の震災津波の体験が継承されるよう、「いわて復興教育」の充実を図っていきます。	C (趣旨同一)
384	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	放課後や、学校が長期休みの間は、子どもどうして遊んだり、語りあったり、必要な学習支援をする大人が混じったりする場など、自宅以外にも安心できる場が必要な子どもがいると考えられる。心のケアの場としても必要と思うので、そのような居場所づくりや運営に関して、行政がNPOや地域住民と連携して仕組みを作るべき。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」に「地域人材を活用した被災地における児童生徒の居場所づくりの推進」を掲げています。	C (趣旨同一)
385	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	被災した学校の早期の復旧を図ること。県立高田高校については3年以内の再建整備をめざすこと。仮設校舎の整備はもとより、運動場の確保などにも取り組む。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」に「学校施設の復旧整備」を掲げています。 また、県立高田高校については、復興実施計画に「(仮称)新県立高田高等学校整備事業」を掲げ、実施時期等については陸前高田市のまちづくりの方向性等を踏まえて検討することとしています。	B (一部反映)
386	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	学校の教育環境の回復・改善に取り組むこと。		第4章「復興に向けた具体的取組」に「Ⅲ教育・文化」を掲げ、学校の教育環境の復興に取り組みます。	C (趣旨同一)
387	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	給付制の奨学金(「いわての学び希望基金」とともに、修学援助の拡大などで経済的な理由で十分な教育が受けられない、修学旅行に行けない子どもを絶対につくらないようにすること。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」に「『いわての学び希望基金』を活用した給付型奨学金制度による継続的な支援」を掲げています。 なお、復興実施計画の「被災地児童生徒修学支援事業」により、市町村が実施する被災児童生徒に対する就学援助事業費を原則として全額補助することとしており、修学旅行費についてもこの補助対象としています。	C (趣旨同一)
388	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	子どもたちの心のケア・心のサポートについては、中長期的な取り組みとして、家族の経済的な安定・仕事の確保と結んで取り組むようにすること。		子どもの心のケアについては、基本計画の中でも長期的な取組を行っていくこととして掲げおり、子どもの心のケア研修会の開催や沿岸各地区に設置する子どものこころのケアセンター等において保護者や保育士等の相談に対応しているところ。 また、市町村や教育委員会と連携して、保育所や学校等に各種リーフレットを広く配布し、奨学金等の各種支援制度の周知に努めています。 今後も「児童生徒への心のサポートの充実」については、児童生徒一人ひとりの生活環境に配慮しながら進めていくこととしています。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
389	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	子どもの放射能汚染対策を特別の重視し、すべての学校、保育園、幼稚園で放射線測定調査を継続的に実施し公表すること。必要な場合、除染の対策を講じること。		御意見の趣旨を踏まえ、第4章「安全」の確保 I 防災のまちづくりの緊急的な取組に「原子力発電所事故に伴う放射線量の測定など監視体制の充実・強化及び放射性物質に係る健康不安の解消など安全対策の推進」を追加し、学校、保育所等における放射線量測定及び情報提供を実施するとともに、必要に応じて除染対策を講じることとします。	A (全部反映)
390	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	「いわての復興教育」プログラムについて、下記を盛り込むこと。 ・計画の策定において、教育関係者だけではなく多様な委員構成をもって計画・実施を行う。 ・被災により保護者を亡くした子どもへの支援体制を構築する。 ・被災を免れた内陸市町村の学校との連携や協働など、未来を担う児童生徒が希望を持てる教育プログラムの策定を進める。 ・具体的な取組として、今回の被災経験を踏まえた課題解決のための、避難訓練の実施(避難所設営シミュレーションなど)やボランティアとして避難所設営・運営に関わる生徒の育成などより具体的で実践的な取組を実施する。 ・女性や子どもに対する暴力防止のための予防啓発教育を実施する。		教育プログラムの策定に当たっては、大学等の学識者、有識者等の指導助言もいただきながら、概ね3年間の検討時間をかけて、児童生徒の実情や学校のおかれている環境等に十分配慮しつつ、多様で柔軟なプログラムになるよう検討することとしています。	D (参考)
391	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	震災で保護者を失った子どもたちへの経済的な支援策を具体的にすること、また被災により進路を変えざるを得ない子どもたちへの奨学金を給付することが必要である。		県では、震災により保護者を失った子どもたちが将来の夢や進学をあきらめことなく安心して暮らしていけるよう、「いわての学び希望基金」を創設し、子どもたちが社会に出るまでの長い特別な支援を行うこととしています。 また、民間団体の各種の特別一時金や奨学金についても県独自のリーフレットを作成し、市町村や学校等に配布するとともに児童相談所の個別相談の際に持参し、その周知に努めているところです。	C (趣旨同一)
392	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	子どもたちの放射能汚染への不安は、被災地も含め、全県の母親の問題となっている。公園、保育所、幼稚園、小中学校、高校、大学など子どもが集まるすべての場所での放射線測定を定期的に細かく行い、結果を公表することを計画にも入れるべきである。		復興基本計画では、緊急的な取組として、「原子力発電所事故に伴う放射線量の測定など監視体制の充実強化及び放射性物質に係る健康不安など安全対策の推進」と「風評被害を払拭するための取組の推進」を、また、復興実施計画では、「学校、保育所等における放射線量の測定の実施と情報提供等」を新たに盛り込んだところです。 これらに基づき、今後、県内全市町村を対象に、公私立を問わず、小・中・高校や幼稚園・保育園等で放射線量の測定、放射線量低減のための一定の基準に基づく土壌の除染作業について、助成事業を行うこととしています。	B (一部反映)
393	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	学校教育や子育て支援に関わる人々への児童虐待に関する情報提供や、専門機関・団体との連携を強調してください。		震災により子どもたちが受けた心のダメージの回復を図るため、学校や関係機関と連携しながら、長期にわたりケアを行っていくこととしており、その中で児童虐待防止にも十分に配慮した対応をとっていくこととしています。 なお、今後、児童虐待防止等の啓発チラシの全戸配布や臨時災害FM局を通じた啓発活動を予定しているところです。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
394	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	支援者を臨床心理士と限らず、幅広く子どもの課題に知見のある民間支援団体から登用すること。		第4章「復興に向けた具体的取組」「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の「児童生徒への心のサポートの充実」を推進する上で参考とします。	D(参考)
395	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	復興教育プログラムに、暴力の加害者にも被害者にもならないための予防教育を盛り込み、教育機関において実施すること。		第4章「復興に向けた具体的取組」「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の「大震災津波体験を踏まえた『岩手の復興教育』」を推進する上で参考とします。	D(参考)
396	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	女性センターの事業充実も盛り込むこと。		男女共同参画センターにおいては、デートDVなどの出前講座等を開催しており、今後においても教育現場のニーズを把握しながら取組を進めていきます。	D(参考)
397	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	子どもの心のケアについて、臨床心理士を派遣するとしているが、一時的に対応するだけの派遣型のケアではかえって現場を混乱させかねない。子どもたちとの信頼関係を構築できる専門家による継続的な支援が望まれる。派遣するよりも、特定の担当者を、学校に配置することが望まれる。また、派遣された専門家は、学校や地域社会との連携を密にして対応することが望まれる。 児童・生徒のダメージの背景に、他の家族もダメージを受けていることや、家族の生活の困窮が影響していることも十分に考慮する必要がある。 このため、児童・生徒のケアにあたる専門家には、多様な支援サービスとつなぐという視点が不可欠で、多様な分野のソーシャルワーカー(医療系、児童福祉系、生活保護系、ボランティア系などのワーカー・支援者)と連携できる体制を構築することが望まれる。		本年6月以降、沿岸地区に順次、「子どものこころのケアセンター」を設置しているところですが、センターでは児童精神科医が児童の診察やカウンセリングに対応するほか、地域の関係機関と連携して子どもの心の回復に向けて総合的な取組を行うこととしています。 また、児童の養育全般に関しては、児童相談所が中心となり、個別の相談対応を行っています。さらに各分野の専門家等によるサポートチームを設置し、被災児童とその保護者(養育者)の生活を総合的に支援することとしています。	C(趣旨同一)
398	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	保護環境を失い、また大きな精神的ダメージを受けた児童・生徒については、多様な児童福祉施策の充実をはかることが望まれる。 被災児童を対象として、給付型の奨学金の制度については、適応の範囲と支給額において、充実したものとすべきである。		現在、児童相談所職員が沿岸地区を中心に被災児童を個別に訪問し、相談対応を行っているほか、「子どものこころのケアセンター」を設置するなどして、児童が受けた被災ダメージからの回復の支援に努めているところです。 なお、被災児童やその保護者(養育者)の生活を支援するため、関係機関によるサポートチームを設置し、法律相談にも対応するなど総合的な支援を実施することとしています。 また、震災により保護者を失った児童が将来の夢や進学をあきらめることのないよう創設された「いわての学び希望基金」では、児童が社会に出るまでの息の長い特別な支援を行うこととしています。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反映状況
399	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	浸水域となった学校(とりわけ小学校)では、学校の復旧は遅れて、現在も遠方の学校に通学したり、狭小過密の環境で授業が営まれていたりしている。教員の疲労も蓄積されている。子どもたちは、学習環境においても遊びの環境においても、不十分な状態におかれている。これらの復旧を急ぐとともに、避難先・仮設住宅との交通を引きつづき保障する手立てをとるべきである。校庭が仮設住宅の敷地となっている学校においては、児童や生徒が、遊戯やスポーツに取り組める空間を別途、緊急に整備すべきである。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」に「学校施設の復旧整備と通学手段の確保」を掲げています。	C(趣旨同一)
400	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	学校には県内外からのイベント興行的な被災地支援サービスがなされているが、そこに欠けているのは、児童や生徒が主体であるという経験である。そこで、県内外の各種教育機関、各種団体等と連携し、参加型の教育・体験プログラムを開発し、定期的実施していく必要がある。その際、受け入れ側の学校の負担とならないような十分な体制をとることも重要である。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の「大震災津波体験を踏まえた『岩手の復興教育』」を推進する上で参考とします。	C(趣旨同一)
401	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	小学校等の学校は、緊急時の避難場所としての設備・機能を十分に兼ね備えるべきである。そのために、浸水域と想定されない箇所に建設し、建物・設備は完全にバリアフリー型とすべきである。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の「学校施設の復旧整備と通学手段の確保」を推進する上で参考とします。	D(参考)
402	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実	計画案に、「いわて子どものこころのサポートチーム」による県内公立学校への派遣や「こころのサポート」プログラム等の作成と県内臨床心理士による相談窓口の設置による個に応じた対応を関係機関と連携しながら実施」とあるが、被災各校に非常勤や派遣ではなく、常勤公務員としてのスクールカウンセラー(臨床心理士)を配置すべきである。一部の臨床心理士が広範囲にわたる被災地の学校をカバーしなければならないとすると、その対応は手薄となるし、常勤としなければ、カウンセリングの基本である「信頼確保」ができない。		児童生徒の心のサポートについて、県としては学校や子どもの状況を把握し、その状況等に応じたより良い体制の構築を図りながら、関係機関・団体等と連携し、中長期的に取り組んでいくこととしています。また、各市町村、各学校のカウンセラーへのニーズは、時間の経過により異なっており、緊急的に常勤公務員としての配置が難しいことから、6市町村教育委員会に相談担当を配置するなど、継続的なきめ細かな対応をしていくこととしています。	D(参考)
403	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	歴史的町並みの復元等に関する取組みの視点を追加すべき。		第4章の「防災のまちづくり」において、「地域の歴史・文化を踏まえた誇りや愛着を持てる住民主体の美しく魅力ある地域づくりを進めることとしています。なお、具体的な歴史的町並みの復元については、それぞれの被災市町村のまちづくりに係る考え方に沿って検討していく必要があると考えています。	C(趣旨同一)
404	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	文化について、古いものを守ることしかないが、今回の被災から復興していくこと、そのことが世界に発信できる日本の文化になるのではないかと。今回のことを忘れないイベントなどを立ち上げていくべきではないかと。		文化芸術団体や民俗芸能団体等の再興には、イベント等の公演・発表機会は欠かせないものと考えており、文化施設等の機能回復をはじめとし、民俗芸能の保存・継承等への支援などを行っていきます。いただいた御意見については、発表・公演等の企画の際に参考にさせていただきます。なお、「安全」の確保の「I 防災のまちづくり」の「故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり」における中・長期的な取組として「未来へ語り継ぎ故郷への思いを継承するイベントの実施」に取り組むこととしています。	C(趣旨同一)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
405	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や 伝統文化等の保存と継承	伝統的な文化芸術を念頭に置いた記述はあるものの、一般的な文化芸術活動への支援に関する記述がないので、「短期的な取組」に「地域において文化芸術を創造し、享受する活動への支援」を追加してはどうか。		御意見の趣旨を踏まえ、地域における芸術文化の創造については、創造のみならず更に継承や活動そのものを楽しむということを支援する内容とし、短期的取組に「地域における文化芸術活動への支援」を追加します。 また、享受する活動については、より具体的に「文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供による被災者等の支援」として、短期的な取組に追加します。	A(全部反映)
406	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や 伝統文化等の保存と継承	「文化芸術」と「芸術文化」双方の言葉が混在している。明確な使い分けの意図があれば構わないが、そうでなければ統一が望ましいのではないかと。		御意見の趣旨を踏まえ、「文化芸術」と「芸術文化」が混在し、分かりにくいと、法令(文化芸術振興基本法)及び条例(岩手県文化芸術振興基本条例)に倣い、「文化芸術」で記載内容を統一します。	A(全部反映)
407	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や 伝統文化等の保存と継承	地域の文化と歴史、伝統芸能の保存と継承にあらゆる支援を強め取り組むこと。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」に「被災地域の伝統的な民俗芸能の保存、継承への支援」を掲げています。	C(趣旨同一)
408	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や 伝統文化等の保存と継承	「緊急的な取組」として「文化財レスキュー等による被災地域の歴史資料や文化財等の修復と保存」が挙げられている。 修復と保存が求められるのはいうまでもないが、その前提として、徹底した被害調査が必要であり、これこそが最初に述べられるべき緊急の課題だろう。被害の全容はなお明らかにはなっていない。市町村指定の文化財はもとより、未指定の文化財に至るまで、被害の状況を可能な限り把握することが求められる。 計画案では「緊急的な取組」は「概ね1年以内」とされている。しかし現状では被災文化財の修復はより長い時日が必要と想定され、「概ね3年以内」とされる「短期的な取組」としても位置づけられるべきではなかろうか。 上記の調査および修復のためにも、県からの被災市町村への人的・財政的な支援が求められよう。		「被災地域の歴史資料や文化財等の修復」については緊急性が高いことから「緊急的な取組」として位置づけ取組んでいますが、被害の状況により、取組期間を見直すことも視野に入れます。	D(参考)
409	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や 伝統文化等の保存と継承	「中期的な取組」2項目「被災地域の歴史資料、文化財等を学校教育の中で活用し、郷土の歴史や文化の理解を促進」について。学校教育に生かすことはもとより重要であるが、歴史資料・文化財等の意義は学校教育に限定されるものではない。歴史・考古・民俗資料などの文化財は地域のアイデンティティの核となる遺産として、また学術研究の対象として、さまざまな意味で重要である。この点は計画案でも「復興の目指す姿」として「脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承」することが述べられ、また「地域住民の故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた、住民主体の生活環境づくりを推進」とあるが、その具体的内容は第4章の本項目にこそ記載されるべきであろう。歴史資料、文化財等をまもる担い手の育成と、保存の体制が必要であり、これは「中期的な取組」のひとつとして位置づけられるべきである。		第4章「復興に向けた具体的取組」「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の「被災地域の歴史資料や文化財等の活用」や「被災地域の伝統的な民俗芸能の保存、継承への支援」を推進する上で参考とします。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反映状況
410	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	「短期的な取組」に「被災地域の中で守り育まれてきた伝統的な民俗芸能の復興支援」があるが、民俗芸能は地域コミュニティに支えられて存続してきたものである。「取組項目①地域コミュニティの再生・活性化」には地域コミュニティ再生への提言が盛り込まれているが、これとの関わりでも民俗芸能の復興につき提言していただきたい。		第4章「復興に向けた具体的取組」の「取組項目一覧(Ⅳ地域コミュニティ)」に「地域の伝統行事、伝統芸能等の地域資源を生かした地域づくり活動への支援」を掲げています。	C(趣旨同一)
411	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	「中期的な取組」4項目「埋蔵文化財調査の継続と出土した資料の整理及び活用」について。ここでは調査と出土資料のこじか記載されていないが、遺跡自体の保存をどのように考えるのか。このような表記では、「遺跡は残さない」と誤解されかねない。		復興に係る開発については、遺跡保存を前提としながら開発側と協議を進めますが、やむを得ず保存ができない場合は、記録保存のための発掘調査を円滑に進めていくことが復興に繋がるものと考えています。発掘調査を進めていくなかで、後世に残すべき重要な遺跡が確認された場合は、文化庁の指導を受けながら、地元市町村と十分に協議をしていく考えです。	C(趣旨同一)
412	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	計画案には「「防災文化」の醸成」が強調されているにもかかわらず、本項目では、今後の災害に耐え得る文化財の保護体制をどのように創り出してゆくのかという点が言及されていない。 今求められるのは、県・市町村および研究者や歴史愛好家、地域住民をむすびつけるかたちでの、文化財の防災体制を構築することではないか。計画案は「地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり」としているのであり、文化財の防災体制についてもこの趣旨を具体化していくことが求められると考える。 また、現在幸いにして流失をまぬがれた資料の一部が修復されつつあるが、流失あるいは散逸したのもかなりの数と推定される。今後の災害に備えるために、全県的な詳細な文化財(非指定・未指定を含む)の所在確認をもとに、調査記録とデジタルデータなどの作成を通じて文化財のバックアップ体制を創出し、災害による実質的被害を最小限に抑える手だてを講じる必要がある。地震や津波だけでなく、さまざまな災害や盗難などによる文化財の消滅を最小限に抑える体制が必要である。 さらに、大震災では行政文書も多く被災した。こうした資料を安全に保管し、活用を図るために、公文書館の設置も具体的に検討されるべきである。		文化財の防災体制及びバックアップ体制については、今回の教訓を生かし、今後市町村や関係団体と連携してその構築に努めます。	D(参考)
413	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	地域文化の取り組みの中に、文化財レスキューへの取り組みが、重要なものはいまでもないが、他の取り組み項目が全く見当たらないのは、この分野における、支援の検討の不十分さを露呈するものであり、付け加えていただくことが不可欠である。 地域社会で存続してきた文化のうち、何がどのように打撃を受け、そうした文化の復興や持続性には、どのような手立てが必要であるかについて、幅広い調査を実施すべきである。		第4章「復興に向けた具体的取組」「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の4つの中項目の一つとして「文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承」を掲げており、この施策を推進する上で参考とします。	D(参考)
414	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承	被災地域における、伝統芸能、地域の祭礼行事の継続における、人的、物的損傷の度合いを調査するとともに、さまざまなかたちで地域の持続性のために営まれてきた、地域の文化活動の継承・発展の支援をすべきである。 各地域の各種文化行事に関する動向を把握し、各地域の意向に十分に配慮しつつ、各種行事の復活・発展を支援すべきである。これらのイベントについて、必要に応じて、県内外に積極的に広報し、地域を超えた文化交流が促進され、復興への有力なシンボルとして機能するように支援すべきである。		第4章「復興に向けた具体的取組」「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の4つの中項目の一つとして「文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承」を掲げており、この施策を推進する上で参考とします。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
415	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅲ 教育・文化	② 文化芸術環境の整備や 伝統文化等の保存と継承	暮らしの再建 Ⅲ教育・文化では、「防災教育や復興に対する自己の在り方などを総合的に学ぶ全県的な教育プログラムを進めることにより、子どもたち一人ひとりの学びの場の復興を図る」とある通り、今回の被災経験を子どもたちと子ども視点から丁寧に建設的に振り返るなど、防災教育の見直しの実施へに向けた準備をお願いしたい。年齢に適切な防災教育の導入、包括的なカリキュラム開発が全県的に進むことで、より災害に強いまちづくりの実現がされるものと考えます。		第4章「復興に向けた具体的取組」「取組項目一覧(Ⅲ教育・文化)」の「大震災津波体験を踏まえた『岩手の復興教育』」を推進する上で参考とします。	C (趣旨同一)
416	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅳ 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・ 活性化	地域コミュニティについては、どのくらいの大きさを想定しているのか、目安を示してはどうか。		地域コミュニティは被災市町村によって状況が異なることから目安を示すことは困難ですが、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動を市町村と連携しながら支援していきます。	D (参考)
417	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅳ 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・ 活性化	小学校等を中心とした地域コミュニティづくりに取り組み、小中併設等により小中学校を統廃合し、空いた校舎に、自習・学習スペース、図書館、塾、役場の出先、地区集会所、児童館、青年団・婦人会・老人会・消防団等の活動場所、託児所、仮設の診療所、仮設の店舗等を設置してはどうか。		御意見については、それぞれの被災市町村のまちづくりに係る考え方に沿って検討していく必要があると考えています。	F (その他)
418	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅳ 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・ 活性化	「Ⅲ 教育・文化」の「取組項目② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承」では、民俗芸能の復興支援を「短期的な取組」としている。 「Ⅳ 地域コミュニティ」の「取組項目①地域コミュニティの再生・活性化」では、「中期的な取組」に伝統文化等地域資源を生かした地域づくり活動の支援を盛り込んでいる。 コミュニティ再生のためのツールとして、地域に古くから伝えられてきた文化は欠かせないもの。また、拠り所でもあり、絆を深めるためにも有効である。 「Ⅲ 教育・文化」との整合性をとるためにも「短期的な取組」とすべき。		御指摘のとおり、「Ⅲ教育・文化」との整合性を図り、「Ⅳ 地域コミュニティ」の「中期的な取組」に記載している「伝統文化等地域資源を生かした地域づくり活動の支援」を「短期的な取組」に記載します。	A (全部反映)
419	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅳ 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・ 活性化	地域コミュニティには、単位自治会、社会福祉協議会、公民館の役割が重要。特に、公民館の機能強化 自治会の地域でのニーズ把握や合意形成に果たす役割は重要である。		地域コミュニティの再生・活性化は、単位自治会、社会福祉協議会、公民館の役割が重要と考えています。従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の絆が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整えていくとともに、被災地域の住民が主役となって進める復興のまちづくりを支援していきたいと考えています。	C (趣旨同一)
420	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅳ 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・ 活性化	社会教育団体やNPO等の市民団体が地域活動を再開・活性化していくことができるよう、財政(少額でも継続支援が重要)や場所の提供等、あらゆる面で支援を行ってください。		教育、子育て、まちづくり等の身近な分野において活動するNPO等の自立的活動を支援するため、官民協働で行う事業への財政的支援等を行っていきます。	C (趣旨同一)
421	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅳ 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・ 活性化	女性や若者が主体の地域活動・市民活動については、特に重点的に支援してください。		地域コミュニティの再生・活性化には、女性や若者が主体となる地域活動も重要であることから、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整えていきながら、被災地域の住民が主役となって進める復興のまちづくりを支援していくとともに、NPOやボランティア団体などの「新しい公共」の担い手による、多様できめ細やかな復興支援活動についても支援していきます。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
422	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	女性の医師・看護師・保健師・助産師・カウンセラー・栄養士・保育士などが、地域の復興計画の策定や地域の支援・活性化において、意見を述べたり参画できる機会を作ってください。		基本計画については、パブリックコメントの実施と併せて、7月中旬に県内14か所で地域説明会を開催し、800名近い地域住民の参加をいただき、様々な意見をいただいたところです。また、県内の大学生や女性を対象とした意見交換会を開催するとともに、随時、「出前説明会」を開催し、経済団体、NPOなどとの意見交換を行い、計画づくりに反映させています。	C(趣旨同一)
423	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	福祉コミュニティではなく、福祉と人権のコミュニティとすべき。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。御意見の趣旨を踏まえ、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B(一部反映)
424	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	地域リーダーの最低30%を女性とすること。		「いわて男女共同参画プラン」では、社会における様々な政策・方針決定過程において、男女が共に参画していくことを目指しています。	D(参考)
425	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	地域作りに取り組むNPO等の非営利活動団体に2期6年間、人件費・運営費に助成を行うこと。		震災対応を目的とした地域作りに取り組むNPO等への助成は、少なくとも2年間は、新しい公共支援事業により行うこととしています。その後は、基金を造成するなどしながら、必要な助成を行うことを検討することとしています。	C(趣旨同一)
426	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	DV被害が訴えられる地域となるよう、相談員はDV対応ができるものとする。		DV被害者の相談には、配偶者暴力相談支援センター等の相談員が対応しており、今後においても、市町村、警察署、児童相談所等と連携・協力して取り組んでいきます。	D(参考)
427	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	外国籍市民、シングルマザーなど生活支援サービスの必要な住民へのサービスを当事者が起業として実施できるよう助成すべき。		女性を含む多様な主体に対する起業支援については、被災者の生活再建の足掛かりとなる雇用対策や産業振興の中で取り組まれているところであり、今後も御指摘の視点にも配慮した取組を行っていきます。	C(趣旨同一)
428	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成支援は、短期的取組に位置づけられているが、活動実績のある女性をリーダーに登用することが、支援されるべきである。		地域コミュニティは地域の自主性をもとに、その地域で暮らす人々がみずから考え活動していく地域社会であり、県としては地域をリードする人材の育成を支援しているところです。女性リーダーの登用については、それぞれの地域の実態に応じて検討していくべきと考えています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
429	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	<p>地域のために尽くした人のことを、きちんと尊重する扱いをすることが、地域コミュニティの再生のための重要な第一歩である。</p> <p>本県では、救急・救命に懸命に取り組んだ消防や警察の関係者が震災の犠牲となるのみならず、数多くの消防団員の方がたが人命救助のために犠牲となっている。</p> <p>このことを厳粛に受け止め、生命が損なわれた経緯を徹底的に検証すべきである。</p> <p>これと関連して、殉職した消防団員のための死亡給付金が、その多数のために大幅減額されるという、理不尽な事態を迎えている。</p> <p>県は、こうした非人道的な事態を打開するために、殉職者に対して満額の支給がなされるように、最大限の尽力を傾けるべきである。</p>		<p>消防団員の活動において、安全の確保は最も重要なものであるため、安全対策について検証すべきものと考えています。</p> <p>また、殉職された消防団員への死亡給付金は、(財)日本消防協会が独自に運営している共済制度に基づく給付金となっています。</p> <p>なお、殉職された消防団員に対しては、賞状が国、県、市町村から、それぞれの基準に基づき満額が支給される予定となっています。</p>	C (趣旨同一)
430	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	<p>現在、消防団員は、各市町村で大幅な欠員をきたしている。</p> <p>それゆえ、こうした現状や時代の流れを考慮して、消防団員について、その責任ある活動内容と活動時間に見合った出動手当てを支給される仕組みを構築すべきである。</p> <p>岩手県内の財政の実情に照らせば、正規の消防職員を大幅に増員することは難しいと思われる。そうであれば、定員割れをきたしている消防団員の定員を満たすための、手立てを講じるべきである。</p>		<p>消防団員の出動手当てについては、適正な金額が支給されるよう、財源の確保について、引き続き国へ要望してまいります。</p> <p>また、消防団員の確保については、各市町村や関係機関と協力しながら、引き続き確保対策の強化に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
431	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	<p>仮設住宅の質において、大きな差異があることが判明している。これは単なる入居者の不平ではなく、質のともなった仮設住宅を提供できたかどうかという行政サービスの質の問題である。入居者の不満や仮設住宅の不具合をただちに調査し、早急に改善をはかることが望まれる。</p>		<p>応急仮設住宅の整備に当たっては、必要戸数をできるだけ短期に供給するため、幅広く複数の建設業者を募ったところですが、その結果、住宅の規模については共通であるものの、間取りや仕様については異なる形式のものも含まれています。</p> <p>応急仮設住宅の質については、基本的に大きな差異は無いものと考えていますが、当初の仕様で断熱性能が劣っている住宅については、追加の断熱補強工事や風除室の追加等を行うこととしています。</p> <p>また、入居後の応急仮設住宅の不具合等については、24時間対応の専用受付窓口を設けており、今後とも迅速な改善に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
432	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	<p>居住者同士ならびに居住者と来訪者が交流できるスペースが乏しかったり、イベント・スペースが不足したりしていること、仮設のご近所さんと交流するための縁側スペースのようなものが乏しいことなどである。また、車いすや歩行器を使用している入居者にとって、通路が砂利道などによりバリアとなっている点も、早急に改善すべきである。</p>		<p>応急仮設住宅団地には、集会所や談話室等の集会施設を設けるよう努めているとともに、一部の団地では、玄関を向かい合わせに配置することなどにより、入居者間のコミュニティ形成に配慮しています。また、10月中を目処にベンチや遊具等の設置による小公園整備も予定しています。</p> <p>団地内の未舗装の通路については、10月までに全ての団地で舗装工事を実施する予定です。</p>	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
433	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	従前の居住地での近隣者や避難所での交流ができた人びとが、希望の仮設住宅に集団で移れなかった例も少なくないと思われる。こうしたことを考慮し、今後さらに集団での入居に十分に配慮するとともに、入居後における再調整(別の仮設への転居)の相談にのるサービスを実施すべきである。避難者との信頼関係を築いてきた支援者や仮設コミュニティを支援するNPOなどが仲介の役割を果たすなどの仕組みも検討した上で、実施する必要がある。		<p>応急仮設住宅の入居に当たっては、国から「被災者、特に高齢者などが安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるような配慮」が求められているほか、一定規模以上の応急仮設住宅団地については、集会所や談話室など、住民の交流に必要な施設を整備しており、各市町村では応急仮設住宅への入居者選定に当たって、抽選のみで決定するのではなく、従来住んでいた地区に入居できるような配慮や、地区ごとにまとまった入居、高齢者・子どもがいる世帯などの優先世帯と一般募集世帯を組み合わせるなど、地域コミュニティの維持について配慮しています。</p> <p>先般、県では「応急仮設住宅運営に当たってのガイドライン」を各市町村に提供し、NPOやボランティアと連携協力した見守り体制の構築や地域コミュニティの維持・育成のほか、応急仮設住宅団地内の遊具やベンチ、プランター等、コミュニティスペースを確保するよう進めています。</p> <p>地域コミュニティは、その地域で暮らす人々の自発的な取組が基本であり、その支援は、まず市町村が担うことが求められますが、県としても、市町村、NPO、ボランティア等と連携し、仮設住宅入居者のコミュニティ形成・維持に向け積極的に支援していきます。</p>	C (趣旨同一)
434	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	<p>仮設住宅コミュニティでの自治を支援し、交流を促進するために、入居者の自治を尊重するとともに、必要に応じて、支援的調整者を派遣するような支援サービスも必要である。</p> <p>とりわけ、高齢者、障がい者、子ども、女性、外国の方などが、快適に居住継続できるような、調整や、継続的支援をする必要がある。</p> <p>仮設に転居後の孤立・無縁の状態により、孤独死や自殺などが起こらないように、定期的に訪問する担当者を配置すべきである。</p> <p>仮設への入居後に、過度に、自立をうながすような傾向にならないように、各仮設住宅の支援者や、担当の民生員や、ソーシャルワーカーが、全戸への定期的な訪問をすることなどが必要である。</p>		<p>県では「応急仮設住宅運営に当たってのガイドライン」を各市町村に提供し、NPOやボランティアと連携協力した見守り体制の構築や地域コミュニティの維持・育成のほか、応急仮設住宅団地内の遊具やベンチ、プランター等、コミュニティスペースを確保するよう進めています。</p> <p>応急仮設住宅入居者等の生活支援については、社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、市町村や民生委員等関係機関と連携しながら、応急仮設住宅等を定期的に訪問するなどして、被災者の生活相談や一人暮らし高齢者等要援護者の安否・見守り活動に取り組んでいます。</p>	C (趣旨同一)
435	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	子どもたちが仮設住宅の中で、過度に我慢を強いられることがないように、保健師やソーシャルワーカーの定期的な派遣を実施すべきである。		<p>4月から児童相談所が沿岸部の市町村を中心に保育士や市町村職員、保護者等を対象に「子どもの心のケア研修会」を開催し、PTSD(心的外傷後ストレス障害)やこころのケアの知識、支援方法を習得していただいています。さらに6月からは「子どものこころのケアセンター」を沿岸各地域に設置し、週又は月に1、2回、児童精神科医による児童等の診察相談等を実施しているところです。</p> <p>また、いわて子どもの森と連携して、学生ボランティアの協力も得ながら、子どもたちに遊びを提供したり、夏休みを利用して、いわて子どもの森に被災地の子どもたちを招待するなどして、活動の場の提供に取り組んでいます。</p>	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
436	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	仮設住宅地は、狭小過密の居住地でもある。こうした空間において、女性が窮屈な思いをすることが少なくないと思われ。女性の視点に立った、仮設住宅の改善や、仮設コミュニティ運営の改善をはかる専門的助言者をつけるべきである。		<p>応急仮設住宅の入居に当たっては、国から「被災者、特に高齢者などが安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるような配慮」が求められているほか、一定規模以上の応急仮設住宅団地については、集会所や談話室など、住民の交流に必要な施設を整備しており、各市町村では応急仮設住宅への入居者選定に当たって、抽選のみで決定するのではなく、従来住んでいた地区に入居できるような配慮や、地区ごとにまとまった入居、高齢者・子どものいる世帯などの優先世帯と一般募集世帯を組み合わせるなど、地域コミュニティの維持について配慮しています。</p> <p>先般、県では「応急仮設住宅運営に当たってのガイドライン」を各市町村に提供し、NPOやボランティアと連携協力した見守り体制の構築や地域コミュニティの維持・育成のほか、応急仮設住宅団地内の遊具やベンチ、プランター等を整備したコミュニティスペースを確保するよう進めています。</p> <p>地域コミュニティは、その地域で暮らす人々の自発的な取組みが基本であり、その支援は、まず市町村が担うことが求められますが、県としても、市町村、NPO、ボランティア等と連携し、仮設住宅入居者のコミュニティ形成・維持に向け積極的に支援していきます。</p>	C (趣旨同一)
437	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	仮設居住時の交流を促進するために、地域の伝統行事、季節の行事などの実施を支援し、地域内や地域間の活動を交流するための手助けをする制度や人員を派遣すべきである。		<p>仮設居住時の交流促進については、基本的には市町村が担うものと考えていますが、県としても、復旧・復興段階に応じた、地域内や地域間のコミュニティ活動を市町村と連携しながら支援していきます。</p>	C (趣旨同一)
438	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	各種の、交流や自立支援や、地域活性化のための支援として、地域支援的NPOが一定の範囲で支援的に関わり、元来地元で活動してきた地域団体・町内会・自治会との協働の活性化のために協働する仕組みを構築する必要がある。		<p>NPOをはじめとする民間非営利組織が中心となり、町内会や自治会、企業、行政などの多様な主体が協働しながら地域の課題解決に当たる仕組みの下での取組への財政的支援等を行っていきます。</p>	C (趣旨同一)
439	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	<p>今後のまちづくり計画において、町の居住スペースや商業スペースや交流スペースを完全にバリアフリー化し、こうしたコンパクト化・バリアフリー化した町と他の町とのあいだを、公共交通でつなげるような、面的なバリアフリーのまちづくりを推進すべきである。</p> <p>避難所となる小学校などの空間は完全バリアフリー化し、高台への避難ルートは、完全スロープ化し、避難タワーは、地震停電時にも絶対にとまらない蓄電池つきのエレベーターを完備することが不可欠である。</p>		<p>第4章「I 防災のまちづくり」に「ユニバーサルデザインの考え方に基づいたひとにやさしいまちづくりの推進」を記載しており、御意見については今後の参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
440	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	IV 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	被災地においては、高齢者在宅支援サービス活用のニーズは高いと思われる。しかしながら、介護認定を受けていない方が少なくない。また、認定を受けたところで、サービスの利用者やその家族が、介護費用の1割を自己負担しなければならないのが現状である。このため、利用可能なサービス限度のうち一部しかサービスを利用していないケースが少なくないと思われる。そこで、被災地における在宅支援を充実させ、合わせて在宅支援サービス産業の活性化をはかる意味から、この1割負担を、一定の復興までの期間において、ゼロにするか、大幅に減額できるように、政府の強力な支援を要請すべきである。		<p>今般の震災により壊滅的な被害を受け、家屋の損壊や雇用の場の喪失など経済的な損失を被ったため、介護保険料及び介護サービスの利用料の支払いが困難になる被災者が多数にのぼっていることから、各保険者(市町村)では、被害の状況に応じて減免の措置を講じているところですが、この減免措置に対し、国では財政支援を行っているところですが、各保険者がより多くの被災者に減免措置を適用できるよう、県では国に対し、減免の対象範囲の拡大と期間の延長について要望しているところですが、</p>	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
441	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅳ 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	各地域の被災者は、肉体的にも精神的にも疲弊し、数多くの心身の疾患を抱えている。心身のケアならびに医療の充実を回復させるために、市町村ごとに開設されてきた県立病院の復旧・充実を急ぐべきである。		被災した県立病院については、まずは外来診療機能の回復に向け、仮設診療施設を整備したところですが、その後については、基本計画において、「新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健医療・福祉提供体制を整備」することとしており、医療機関については、「高台への移転等まちづくりと連動した整備」を進めることとしています。	D(参考)
442	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅳ 地域コミュニティ	① 地域コミュニティの再生・活性化	緊急的な取組として「応急仮設住宅等における高齢者や障がい者等の孤立化防止や必要な福祉サービスを受けられる体制を構築」とあるが、高齢者や障がい者の方に加えて、「ひとり親家庭を含むすべての子育て世帯」をも含んだ体制の構築が検討されるよう要望する。		震災により親が死亡するなどし、生活が急変した子育て家庭も少なくないことから、児童相談所が中心となり、市町村等と連携しながら被災孤児や遺児の家庭を個別に訪問し、相談対応を行っているほか、被災児童やその保護者(養育者)の生活を支援するため、関係機関によるサポートチームを設置し、孤立防止も含めた総合的な支援を実施することとしています。	C(趣旨同一)
443	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅴ 市町村行政機能	① 行政機能の回復	持続的発展を可能とする行政運営を目指した機能性・効率性に関する視点を追加すべき。		被災した市町村においては、人的支援等による行政機能の早期回復とともに、新しいまちづくりや将来の持続的な行政運営に対応する行政体制の整備が進められると考えており、計画においても他の自治体との連携等について記載し、県としても必要に応じて助言等の支援をすることとしています。	C(趣旨同一)
444	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅴ 市町村行政機能	① 行政機能の回復	市町村行政機能の回復には、国家行政における地方組織も活用すべき。現在、国のブロック別地方行政組織の県や広域行政組織への移管が進められようとしている折りでもあり、絶好の機会。財政も合わせて県が自主裁量で使えるようにすべきである。		国からの人的支援については、発災直後から仮設住宅建設、復興計画策定等の事務のほか、避難所支援や支援物資の仕分け等の業務など業務全般に支援を頂いており、今後とも必要な支援を要請していきます。また、これまでも国に対して要望してきた一括交付金(仮称)の創設を国が検討しているところであり、県としてはこうした動向を見ながら運用面の充実を図っていきます。	C(趣旨同一)
445	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅴ 市町村行政機能	① 行政機能の回復	県職員の支援形態はもっと多様なものとし、宮城県知事が述べているように復興支援事業での失敗の責任は県職員に問わないシステムにしなければ、皆萎縮してしまい前に進めない。		被災市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、行政機能の回復のために、県として引き続き、市町村のニーズを十分に踏まえつつ、職員の能力が十分に発揮されるよう留意しながら、人的支援や技術的助言などを進めていきます。	D(参考)
446	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	Ⅴ 市町村行政機能	① 行政機能の回復	行政機能については、クラウドコンピューティングの導入や、行政サービスの住民票などをコンビニで取得できるよう(スマートシティ化)にすべきではないか。		クラウドコンピューティングについては、一般的に、バックアップデータの確保を始め、災害に強いICT基盤等を構築する上で有効であるとされていることから、市町村が行政クラウドを整備するに当たっては、支援していくこととします。また、行政サービスの提供に係る利便性の向上については、現在、一部の市町村で住民基本台帳カードを活用してコンビニにおける住民票交付などの取組が行われているところであり、こうした市町村の取組に対して、支援していくこととします。	C(趣旨同一)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
447	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	V 市町村行政機能	① 行政機能の回復	被災した市町村の行政機能の回復のため、県・市町村からの人的支援はもとより、思い切って必要な職員の増員を図ることができるよう措置すること。		被災した市町村においては、将来の行政運営体制や財政負担の見通しも勘案しながら必要な職員数を確保していくことが必要と考えられますが、復旧・復興の段階において増加する業務への対応については、市町村の意向を確認しながら、人的支援のほか、臨時的な任用、定年延長などの制度を活用して必要な人員を確保していきます。	C(趣旨同一)
448	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	V 市町村行政機能	① 行政機能の回復	市町村任せにするのではなく、県自らが正規職員を増やし、市町村への支援を強めるべきである。		被災市町村の行政機能回復のため、職員派遣に係るニーズを把握しながら、県市長会、県町村会及び総務省等関係機関の協力を得ながら、県内の自治体に加えて全国の自治体から長期的な職員派遣を頂いているところであり、今後とも職員派遣に係る調整を行っていきます。	C(趣旨同一)
449	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	V 市町村行政機能	① 行政機能の回復	行政機能の回復に向けて、全国の自治体から長期的な派遣を実現すること。		被災市町村の行政機能回復のため、職員派遣に係るニーズを把握しながら、県市長会、県町村会及び総務省等関係機関の協力を得ながら、県内の自治体に加えて全国の自治体から長期的な職員派遣を頂いているところであり、今後とも職員派遣に係る調整を行っていきます。	C(趣旨同一)
450	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	V 市町村行政機能	① 行政機能の回復	被災者から希望者を募り、行政職員として雇用すること(公務員中途採用等として)。		被災市町村における職員については、業務の内容や期間に応じて、市町村において地域の状況を考慮しながら、新規採用、臨時的な任用、定年延長などの制度を組み合わせながら人員を確保していくものと考えており、必要に応じて市町村への支援を行います。	D(参考)
451	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	V 市町村行政機能	① 行政機能の回復	県内外からの職員派遣が必要だが、派遣受入人数は少数にとどまっている。その原因として、被災自治体の要求とのミスマッチ(長期派遣の必要)、庁舎の狭隘性、宿泊施設の不足等が指摘されている。 したがって、長期派遣の要請、庁舎施設・設備の整備、宿泊施設の建設等を行い、派遣職員を受け入れられる環境を早急に整備する必要がある。		被災市町村の行政機能回復のための他の自治体からの中長期的な職員派遣は5月から本格的に開始し、8月1日現在で10市町村に152人の派遣決定を行っているところ。 派遣決定に当たっては、市町村の業務ニーズを十分に把握するとともに、業務の進捗状況や仮庁舎の設置時期等について市町村と調整のうえ派遣開始時期を決定しているほか、宿泊施設については民間宿泊施設が被災していることから、県職員公舎の提供なども含めて市町村と協力しながら確保しているところ。 今後とも、引き続き、被災市町村のニーズを把握し派遣調整を行うとともに、円滑な受入を行うよう努めていきます。	C(趣旨同一)
452	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	V 市町村行政機能	① 行政機能の回復	まちづくりのランドデザインを作成する主体は市町村である。そのための専門的知識を有する人材の派遣を行う必要がある。		市町村の復興計画の策定に当たっては、被災市町村が自らの被災状況や土地利用の状況、産業構造等の地域特性を考慮し、国、県など関係機関と十分に連携したうえで作成することが必要となっています。 こうしたことから、県としては、災害危険区域の基礎データ、浸水エリアのシミュレーションなどまちづくりに関する各種データの提供や技術職員の派遣、水産業の再生に向けた漁協との調整や水産業者の合意形成支援など、被災市町村と一体となって計画策定の支援に取り組んでいます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
453	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-2「暮らし」の再建	V 市町村行政機能	① 行政機能の回復	現在行われている補助金による助成策では、市町村にとって裁量性が小さく、かつ補助金申請自体に多大な事務負担を要する。したがって、国に対して、一括交付金や地方交付税の増額による助成を強く求めるべきである。		今回の東日本大震災津波は、被害の甚大性、被災地域の広範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げるための十分な財源の確保について、国に対して強く要請しています。	D(参考)
454	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	0 全般		第4章「なりわい」の再生 I、IIにおいて、「復興支援ファンド等」の文言は、経済産業省第二次補正予算案では「債権等買取等を行う機構」と変更されているので、これに添って変更してはどうか。		御意見の事項については政府案の中に示されているものであり、国の2次補正が成立したことから、本県においてもこの方針に沿って取り進められるものでありますが、「機構」が示す意味が「ファンド」とほぼ同じ意味合いであることもあり、また二重債務問題に係る支援の詳細については復興実施計画の主要な事業でも説明を申し上げているところでもありますので、現段階では同趣旨のものであるものとし、特に変更を行わないこととしています。	C(趣旨同一)
455	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	養殖漁業以外の沿岸・沖合漁業については、日本の漁獲量は総量規制であるため、混獲により資源回復力の低下を招いている。 今回の被災を契機に魚体規制を施行して資源の維持を図ることがなければ、いつまで経っても漁業は儲からず資源も枯渇し、後継者も育たない。 海水浸水地となった箇所については、かつては干潟や海岸湿地として、魚場・産卵場を形成していた場所もある。ウニ・カキ・ナマコ・エビ・ニシン、シジミなどそのような場所で可能な漁業も模索する必要がある。 サケ漁については孵化場をはじめ現状回復しか書いていないが、今秋のサケ回帰時期に孵化場が回復していない箇所では、上流に産卵場を至急造成して自然産卵を促すことが望ましい。 p71の連携関係では、宮城県唐桑半島などで進められているように、消費者・市民と直接契約で漁業支援基金を創設し、半永久的な資金支援システムを構築することが望ましい。		本県漁業の特色である「つくり育てる漁業」の振興を図るため、復興基本計画には、来春の稚魚放流に向けたサケふ化場の応急的な復旧や、効率的な種苗生産体制の構築を進める考え方を盛り込んだところです。御意見のありました水産資源の管理や資金支援システムの構築等の御意見につきましては、復興基本計画に基づく取組の推進及び中長期的な取組の検討に当たって、参考とさせていただきます。	D(参考)
456	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	水産業・養殖業・水産加工業の復旧に取り組んだうえで、三陸ブランドとして水産品・水産加工品のネット販売等の支援や適正な価格での各種施設や給食の食材とする等産地消費への支援をすべき。(フェアトレードの考え方)		復興基本計画には、国内外への販路拡大支援や、付加価値の高い商品開発支援を進める考え方を盛り込んでいるところであり、御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)
457	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	国が創設した漁業者等緊急保証対策を活用するに当たり、漁業経営維持安定資金及び漁業近代化資金が活用できない漁業者、水産加工業者、漁協に対する活用措置として、利子補給のある新たな県単独の制度資金を創設して欲しい。		御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
458	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	酪農において牧草からセシウムが検出された事への対応を具体的に示して欲しい。農だけではなく林業、漁業においても同様であり、輸出を含めて安全性のPRが必要。		県では、県内の、牧草の放射性物質の調査を実施しており、現在、一関市をはじめとした5市町村の一部エリアの利用自粛等を要請しています。 また、利用自粛による代替飼料を確保するため、県内外の提供可能な粗飼料情報の収集と、各JA等への情報の提供やマッチングを支援しています。 損害賠償請求は、国において、生産者団体等の取りまとめに基づき請求するルールが示されており、JAグループにおいて、損害賠償請求の窓口となる県協議会が設置されたところであり、県としても、損害賠償を円滑に進め、被害のあった農家が一日も早く安心して生産活動に専念できるようこの協議会の活動を支援していくこととしています。 なお、農畜産物の出荷制限や風評により生産者等へ与えた損害の補償の明確化について、国へ要望しているところであり、今後とも、必要に応じて国に働きかけていくこととしています。 また、農畜産物のほか、林産物、水産物への放射能の影響についても、検査計画を定め、調査を実施しています。 復興基本計画においては、新たに「放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進」する考え方を盛り込み、必要な取組を推進していくこととしています。	A (全部反映)
459	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	加工施設、漁船、漁村生活環境基盤には「地元の資材(木材など)を活用する」視点を書き込んで欲しい。		地域で生産された木材の利用促進については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設の促進などを旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトへ位置付けながら、被災地域における公共施設の建設など、県産木材の利用促進と地域経済の活性化に取り組んでいくこととしています。	C (趣旨同一)
460	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	国の第一次補正予算では漁業関係には予算措置がなされているが、水産業復興のための両輪の一つである水産加工業社への措置はされていないので、経済産業省の事業用施設の復旧・整備支援の中小企業等のグループに対する支援「中小企業等普及・復興支援補助」のような補助事業を、沿岸部で直接被害を受け施設の大半が倒壊した農林業業者(含む水産加工業者、畜産物処理・加工業者等)向けに限定した制度を国(農林水産省)に要請すべき。		壊滅的な被害を受けた本県水産業の復興を図るためには、生産から流通・加工に至る全ての再構築が必要なことから、国に対し、民間事業者の水産加工施設・機器整備への支援を行うよう、要望しているところでは、 また、農林業に関しても、復興に向けて6次産業化等に取り組もうとする事業者等が行う施設整備への支援や、合板・製材工場の本格的な復旧・整備に対する支援について、国に対し要望しているところでは、	D (参考)
461	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	水産業を守るため、養殖・加工・流通等すべての面において、国の長期的支援を要請してほしい。		壊滅的な被害を受けた本県水産業の復興を図るためには、生産から流通・加工に至る全ての再構築が必要なことから、復興基本計画では、短期的な取組(概ね3年程度の期間の取組)として、共同利用施設の復旧・整備などを位置付けており、そのための継続的な支援を国に要望しているところでは、	C (趣旨同一)
462	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	漁業協同組合を核にした復興の考え方は賛成です。地元の力を生かすことが復興の基本。 漁協だけでなく、農林業についても協同組合の力を頼って欲しい。 しかし、その際にも、県は予算措置は決めても執行が遅すぎて復興が後手に回ると言われたいよう、とにかくすばやい対応をして欲しい。		農林業においても、農協、森林組合などの関係団体と連携しながら、復興基本計画に掲げる取組を推進していく考えです。 また、予算執行については、事業者の方々が早期に事業着手できるよう、手続き等の迅速な処理に努めていきます。	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
463	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	船の確保、養殖施設の整備、漁港・製氷施設、水産加工施設などを一体に、漁港・水産業の再建を基本的には国の責任で早急に行うこと。		国に対しては、生産者をはじめ、水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動に従事できるよう、国家プロジェクトとして、国の総力を挙げた支援を行うよう、要望しています。	C (趣旨同一)
464	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	県内の放射能汚染の調査を徹底すること。稲わら汚染による肉牛出荷自粛については、県として全頭検査を実施し安全の確認を行うこと。国に対し、牧草、稲わらの放射能汚染による損害について全面賠償を速やかに求めること。		原発事故後に収集された稲わらを給与した疑いのある農家の牛の全頭検査を実施するとともに、それ以外の農家についても全戸検査を実施しています。 なお、国に対し、肉用牛の放射性物質の全頭検査の実施や、出荷適期をむかえた牛の国による買い上げ、枝肉価格等の低下による損失への全額補てんなどについて、要望しています。 復興基本計画においても、「放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進」を追記します。	A (全部反映)
465	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	次世代の若者が借財が大きすぎて背負いきれず疲弊しては、貴重な第一次産業が消滅してしまうので、支援基金の制度があると良い。		復興基本計画には、生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援について盛り込み、国に対して抜本的な対策を講じるよう要請しています。 いわゆる二重債務問題については、今般国の2次補正において既存債務の買取を行うファンドの新設や再生の可否に判断を要する場合の一定期間の利子負担軽減措置等の支援策が措置されたところであり、今後、地元金融機関等と連携・協議しながら、早期解決に向けた具体的な支援策について検討していきます。	C (趣旨同一)
466	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	津波等に強い養殖のしくみを作るために、大津波や感染症によるカストロフィックな出来事が生じた場合、その後に個体数を増すためのもと(ソース)となる個体群がどれくらい残っているか、ということが重要。 ソースとなる個体群を分散させて維持するという方法は、複数の汽水域を県内沿岸に配置するというものと同じ生態学的理論に基づき、岩手の「地もの」、〇〇湾の「名産」を育成するということは、水産業の安定化をもたらすことにもなる。		本県ではこれまで作り育てる漁業において、いわゆる地種の使用や県内における種苗の自給を重視してきたところであり、今後も被災による漁場や水産資源への影響を調査しながら、地域の特性に即した作り育てる漁業の復興に努めていきます。	D (参考)
467	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	漁協を支え、つなげる組織の充実を図るため、岩手の三陸を熟知し、漁協との繋がりも深い水産技術センター等の人材を核とし、三陸全体を見渡しつつ、現場に即した活動を進めることができる体制をつくる必要がある。		水産技術センターでは、被災による漁場や水産資源への影響調査ほか、養殖技術や水産加工技術など水産業の復興に向けた研究課題に総力を挙げて取り組むこととしており、復興基本計画に掲げる取組の推進に当たっては、水産技術センター及び沿岸・県北広域振興局水産部と連携し、漁協の要望や現場の状況を踏まえ、対応していきます。	C (趣旨同一)
468	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	農林水産物全般を対象にした恒常的な放射性物質の調査・検査体制を早急に整えること、そしてその旨を計画案の中に明記することを求めるものである。		復興基本計画においては、新たに「放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組」を推進する考え方を盛り込み、必要な取組を推進していくこととしています。 また、農林水産物への放射能の影響についても、検査計画を定め、調査を実施しています。	A (全部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
469	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	0 全般	県の農林水産業を復興するには、放射性物質汚染による農林水産物への被害に対する補償体制の整備も必要である。放射性物質に起因する被害については、東京電力にその賠償を求めることも明記されるべきである。		損害賠償請求は、国において、生産者団体等の取りまとめに基づき請求するルールが示されており、JAグループにおいて、損害賠償請求の窓口となる県協議会が設置されたところで、県としても、損害賠償を円滑に進め、被害のあった農家が一日も早く安心して生産活動に専念できるようこの協議会の活動を支援していくこととしています。	D(参考)
470	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	「緊急の取組」において、たとえば漁業協同組合を漁業復興の核とすることを明確に打ち出したように震災前の状況への復旧をベースにしていることは評価できる。 ただし、そこにおいても、個々の被災生産者の生産活動を支援するという観点からは、共同利用施設だけでなく、個人が所有する施設・機械等も一定の範囲で支援対象にすべきと考えられる。		水産業の再生に向けては、「漁業協同組合を核とする漁業、養殖業の再生」が柱の一つであり、漁業等の円滑な再開を図るためには、これまで個人所有であった漁船や養殖施設等の生産手段についても、漁協が一括整備し、組合員が共同利用する体制の構築が必要と考えています。 個人で漁船や施設等を復旧・整備する場合は、実質無利子等の措置が取られた融資制度等が用意されています。	D(参考)
471	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	水産業について、もっと資源管理してもうかる仕組みを明確にすべきではないか。(共同の船をGPSで確認し、遭難等の対応を迅速化できるようにするとともに、資源管理にも活用など。)		御意見のありました資源管理の手法につきましては、復興基本計画に基づく取組の推進及び中長期的な取組の検討に当たって、参考とさせていただきます。	D(参考)
472	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	中・長期的な取組の漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築は不十分ではないか。 今般の被災は、船を喪失した被害は大きく、長期的にみると、船から漁具に至るまでの「後押し」が必要。当然だが、官民一体となり支援をしていかねばならない重要産業である。 また、海の清掃活動などの取組は、地域のコミュニケーションにも役立つ。多角的な視野で、漁業協同組合を長期的に支援する取組を付加すべき。		復興基本計画においては、本県水産業が沿岸地域の集落を形成し、地域コミュニティの中心となって発展してきたことから、水産業の中核をなす漁業協同組合を核として、漁業者による共同事業化などにより水産業を再生すべきとの考えを基本に取組を盛り込んだところであり、漁業の再開に向けた漁業者や漁業協同組合への支援など、御意見の趣旨に沿った取組を進めていく考えです。	C(趣旨同一)
473	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	漁協を核とした漁業、養殖業の再生・構築に当たっては、船の確保や養殖施設の整備など、漁協・漁民の希望に全面的に応える取り組みを行うこと。		漁船の確保や養殖施設、定置網などの復旧・整備については、国の補正予算を活用するなどしながら、既に予算措置を行っているところであり、今後も、漁業の再開に向けた漁業者や漁業協同組合の取組を支援していきます。	C(趣旨同一)
474	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	海のがれきの撤去を急ぎ、地盤沈下している漁港の応急対応とともに、すべての漁港の再建に取り組むこと。それぞれの湾ごとに漁業があり漁村が形成されていることを重視すること。		復興基本計画には、がれき撤去や応急工事などへの対応とともに、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえ、漁港の復旧・整備を進める考え方を盛り込んでおり、漁港の早期復旧・整備に取り組んでいきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
475	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	漁船や諸施設の生産手段の購入、復旧・整備について、漁協が窓口業務を一手に引き受けるのはよいが、その支援対象は共同利用のものに限るべきではなく、一定の範囲で個人所有のものも対象にすべき。		水産業の再生に向けては、「漁業協同組合を核とする漁業、養殖業の再生」が柱の一つであり、漁業等の円滑な再開を図るためには、これまで個人所有であった漁船や養殖施設等の生産手段についても、漁協が一括整備し、組合員が共同利用する体制の構築が必要と考えています。 個人で漁船や施設等を復旧・整備する場合は、実質無利子等の措置が取られた融資制度等が用意されています。	D(参考)
476	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	「共同利用システム」や「協業体」の育成について、あくまでも漁民の中で合意ができた場合の支援であり、「上から」押しつけるものであってはならない。 また、「協業体」は「完全協業」のみをイメージするのではなく、「共同利用システム」を含む、緩やかなものとして捉える。		水産業の再生に向け、漁協を核として、早急に生産に必要な漁船や養殖施設等の復旧を図るため、共同利用システムの構築といった考え方を盛り込んだところです。 共同利用システムの運用は、各漁協の裁量によるものとなりますが、共同利用から協業体組織による経営まで幅広く対応できるものと考えています。	C(趣旨同一)
477	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	中小企業等グループ施設・設備復旧整備補助事業については、全般に制度内容に具体性を欠く面があり、募集期間が短かったわりに、希望額が予算を大幅に上回っている。 早期事業再開は急務であるが、多くが認定外となることを危惧している。 さらに、今後公募が予定されている県関係団体の支援策についても予算額が過小であり、同様の事態が懸念されるのではないかと。		中小企業等グループ施設・設備復旧整備補助事業については、国に対して、予算の増額、期間の延長、要件の緩和を要望しているところです。	F(その他)
478	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	産地魚市場について、もっと流通の効率化が図られるようにするべきではないかと。また、見せる市場、開かれた市場を目指さないのか。		御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)
479	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	産地魚市場について、津波がきたときの対応(屋上避難)など安全な労働環境にも触れたらどうか。		市場関係者の安全確保は重要なものと認識しており、御意見の趣旨については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)
480	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	産地魚市場を核とした流通・加工体制には、HACCP方式の導入による安心・安全を重視した取組が必要。新規に設備を導入する際には、HACCP方式を導入することを義務付けるようにすると岩手県産の水産物のブランド力がつくとともに、生活者・消費者への情報発信につながるのではないかと。		復興基本計画には、中核的な産地魚市場における高度な衛生・鮮度管理に対応できる施設・設備の復旧・整備を支援する考え方を盛り込んだところです。御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
481	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	漁業、養殖業の構築は、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築と一体的に進めること。特に流通・加工体制の再生には特別の支援・助成措置を講じること。		復興基本計画では、本県水産業の再生のため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めることとしています。 また、流通・加工体制の復旧・整備に向けては、国の補助事業を活用しながら、産地魚市場の早期再開に向けた施設・設備の整備や、漁業協同組合等の加工施設への機器類の整備等を支援しています。 国に対しては、漁業と流通・加工業の一体的な再建に向けた全面的な支援を要望しています。	C(趣旨同一)
482	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	販路の拡大について、県産水産物の地場消費拡大に向けた取組を盛り込むこと。具体的には、県内の学校給食での利用の促進、盛岡中央卸売市場や県内流通業者との懇談会の開催などが考えられる。 県が提唱している「地産地消」「いわて食財の日」のキャンペーンは、このような時にこそ、その効力が最大限発揮されるべきであろう。		御意見のありました県産農林水産物の販路の拡大や地産地消については、いわて県民計画に基づく取組を県全域で推進しているところであり、本県農林水産業の復興に向けても、復興基本計画に基づきながら、販路の拡大等に更に取り組むこととしています。御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	D(参考)
483	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	② 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	流通・加工体制について、高生産性・高付加価値化を実現する流通・加工体制については、安易に外部の資本に頼るのではなく、地元の中小企業の経験を生かし、県内の試験研究機関との連携の下に、地元企業に利益が還元される方向でその構築を図ること。		流通・加工体制の構築については、産地魚市場を核とし、地域に根ざした水産業の再生を図ることとしており、地場企業である地元水産加工業の再建を支援するため、補助制度や融資制度により、地域の事情に応じてきめ細かく対応することとしています。	C(趣旨同一)
484	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	③ 漁港等の整備	漁港等の整備でなぜ「等」がつくのか。漁港・漁場・漁村とすればよいのではないか。 また、漁場の整備が書かれていないが、三陸の海についてきちんと触れるべきではないか。		御指摘のあった漁場、漁村生活環境基盤の整備も鋭意進めることとしており、取組項目名「漁港等の整備」については、甚大な被害が生じている「漁港」を一つの例としたものです。 また、漁場の整備についても重要なものと認識しており、復興基本計画に基づく取組を推進していきます。	D(参考)
485	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	③ 漁港等の整備	漁港の復旧・整備について、地元の漁民が一番利用しやすい形で復旧・整備を行うこと。財政的にすべての漁港の完全復旧が難しい場合でも、安易に集約化を図るのではなく、各漁港に最低限必要な機能を復旧させる方向で復興事業を行うこと。		復興基本計画に、水産業再生の方向性等を踏まえ漁港等の復旧・整備を進める考え方を盛り込んでおり、地元漁協や漁業者のニーズを十分考慮しながら、漁港の機能回復に向け、被災施設の早期復旧に鋭意取り組んでいきます。	C(趣旨同一)
486	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	亜麻仁(あまに)という植物が美容品として、油等の食品として脚光をあび始めているので、栽培して収入にすべき。		御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)
487	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	陸前高田市米崎町のりんごの無農薬栽培に力を入れ、さらに自然と共生できるようにすべき。		御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
488	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	農業はどこでやるのか。今回のような津波がきたら危険な場所で農業を営むのであれば、そう書くべき。住宅と交換するなら、県が一回買い上げるとか書くべき。県が購入し、耕作者に貸し付けてもいいのではないか。その選択肢と県の支援策を示すべき。		復興基本計画には、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえ、農地等の整備を進める考え方を盛り込んだところです。 また、土地利用計画の見直しに対応した農地等の整備が可能な制度の創設を国に提案しており、国の施策の方向性等も踏まえながら、取組を推進していく考えです。	D(参考)
489	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	大規模園芸団地を大船渡、陸前高田に検討中との報道があったが、県北への整備は検討していないのか。 また、岩手大学で水産研究のサテライト施設を釜石に整備するとの報道もあったが、いずれも県南への整備となっている。 県土の均衡ある発展の観点からも県北への誘導配置を県としても強力に推進するべきではないか。		復興基本計画には、気象特性を生かした園芸産地の形成や、畜産業・食産業などの地域産業と連携した農業の展開を図るとする考え方を盛り込んだところであり、県北地域についても、農業経営形態や地域特性などを踏まえた農業復興施策を推進していく考えです。	C(趣旨同一)
490	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	離農者の急増が見込まれるので、農地の集約化(大規模化)の方向で農地造成し直してはどうか。		復興基本計画には、地域づくりの方向性を踏まえ、農地等の復旧と一体となって圃場の整備を進めることや、農業生産基盤の整備を通じて農地の利用集積を促進する考え方を盛り込んだところです。御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	C(趣旨同一)
491	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	農地としての復旧に時間やコストがかかる場合、ハウスでの水耕栽培等、土からの養分によらない農業を推進してはどうか。 また、作業の効率上表土をコンクリート等で覆った場合でも、特区制度を活用し固定資産税は農地課税する等で支援すべき。		復興基本計画には、気象特性を生かした園芸産地の形成を図っていくとする考え方を盛り込んだところであり、御意見の趣旨も踏まえ、その実現に向けた取組を推進していく考えです。	D(参考)
492	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	地域の特性を活かした生産性・収益性の高い農業の実現には、「復興支援ファンド」の援助が必要になると考える。関連して、岩手県農業研究センター、農業改良普及センターの支援も必要であるので明記すべき。		生産性・収益性の高い農業の実現には、高度な農業技術の導入や普及が不可欠であり、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、農業研究センター及び農業改良普及センターが市町村・農業団体等と連携して支援に取り組んでいく考えです。 また、国に対しては、被災地域における新たな産地づくりに向け、園芸等のモデル団地の整備に対する全面的な支援制度と、担い手を計画的に確保・育成するための研修や初期投資の軽減に活用する基金制度の創設等を要望しています。	D(参考)
493	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	放射能汚染による土壌への影響を考慮すると、閉鎖系の施設野菜の導入も検討する必要があるのではないかと。 今後、大船渡、陸前高田などの温暖で日照条件が良い地域では、園芸産地としての新たな取組が必要であり、県の組織をフル活用した対応が期待される。		復興基本計画には、気象条件を活かした園芸産地の形成を盛り込んだところであり、新たな園芸産地づくりに向け、施設園芸の導入を推進していく考えです。	C(趣旨同一)
494	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	高齢で小規模な農家が震災がきっかけで農業から離れてしまうと、休耕地の増加につながるので1日も早い除塩やがれき撤去により農業を再開できるよう取り組んで欲しい。 また、塩害の無い休耕地の貸出などを行い、早く農作物の作付をし、収入に結び付けて欲しい。		早期の営農再開に向け、国の災害復旧事業等を活用し被災農地の復旧に取り組んでいきます。	C(趣旨同一)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
495	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	自動車やバイクを失い、畑まで行けない人もいる。年齢に関わらず、畑の大小に関わらず、前向きに頑張る人を支援する補助金の仕組みを作って欲しい。		国の1次補正予算で機械・施設の再整備に対する補助事業が制度化され、現在、被災された農業者の方々からの要望を取りまとめているところです。今後、国に対し、交付率の引上げ、事業要件の緩和等を引き続き要望していきます。	D(参考)
496	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	復興にあたっては、農地集積、施設園芸団地化、担い手経営体を中心とした集落営農組織の再構築、新規就農者の確保、地産地消の拡大および6次産業化などにより、災害に強く持続的発展が可能な農業づくりに取り組む必要がある。 取り組みを進めるにあたっては、国・県の全面的支援のもと、地元の意向・実態に最大限配慮しつつ、希望と期待の持てる地域農業の復興ビジョンを策定し、対策を早急に措置することが必要であり、そのための検討には、JAの代表など被災地の復興の核となる農業関係者を参画させることが必要である。 また、復旧事業については、自己負担の徹底した軽減、事業手続きの簡素化、要件の弾力的運用等を図り、速やかに執行する必要がある。		復興計画は、被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する役割も持つものとして策定するものです。 復興基本計画では、沿岸の地域特性や地域づくりの方向性等を踏まえた園芸産地の形成、農業生産基盤整備を通じた農地の利用集積の促進等により担い手の確保・育成を図っていくなどの考え方を盛り込んだところであり、御意見の趣旨に沿って市町村・関係団体と協力しながら取り組んでいきます。 なお、復旧事業における地元負担軽減の措置等については、国に対し要望しています。	D(参考)
497	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	被災地の農業だけでなく、地域経済・社会を支えているJA等の施設・店舗等の事業用資産(共同利用施設以外も含む)の復旧について、農業振興の観点からの支援が必要ではないか。		御意見の内容については、復興基本計画に基づく取組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)
498	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	農業関連の共同利用施設等の復旧に対する補助事業である東日本大震災農業生産対策交付金(国費による1/2補助)について、農業団体が実施主体である場合、県・市町村による上乗せ交付率を適用して欲しい。		東日本大震災農業生産対策交付金では、今回の震災が過去に例のない激甚災害であり、国の補助だけでは復旧が難しく、可能な限り農業者の負担を減らす必要があることから、農業者で組織する団体が事業実施する場合に限り、県と市町村が協調し交付率の上乗せを実施することとしたものです。 なお、農業団体等が事業を実施する場合の交付率の引上げについては、国に対し要望しています。	D(参考)
499	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	離農者の歯止めとしての観点からも、来春の営農計画の策定が可能となるよう、農地のがれき撤去と水利施設の復旧をはかり、除塩対策や土づくりができるような早急な対策が必要。		復興基本計画では、早期の営農再開に向けて、農地等の災害廃棄物(がれき)の撤去や除塩対策の実施、農業生産基盤の復旧などを進めることとしています。	C(趣旨同一)
500	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	農業に関しても「復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と融資・補助制度の充実による再生支援」を明記されていない。 本県における基幹産業としての農業の位置づけ、581億円にのぼる被害額及び中小企業等と同様に二重債務問題を抱える状況に鑑み、中小企業等と同列の対応とし、国の施策と整合性を取りながら、「新たな公的機構等を早期に設立し、事業を再開する被災農林漁業者らの既往債務の買い上げ(負債整理資金融資を含む)、超長期にわたる無利子による棚上げなど二重債務解消に向けた支援と融資・補助制度の充実により農業者等の再生を支援」を講じる必要がある。 併せて、中小企業等への「経営の安定に資するための各種優遇税制や地方税減免」の対策について、農業者へも同様な措置を盛り込む必要がある。		復興基本計画には、生産者等の二重債務の解消に向けた関係機関等と連携した支援について盛り込み、国に対して本格的な対策を講じるよう要請しています。 いわゆる二重債務問題については、今般国の2次補正において既存債務の買取を行うファンドの新設や再生の可否に判断を要する場合の一定期間の利子負担軽減措置等の支援策が措置されたところであり、今後、地元金融機関等と連携・協議しながら、早期解決に向けた具体的な支援策について検討していきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
501	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	営農再開に不可欠な農業機械、倉庫等の事業用資産については、初期投資負担をなくし、新規債務を発生させないよう、行政・第3セクター等が整備し、一定期間利用したのちに、担い手経営体等に払い下げられるような仕組みづくりが必要。		営農再開に機械・施設等の整備への支援については、国、県、市町村の支援やリース事業等を準備しており、可能な限り農業者の方々の負担を軽減するような対策となるよう取り組んでいるところです。	D(参考)
502	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	相当な時間を要すると想定される本格的な営農再開までの間、雇用対策に加え、中長期的な生活・農業基盤を維持するための所得補償対策が必要。また、被災地域の雇用と所得の確保をはかる観点からも、行政・第3セクター等による施設園芸団地の整備が必要。		被災地域における雇用対策として、被災により離職された方を人材派遣会社を通じて県内の農業法人等に派遣する事業等を実施しています。 また、国の1次補正予算で経営再開に向け、被災農業者等が共同で行う農地等の復旧作業に対する支援制度が措置されたところであり、この事業の継続実施を国に対し要望しています。 なお、施設園芸団地の整備については、復興基本計画に、気象特性を生かした園芸産地の形成を図っていくとする考え方を盛り込んだところであり、御意見の趣旨も踏まえ、その実現に向けた取組を推進していきます。	D(参考)
503	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	沿岸部の地域・気象特性をフルに活用した収益性の大会園芸作物の導入による担い手の確保・育成対策が必要。 また、国・県の補助事業による園芸団地化、営農資金や就農支援対策の充実強化による担い手の確保・育成さらに新たな産地づくりの取組が必要。		復興基本計画では、園芸産地の導入拡大などによる担い手の確保・育成を図っていくこととしたところであり、御意見の趣旨を踏まえ、その実現に向けた取組を推進していきます。 また、新たな園芸産地の整備や就農支援対策の充実強化による担い手の確保については、国に対し、生産施設・機械等の整備に対する全面的な支援制度と、担い手を計画的に確保・育成するための研修や初期投資の軽減に活用する基金制度の創設等を要望しています。	C(趣旨同一)
504	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	まちづくり計画と一体となった農地利用・整備計画を策定するとともに、円滑な権利調整等を図るため、営農再開へ向けた計画を早急に示す必要がある。被災農地については、現状の農地面積を確保しつつ、水田の区画整理や施設園芸団地の整備など、活力ある農業づくりを進めるために、農地及び付帯施設の総合的な整備が必要。 また、国が農地を一旦買い上げ、復旧可能な農地については、整備後、農業者に対して貸付け、将来的には農地を農業者が買い戻すことができるようにし、整備にあたっては、農業者の負担を軽減する施策を国と協議して欲しい。		まちづくり計画と一体となった農地利用計画については、現在、国において、復興に当たっての土地利用調整手続きの一元化のための特別措置の仕組みを検討しており、早期に県や市町村に示すよう要望しています。 農地面積の確保や園芸産地の整備については、沿岸地域の気象特性を生かした園芸産地の形成や、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえ、農地等の復旧と一体となって圃場の整備を進める考え方を盛り込んだところです。 なお、被災農地の買上げ等による農業者の負担軽減に関する施策については、国の議論等を注視しながら、必要に応じて国に対し要望していきます。また、土地利用計画の見直しに対応した農地等の整備が可能な制度の創設を国に提案しており、国の施策の方向性等も踏まえながら、取組を推進していく考えです。	D(参考)
505	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	水田においても、現状の零細な圃場の復旧にとどめず、基盤整備等により圃場規模拡大を図り、ブロックローテーションや農地の利用集積が可能となるよう取組が必要。		復興基本計画には、地域づくりの方向性を踏まえ、農地等の復旧と一体となって圃場の整備を進めることや、農業生産基盤の整備を通じて農地の利用集積を促進する考え方を盛り込んだところ。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
506	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	農業については、もっと積極的な戦略を持つべきではないか。政府目標の自給率50%を実現するためにも、岩手県は食糧増産県となることを復興の柱にすべきだ。増産するための農業就労者の養成や育成、土地・農機具の貸与などにも予算をつけ、農業で食べていける人を増やす。復興計画では、収益性の高い園芸をすすめる計画だが、沿岸地域の冬季温暖な気象特性を生かすなら園芸だけではもったいない。県内に豊富にある木材資源を活用しそれを燃料に、冬場は施設内での野菜栽培をおこない、一大産地を形成してはどうか。外気に触れない施設内での野菜・果物栽培であれば放射能の心配もない。大きな岩手県ブランドの産地をつくるくらいの計画を考えて欲しい。		復興基本計画には、気象特性を生かした園芸産地の形を図っていくとする考え方を盛り込んだところであり、その具体化に向けて、生産施設や作業機械等の整備に必要な補助制度の創設を国に要望しているところだ。 また、施設栽培への木質バイオマスの利活用については、国の復興構想会議において、木質バイオマスの導入促進、木質系がれき等の有効活用促進を目指した「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトへ位置付けながら、農業での活用促進など、御意見の趣旨も踏まえ、その実現に向けた取組を推進していく考えです。	C (趣旨同一)
507	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	果樹栽培について、食の安全安心、特に昨今の福島原発の影響についてどうなのか。早生の果物はそう遠くない時期に収穫されるので、安心安全の保証ができるよう配慮願いたい		果樹の放射性物質調査については、今後出荷盛期を迎える県内主要産地のりんご、ぶどうを調査する予定としています。 また、復興基本計画に「放射性物質に係る安全対策と風評被害の払拭の取組の推進」を追記しました。	A (全部反映)
508	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	「農地利用集積」について、否定すべきものではないが、社会的・経済的条件がないところでの無理な農地利用集積は、却って農業生産体制に悪影響を及ぼす。あくまで生産者の中でそれを行う動きがあった場合の支援であることを明確にすること。		「農地利用集積」については、農産物の生産コストの低減など、効率的な生産を進める上で必要なものと考えており、地域の合意形成を図りながら進めることとしています。	D (参考)
509	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	販路の拡大について、水産物と同様、地場消費拡大に向けた取組を盛り込むこと。		御意見のありました県産農林水産物の販路の拡大や地産地消については、いわて県民計画に基づく取組を県全域で推進しているところであり、本県農林水産物の復興に向けても、復興基本計画に基づきながら、販路の拡大等に更に取り組むこととしています。御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	D (参考)
510	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	農地、休耕地や集積と貸出し、農地や休耕地マップを作成し、生産の効率化をはかる。		農産物の効率的な生産のためには、農地や休耕地の集積・貸出しによる有効活用が必要と考えており、地域の合意形成を図りながら進めることとしています。 御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	D (参考)
511	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	放射能の問題に対する県の対応策を具体的に。安心、安全を輸出用等にもPRが必要。なにより、その地に住む人が住みやすく幸せに暮らせるように早い復興を願う。		復興基本計画においては、新たに「放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進」する考え方を盛り込み、必要な取組を進めることとしています。	A (全部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
512	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	④ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	「共同化(協業化)」「農地利用集積」はあくまで現場の生産者が判断すべきものであること、さらに「生存権」保障のための被災生産者に対する生産支援が当面の最重要課題であり、計画案ではそれを強く意識されるべきであることを考えるならば、県の施策としての「短期的な取組」「中・長期的な取組」において、「共同化(協業化)」「農地利用集積」を一つの軸とすることは望ましくない。 これら施策については、たとえば「関係者から共同化(協業化)、農地利用集積の要望が出た場合は、それを支援する」というように、あくまで生産者がそれを望んだ場合(様々なバリエーションがあり得る)に支援を行うものであることが明確になるような表現にすべき。		水産業の再生に向けて、地域に根ざした漁協を核に、早急に生産に必要な漁船や養殖施設等の復旧を図るため、共同利用システムの構築といった考え方を盛り込んだところです。また、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じ、減少する担い手の確保・育成を進めていく考え方も盛り込んだところです。 農地利用集積については、農産物の生産コストの低減など、効率的な生産を進める上で必要なものと考えており、地域の合意形成を図りながら進めることとしています。	D(参考)
513	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	震災復興における木材需要も相当見込まれる中、少なくとも岩手県の復興事業では県産材の優先的活用がなされるべきであろう。		県産木材の利用促進については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設の促進などを旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトへ位置付けながら、被災地域における公共施設の建設など、県産木材の利用促進と地域経済の活性化に取り組んでいくこととしています。	C(趣旨同一)
514	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	がれきの中の木材をバイオマス発電するといった報道があったが、県としての現状での判断を書くべき。		災害廃棄物処理については、岩手県災害廃棄物処理実行計画において、リサイクルを重視した処理を進めることとしており、リサイクル可能な木くずについては、分別のうえ、脱塩処理を行い、燃料等に活用することを検討しており、「三陸創造プロジェクト」の一つである「さんりくエコタウン形成プロジェクト」の中に盛り込んでいます。 なお、木質バイオマスの利活用については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設や木質バイオマスの導入促進、木質系がれき・加工廃材の有効活用促進を旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトへ位置付けながら、その実現に向けた取組を推進していく考えです。	C(趣旨同一)
515	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	自然エネルギーとしての木質バイオマスの活用、林業と雇用の創出に関連した記述が少なく、相互に結びつけた展開が見えない。 林業については加工工場の再生はあるが、木質バイオマス利用をはじめとする林業現場からの再生活性化の記述がない。 少なくとも森林林業再生プランとの合体化により資金導入を含めて強力に推進する方策を直ちに立てる必要があるのではないかと。 岩手県は森のトレー事件に懲りて斬新な林業施策が進められない状況に陥っているのが問題である。危機脱出のためには失敗を恐れてはならない。 農業に関して、イチゴ、ホウレンソウ、シイタケなどハウス栽培の振興が震災復興の最短距離にあるが、以前からある各種ハウス栽培も含めて、二酸化炭素を出さない木質バイオマス(チップボイラー、ペレットストーブなど)の重点的な普及が、復興のみならず地球温暖化防止や岩手純情野菜の普及に役立つ。消費者との支援協定による直接取引も役に立つ。		木質バイオマスの利活用については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設や木質バイオマスの導入促進、木質系がれき・加工廃材の有効活用促進を旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、「三陸創造プロジェクト」の一つである「さんりくエコタウン形成プロジェクト」の中に盛り込んでいます。今後、農業での活用促進など、御意見の趣旨も踏まえ、その実現に向けた取組を推進していく考えです。また、木質バイオマスの利活用を含めた森林・林業の活性化に向けた取組は、「いわて県民計画」に基づく取組として、全県域で進めていきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
516	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	県産木材使用建築物による公営住宅等の建築や民間住宅への助成をすべき。		県産木材を利用した住宅等の建設については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設の促進などを旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、県産木材を利用した復興住宅を対象とした助成制度の創設について検討を進めているところです。	C(趣旨同一)
517	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	復興のための木材を安定的に供給するためには地域林業の振興が不可欠であり、間伐材の利用促進や機械化、路網整備の推進の記述を加える必要があるのではないかと。		御意見にある木材の安定供給を目的とした地域林業の振興については、復興に限定した取組ではないことから、「いわて県民計画」に基づく取組として、全県域で積極的に進めていきます。	F(その他)
518	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	流通が停滞している原木の販路拡大を支援、被災した合板工場等の施設・機械設備の復旧、整備を支援するとしているが、このことは強力で進めべき。		流通が停滞している原木の販路拡大の支援や、被災した合板工場等の施設・機械設備の復旧・整備への支援については、既に取り組を進めているところであり、今後も、国に対する更なる財政支援の要望を行いながら、強力で進めていきます。	C(趣旨同一)
519	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	1本の樹木からは柱や板の製材用丸太(A材)、合板用丸太(B材)、製紙用や燃料用の丸太(C材)が生産され、木材利用が円滑になされるには、これら各種丸太の全てが利用される必要がある。 復興のための木材を安定的に供給するため、C材の加工、利用工場を施設、機械設備の復旧、整備の支援についても記述すべき。 加えて、木質系のがれきや林地の放置されている間伐材等の木質バイオマス資源の有効利用を促進するため、バイオマス発電等の新たな産業を創設する必要がある。		被災したC材(製紙用等丸太)の加工施設の復旧・整備も重要なものと認識しており、現在、国に対して強く要望しているところです。なお、復興基本計画には合板工場等という記述としていますが、御意見のとおり取組を推進していくこととしています。 また、木質バイオマスの利活用については、国の復興構想会議において、木質バイオマスの導入促進、木質系がれき・加工廃材の有効活用促進を旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトへ位置付けながら、その実現に向けた取組を推進していくこととしています。	C(趣旨同一)
520	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	被災した水産養殖業の復興には、養殖用筏の供給が円滑になされなければならないと、森林が海を育んでいるという観点からも、地域の森林資源を活用するとして、養殖用筏に地元国産材を使用することを記述すべき。		地域で生産された木材の利用促進については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設の促進などを旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトへ位置付けながら、県産木材の利用促進に取り組んでいくこととしています。 なお、養殖用筏への県産丸太の供給については、岩手県森林組合連合会が中心になり、東北森林管理局、(財)森林総合研究所森林農地整備センター、岩手県漁業協同組合連合会及び岩手県が協力して安定供給することを申し合わせた(6/9)ほか、供給する丸太の品質を安定させるため、伐採時期及び伐採後の丸太の処理方法等の研修会を開催(7/22)しています。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
521	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	<p>これだけ木材の資源にめぐまれた岩手県なのだから、20年30年後を考えれば、積極的に活用する復興策がなければならないと考える。 仮設住宅には、木材を活用してほしかったが、残念ながら住田町に一部あるだけになっている。いずれ仮設住宅から公共の住宅に引っ越さなければならないが、木造で住宅をつくり被災者の住環境の充実と、県内林業の復興をはかるべきだ。 もちろん、防潮林としての植林の計画なども大事であり、今後森林組合など協同組合の力と声をいかした計画にすべきだ。</p>		<p>県産木材を利用した住宅等の建設については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設の促進などを旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、県産木材を利用した復興住宅を対象とした助成制度の創設について検討を進めているところです。 また、防潮林の再生については、地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえながら、復旧・整備していくこととしており、森林組合等と連携しながら事業を推進していく考えです。</p> <p>仮設住宅の建設については、住田町や遠野市のほか公募で建設した事業者において木造住宅の建設を行ったところ。今後の災害復興公営住宅等の建設に当たっても、県産材等木材の活用に努めていきます。</p>	C (趣旨同一)
522	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	<p>地域木材の活用について、岩手県が行う震災復興事業において県産材の優先的調達を行う方針を盛り込むこと</p>		<p>県産木材の利用促進については、国の復興構想会議において、県産木材を活用した住宅建設の促進などを旨とした「いわての森林(もり)の再生・活用特区」を提案したところであり、三陸創造プロジェクトへ位置付けながら、被災地域における公共施設の建設など、県産木材の利用促進と地域経済の活性化に取り組んでいくこととしています。</p>	C (趣旨同一)
523	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	I 水産業・農林業	⑤ 地域の木材を活用する加工体制等の再生	<p>今回の大震災でも比較的被害が少ない森林・林業を最大限利用し、復興へ向けた基幹産業と位置付け地域林業の復興を目指してまいりたい。 その一つとして、今回の震災でも効果がありました集落間を結ぶ、林道・作業道等の連絡道の開設・充実に取り組むべきである。震災により通行が寸断された国道・県道の代わりに救援活動・支援物資の搬送に活用された林内路網の再評価をし、間伐材の搬出を含めた災害に強く、経済活動へ寄与する路網整備を充実されたい。また、今後利用が拡大されるであろう再生可能木材の安定供給のため、高性能林業機械の導入を含めた対策が必要である。そうした対応ができれば、昨今叫ばれる環境に配慮した電力を含めた施設として、各集落に、バイオマス発電所の設置・公共施設(第1次避難所)のエネルギーとしてのチップボイラーの設置を促進されるとともに、再生可能資源である木材の安定供給が図られるものとする。 また、今回の津波で甚大な被害を受けた養殖筏についてであるが、地域材の利用をすることで漁業と林業での復興事業となり地域産業の絆がより深まるものとする。</p>		<p>林道・作業道の整備、高性能林業機械の導入促進、木質バイオマスの利活用など、森林・林業の活性化に向けた取組は、「いわて県民計画」に基づく取組として、全県域で進めていきます。また、復興基本計画の三陸創造プロジェクトにおいて、地域の森林・林業・木材産業の振興を図っていきます。 なお、養殖用筏への県産丸太の供給については、岩手県森林組合連合会が中心になり、東北森林管理局、(財)森林総合研究所森林農地整備センター、岩手県漁業協同組合連合会及び岩手県が協力して安定供給することを申し合わせた(6/9)ほか、供給する丸太の品質を安定させるため、伐採時期及び伐採後の丸太の処理方法等の研修会を開催(7/22)しています。</p>	C (趣旨同一)
524	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	0 全般	<p>再建する企業に何でもかんでも支援するのはよくない。 将来性のある投資(クラウドコンピューティングの活用)をする場合は、優遇措置を上乗せするなど、施策誘導を行うべき。</p>		<p>企業の再建支援に当たっては、被災前以上に高度化や高付加価値化を目指した取組について積極的に支援することとしており、御意見の趣旨についても参考とさせていただきます。</p>	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
525	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅱ 商工業 (※計画案の段階では、「Ⅱ 経済産業」としていました。)	0 全般	大船渡地区に関しては輸出入の拠点を狙った湾造り、釜石地区に関してはガスタービン発電を誘致してはどうか。		大船渡市におけるコンテナ船による国際貿易の振興など、各市における住民との合意形成を前提とした復興のまちづくりの検討の中で、地域の特徴や強みを生かした地域振興策を検討しているところであり、市町村の復興計画と整合性を図りながら、今後の参考とさせていただきます。	D(参考)
526	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅱ 商工業 (※計画案の段階では、「Ⅱ 経済産業」としていました。)	0 全般	就労や起業における、男女それぞれのニーズに合わせたきめ細かい支援を行ってください。 規模の小さいコミュニティビジネスや女性が主体の起業には、一般的に融資が厳しくなっているが、地域に根差した経済掘り起しのためにも、柔軟な支援の仕組み創設を。		地域資源を活用した事業に取り組む方や起業される方については、いわて希望ファンドによる助成制度への申請が可能となっています。また、県では、新規創業者を対象とした「いわて起業家育成資金」を制度化しています。	C(趣旨同一)
527	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅱ 商工業 (※計画案の段階では、「Ⅱ 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	新たな商店街の再構築によるにぎわいの回復に向け、地域経済における中心市街地の位置づけ、役割に関する視点を追加すべき。		中心市街地は、地域住民の生活の利便や消費者の買い物の際の利便を向上させるとともに、地域住民の交流を促進する機能を有するものと認識しています。この認識のもと、新たなまちづくりと連動した商店街の再構築と振興支援に取り組んでいきます。	C(趣旨同一)
528	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅱ 商工業 (※計画案の段階では、「Ⅱ 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	「復興ファンド」の創設及び新規融資支援について、速やかな創設と中小企業零細事業者が活用しやすいよう、例えば、申請手続きを極力簡素化する等の配慮を。		いわゆる二重債務問題については、本県から緊急提言を行っているところであり、今般国の2次補正において既存債務の買取を行うファンドの新設や再生の可否に判断を要する場合の一定期間の利子負担軽減措置等の支援策が計上されており、これらの推移を見守りながら、地元金融機関等と連携し、早期解決に向けて鋭意取り組んでいくところです。	F(その他)
529	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅱ 商工業 (※計画案の段階では、「Ⅱ 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	仮設店舗等の施設整備について、被災地では「用地」の確保が喫緊の課題となっている。市町村との連携による早急な対応を望む。		施設整備が早期に実施されるよう、市町村との連携を進めていきます。	F(その他)
530	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅱ 商工業 (※計画案の段階では、「Ⅱ 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	商店街等の空店舗活用について、被災を免れた「住居・店舗一体型」の空店舗を店子として活用したいといった小売事業者の声がある。 大家の生活と店子としての商売が両立可能な店舗の増改築等への補助制度の創設を願う。		小規模事業者向けの助成制度が十分でないことから、まちづくりがスムーズに再開されるためにも、早期の施設・設備の復旧に向けた一定の補助金など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うことを国に対して要望しているところです。	F(その他)
531	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅱ 商工業 (※計画案の段階では、「Ⅱ 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	旧釜石市街地は一部ホテル等で営業再開の動きがあるが、あまりにも被害が甚大だったためか現地で営業再開する動きは少なく感じる。 商店街コミュニティを維持しながら再建することは困難かと思うが、現計画どおり経済産業再生を推進していただきたい。		基本計画においては、「なりわいの再生」を復興に向けた基本原則の一つとしており、これに基づき被災自治体が作成する各復興計画に沿った形で自治体や自治体住民の意を尊重し、被災地域の経済産業再生に向けて支援していきます。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
532	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	中小商工業の再建に当たっては、すべての起業を対象とする二重債務の解消の仕組みを構築するとともに、融資だけではなく立ち上がり資金について助成すること。仮設店舗・工場への希望には全面的に対応すること。グループ支援の設備整備費補助についても要望に対応できるよう予算の確保に努めること。		国の2次補正において二重債務問題に関する予算が措置されたところであり、今後、地元金融機関等と連携・協議しながら、早期解決に向けた具体的な支援策について検討していきます。 また、県では早期の事業再開を支援するため、被災した商店や工場等の修繕に対する修繕費補助により助成を行っているほか、仮設施設等の早期整備や事業再開に向けた融資制度・補助制度の拡充について、国に要望しているところです。	C(趣旨同一)
533	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	地場産業・中小企業の再建に当たっては、すべての企業を対象とする二重債務の解消の制度・仕組みを構築するよう国に強く求めること。		二重債務問題については、国の2次補正において既存債務の買取を行うファンドの新設や再生の可否に判断を要する場合の一定期間の利子負担軽減措置等の支援策が措置されたところであり、今後、地元金融機関等と連携・協議しながら、早期解決に向けた具体的な支援策について検討していきます。	C(趣旨同一)
534	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	仮設店舗・工場、グループ支援の設備整備費補助については、すみやかに希望する企業の要望にこたえられるように予算の大幅な増額を行うこと。中小企業に対する立ち上がり資金の助成措置を講ずること。		中小企業等グループに対する補助事業については、国に対して予算の増額を要望しているところです。 また、県では早期の事業再開を支援するため、被災した商店や工場等の修繕に対する補助事業を創設したところです。	C(趣旨同一)
535	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	地域産業の復興は早急の課題であり、商品・製品の販路の開拓を県境を越えて県・市町村を軸に各金融機関の協力を得ながら、「ビジネスマッチング等」の開催を定期的実施すること。		県では、国内外への販路拡大支援として、関係機関との連携により、岩手の食を広く県内外にPRする商談会を拡充して開催するとともに、ものづくり分野においても商談会を開催することとしています。	C(趣旨同一)
536	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	地域限定ではなく、被災3県全体を対象とした「復興支援商品券」の発行を行い、その商品券の金額の何%かを被災地区に還元する等の魅力ある商品券で消費の活性化を促してはどうか。		盛岡商工会議所において、被災地への義援金分を含む飲食券を販売しており、県では、このような民間主体の取組を側面から支援していくものとし、御提案いただいた内容についても情報提供していきます。	D(参考)
537	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	商売を再建したくても、土地等の確保が難しくできかねている。中小企業者の充実した支援をお願いする。		国では、市町村が用意した土地に仮設店舗等を整備する事業を実施しており、県としても施設整備が早期に実施されるよう、関係機関との連携を進めていきます。	F(その他)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
538	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	<p>基本的考え方で、「被災地域の経済を支える中小企業等」と述べているように、中小企業等は震災前まで被災地域住民の暮らしを支え、そして住民によって支えられてきたが、震災により工場と商店街(店舗)は流され、住民は住まいと仕事と雇用の場を失い、被災前までの中小企業と住民の関係は崩壊した。</p> <p>従って、この関係の修復こそが、中小企業復興のカギである。地域住民の暮らしを被災前の状況に少しでも近づけるために中小企業の再建と雇用の再開が求められる。</p> <p>このためには、工場及び店舗を再開するための用地の確保が住宅地の確保と同様に緊急に必要であり、特に、商業用地は、被災住民の日常生活を支えるためにも早急に確保されなければならない。</p>		<p>地域の中小企業の再建と雇用の再開については、県としては緊急の取組として各種の施策を行っているところです。</p> <p>また、国では、市町村が用意した土地に仮設店舗等を整備する事業を実施しており、県としても施設整備が早期に実施されるよう、関係機関との連携を進めていきます。</p>	C (趣旨同一)
539	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	<p>「モノ、カネ、情報に係る支援をパッケージ化・ワンストップ化」した支援体制の構築が目指されているが、このうち、復興に緊急かつ最も重要なことはカネの支援である。</p> <p>モノ、すなわち施設等の整備・再建にはカネが必要であり、したがって、地元金融機関の協力を得ながら、いかに金融支援を行うか、それを実施できるかどうか地域経済復興のカギを握っている。</p> <p>この点で、計画案は金融支援として県単融資制度、高度化資金、保証料補助、利子補給を挙げ、緊急的な取組として、復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援と新規融資支援、仮設店舗・工場など早期の事業再開に必要な施設等の整備支援や融資・助成制度の創設・拡充、専門家派遣の拡充など経営相談体制の充実の3点を取り上げている。</p> <p>これらの取組は、被災者が希望を捨てず、事業再開への意欲を持ち続けるためにも緊急に必要な措置であり、県は利用できる現行制度に加え、新たな緊急融資制度を国に求めていくことが必要であろう。</p> <p>なお、短期的、中期的な取組は、緊急に必要なとされる支援が行われ、事業が順調に進みだせるかどうかにかかっており、県は緊急的取組に全力を注ぐべきである。このうち、とりわけ緊急性を要する課題は中小企業の抱える二重債務問題であり、復興支援ファンド等による金融機関からの既往債務の買い取りに加えて、事業の再開のためには中小企業に対する税金の投入など直接助成を制度化することが必要であろう。</p>		<p>県では、国の1次補正予算に対応して、長期・低利で大型の貸付金である「中小企業東日本大震災復興資金」を新たに創設したところであり、早期再開に向けた助成についても行っているところ。</p> <p>また、いわゆる二重債務問題については、今般国の2次補正において既存債務の買取を行うファンドの新設や再生の可否に判断を要する場合の一定期間の利子負担軽減措置等の支援策が措置されたところであり、今後、地元金融機関等と連携・協議しながら、早期解決に向けた具体的な支援策について検討していきます。</p>	C (趣旨同一)
540	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	① 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	<p>中小自営業者の事業再建に向けた政策として、以下の取組が必要。</p> <p>① 既存債務の公的機関による買い取り制度 ② 雇用助成 ③ 事業用地の確保、港湾設備等の復旧 ④ 新たな事業再開のための補助金、融資金制度の拡充</p>		<p>いわゆる二重債務問題については、本県から緊急提言を行っているところであり、今般国の2次補正において既存債務の買取を行うファンドの新設や再生の可否に判断を要する場合の一定期間の利子負担軽減措置等の支援策が計上されており、これらの推移を見守りながら、地元金融機関等と連携し、早期解決に向けて鋭意取り組んでいく所存です。また、事業再開に向けた融資制度や補助制度の拡充について、国に要望しているところ。</p> <p>事業用地の確保については、国では、市町村が用意した土地に仮設店舗等を整備する事業を実施しており、県としても施設整備が早期に実施されるよう、関係機関との連携を進めていきます。</p> <p>港湾施設の復旧については、現在、応急的な復旧を進めながら、本格復旧に向けての調査・設計等を進めており、岸壁、ふ頭用地、上屋等については概ね2年以内の復旧を目指しています。</p>	C (趣旨同一)
541	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画案の段階では、「II 経済産業」としていました。)	② ものづくり産業の新生	<p>道路、港湾等の公共土木施設の復旧・整備が大前提となるが、やはり企業の誘致が最大の地域活性化につながるものであり、税制等のいろいろな特典をも与えながらの誘致運動を県下あげて運動すること。</p>		<p>県では、特定区域制度(県版特区)を活用した大型補助や税の減免など、市町村と一体となって企業誘致を推進しているところですが、必要な支援措置につきましては、引き続き検討を行っていきます。</p>	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
542	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	II 商工業 (※計画書の段階では、「II 経済産業」としていました。)	② ものづくり産業の新生	<p>計画案は緊急的取組として被災企業の早期事業再開と被災地域の拠点企業等の早期回復を挙げ、そのうえで短期的、中期的に沿岸地域と内陸地域との連携によるモノづくりの体制強化と新産業の創出を目指すとしている。</p> <p>計画案が述べる沿岸と内陸との連携は、具体的には内陸地域の企業が被災地域の企業を支援する取組であるが、それを具体化させるためには内陸地域の企業・団体からの恒常的な人的、物的協力が必要となろう。こうした協力は、計画案のように短期・中期的取組としてではなく、事業の早期再開・回復のためにも緊急に取り組まれるべき課題であろう。</p> <p>また、被災企業が地元に着し、雇用の場を拡大し、地域経済を活性化させるためにも、県は①の中小企業の支援と同様な金融支援を行うとともに、新たな融資制度を国に求めていくことが重要である。</p>		被災企業の早期事業再開や早期回復のためには、助成制度の創設や災害対応融資の拡充等の各種施策による生産体制の復旧を図るとともに、内陸地域の企業・団体等の支援も必要との認識から支援サポーター制度による施設や設備の融通などの支援検討を進めているところです。 このため、ご指摘の点も踏まえ、取組みを進めていきたいと考えています。 また、県では、国の1次補正予算に対応して、長期・低利で大型の貸付金である「中小企業東日本大震災復興資金」を新たに創設したところです。	C (趣旨同一)
543	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	III 観光	0 全般	「プラットフォーム」や「デスティネーション」の意味が分かりづらい。		御意見を踏まえ、基本計画に用語説明を追加します。	A (全部反映)
544	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	III 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	高台移転等により海岸沿いに所有できる土地が広がったならば、映画のロケーション用の漁村(平安時代～江戸時代)をがれきを利用して作り、市町村の観光収入とすべき。		復興のまちづくりについては、各市町村において、住民の合意形成を図りながら計画を策定していくものであり、御提案のような構想もそうした検討の中で構想されていくものと考えます。三陸沿岸観光を、今後再構築する上での参考とさせていただきます。	D (参考)
545	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	III 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	プラットフォームづくりは、民間がやるべき。 汎用性のあるプラットフォームをつくり、後からでも容易に加入できるようにする必要があるのではないかと。		復興の動きと連動した観光地づくりプラットフォームの構築に当たっては、農林漁業関係者、商工業関係者、飲食店、宿泊施設などと連携し、官民一体となって取り組んでいきます。 なお、プラットフォームへ加入しやすい環境づくりにも配慮して取り組みます。	C (趣旨同一)
546	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	III 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	復興構想会議の復興への提言を念頭に、環境省の「三陸復興国立公園」の実現を支持する。 また、東北と日本の復興と発展により長期的に大きな影響をもたらす為、復興・記念公園の建設構想を追加提案すること。		自然公園施設の早期復旧とともに、国が創設を検討している「三陸復興国立公園(仮称)」によって、三陸地域の復興を進めることが有効と考えています。 また、「三陸創造プロジェクト」の一つである「東日本大震災津波伝承まちづくりプロジェクト」に、失われた命への追悼と鎮魂のためのメモリアル公園の整備を盛り込んでいます。	C (趣旨同一)
547	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	III 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	陸前高田地区を東北の熱海にしてみてもどうか。温泉の発掘をし、もしも湧き出したならば有名旅館を誘致し、低い土地に高層旅館を建設してもらい営業。高台は住民の居住区とし、住民は旅館などで雇用してもらい、漁業関係者は温泉旅館に魚を卸してもらおう。三陸自動車道や三陸鉄道を整備すれば高田地区は以前よりも景観も美しいので観光客も大勢来るのではないかと。平泉が世界遺産登録となった今日、岩手の新しい力を日本の国民に見せるべき。		現在、市において、防災の観点や、地域の産業・観光振興の観点も踏まえ、住民との合意形成を前提とした復興のまちづくりの検討が進められているところであり、提言のような地域の特徴や強みを生かした地域振興策もその中で検討されていくものと考えます。 県といたしましても、今後、三陸沿岸観光を再構築する上での参考とさせていただきます。	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
548	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	下北半島恐山から金華山の沿岸地域(遠野を含む)を対象として世界自然遺産の登録申請を行い、昔ながらの豊かな自然を味わえる体験型観光の環境整備を行ってはどうか。		国が創設を検討している「三陸復興国立公園(仮称)」によって、提案の趣旨とも重なる広域的な三陸地域の観光振興の可能性が広がることが期待されます。三陸沿岸観光を、今後再構築する上での参考とさせていただきます。	D(参考)
549	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	第4章2「なりわい」の再生Ⅲ観光中期的な取組に「地域に密着した生活者である消費者としての女性の視点を活かした観光振興の推進・支援」を追加すべき。		基本計画において、復興の進め方において多様な主体との連携によるこれを行うこととしており、当然その視点には「地域に密着した生活者である消費者としての女性」の視点も当然考慮されるものであることから、御指摘の事項や他の分野においても今後十分配慮されるものであります。	C(趣旨同一)
550	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	被災した地域の観光産業の早期再建に向けた、金融・経営支援や助成制度の創設を緊急的な取り組みとしていることは妥当である。 しかしそこから短期・中期の取組に視野を拡大する場合に、観光産業が農林漁業・地場産業・宿泊・飲食業など地域の産業総体と地域コミュニティを基盤としていることを強調しておくべきである。 地域に寄り添い、地域の再建というところを中心に考えると、観光産業の再建という問題も、地域住民の生活と雇用・仕事の再建という最優先課題の一部をなすものであり、地域再生を土台として観光振興が構想されるべきであって、その逆ではない。 この点がないがしろにされれば、「観光地域づくりプラットフォーム」の構築といっても、連携の動きを十分に引出すことが難しいであろう。また、「官民一体となった観光地のプラットフォームづくり」という表現があるが、このプラットフォームの運営主体はどこか、「官」の役割とはなにかが十分明確でないようにみえる。		観光地づくりプラットフォームの構築に当たっては、農林漁業関係者、商工業関係者、飲食店、宿泊施設などの復旧・再生を通じた観光復興リーダーの育成とネットワークの再構築を基本としています。 こうした連携を基盤としてプラットフォームの構築を促進することとしており、その中核組織としては、各地域の商工会議所、NPO、観光協会など民間団体が主体となるべきと考えています。 県は、被災した民間事業者の早期復旧・復興を支援するとともに、プラットフォームが展開する国内外への情報発信や着地型旅行商品の企画、将来的な商品販売に向けた取組に対し支援していきます。	C(趣旨同一)
551	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	「平泉」を核にした観光振興は、岩手県内陸主導の観光開発というイメージをめぐえない。また、平泉観光を起点とした高速道路建設(釜石道など)といった、ハードに偏った施策は、短期・緊急の生活と雇用・仕事の再建という最重要課題を置き去りにする可能性がある。たとえ中期的に道路網を整備するとしても、受皿となる沿岸被災地で短期的に生活と雇用・仕事の速やかな再生が進まなければ、沿岸地域からの更なる人口流出が懸念されており、政策上の時間整合性が保たれない危険があることに十分留意しなければならないであろう。		本県の観光振興については、平泉の世界遺産登録を契機とした岩手の復興に向けた観光キャンペーンを実施していきます。これと合わせて、緊急的な取組として、三陸沿岸観光の再構築を図るため、被災した沿岸地域の観光産業の早期再建に取り組むとともに、きめ細かなサポートにより経営を支援し、観光に関わる官民一体となった観光地プラットフォームづくりを進めます。 また、復興基本計画では、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域をつくり上げるため、「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」の3つの原則を掲げています。 今回の東日本大震災津波により多くの尊い命と財産が失われたことを踏まえ、地域住民の「暮らし」と「なりわい」を守るためには、多重防災型まちづくりなどによる安全の確保が重要と考えています。 このように3つの原則は相互に関連したものであり、「安全の確保」のための取組とあわせて、「暮らしの再建」と「なりわいの再生」のための様々な取組を進めていきます。	D(参考)
552	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	① 観光資源の再生と新たな魅力の創造	映像や記録は一括して保管し、必要なときに取り出すことができるようにする必要がある。また、今回がれきとして捨てられるものの中に、津波災害の教訓を示すものがたくさんあるので、これらを収集して保管して展示する施設が必要。これらは専門職員が管理する必要があり、津波博物館は津波研究の拠点機関でもあるべき。		第6章「三陸創造プロジェクト」の『東日本大震災津波伝承まちづくりプロジェクト』において、津波資料館(アーカイブセンター)を拠点とした次世代への経験の継承と地域防災に関する情報発信を記載しています。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
553	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	平泉の世界遺産登録にかかる観光振興を図るべき。		いわてデスティネーションキャンペーンを実施するなど、平泉文化遺産の世界遺産登録と連動した観光振興に取り組んでいきます。	C (趣旨同一)
554	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	宮城県のように復興マークをつくり、復興ブランドを统一的に広げて、県全体として産業振興を図るべき。 また、復興マークを、市町村の復興計画でも同調できる仕組みを県が作るべき。		これまでは、各方面で展開されている社会貢献活動等の自主性を重んじる考えからロゴマーク等を作成しておりませんでした。今後の取組みを進めるなかで参考とさせていただきます。	D (参考)
555	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	「日本一の「おもてなし」の心」という表現については、もっと豊かで温かみのある文言を検討すべき。		復興支援をきっかけとして生まれた国内外のつながりを大切にしながら観光立県に取り組む姿勢と、素朴で心優しい本県の県民性を表現したものであり、御理解をお願いします。	D (参考)
556	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	被災地の復旧の現状視察と平泉等内陸宿泊の観光ルートの設定をしようか。被災者を臨時雇用しガイドをお願いすれば雇用対策にもなるのではない。		被災地視察的なものは、被災者の心情等にも十分配慮する必要がありますと考えますが、被災地の実情を踏まえ、復興支援と連動したツアー商品の造成促進について、検討していきます。	D (参考)
557	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	外国人を含め多くの人々が被害の実態と復旧の動きを見たいと思われるので、観光(誘客)の取組に結びつけるべきではないか。		被災地視察的なものは、被災者の心情等にも十分配慮する必要がありますと考えますが、被災地の実情を踏まえ、復興支援と連動したツアー商品の造成促進について、検討していきます。	D (参考)
558	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	放射能の風評被害対策も盛り込むべき。県民や国内外に放射能の影響が日々タイムリーに発信するシステムを構築し、安全で安心な状況、逆に注意しなければいけない状況を明確にすることによって、信頼度を高め誘客に繋げられる。		御意見の趣旨を踏まえ、「なりわい」の再生 II 商工業、及びⅢ観光業の緊急的な取組に「放射線物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進」を追記します。	A (全部反映)
559	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	三陸沿岸を国際会議が開催できるくらいの観光地として魅力を高める工夫をしようか。今回の津波、原子力発電所の事故などについての研究施設の誘致と併せて一大ゾーンと捉えるなど、リアス式海岸の三陸を大いに生かすべき。 また、三陸沿岸の市町村を支援するために県民の力をもっとひき出すためには、一人でも多く三陸の地に足を運ぶよう、内陸市町村の広報に『三陸市町村の観光地・見どころ紹介コーナー』をつくってもらうようにしようか。		基本計画の「三陸創造プロジェクト」の中で、復旧・復興はもとより、中長期的な視点で世界に三陸地域の創造を掲げており、津波や海洋研究に係る国際的な研究拠点の誘致や地域資源を生かした交流促進のプロジェクトを検討しているところであり、御指摘いただいた視点をもって取り組んでいるところです。 なお、第6章において、復興に向けて内陸市町村との連携を記載しています。御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
560	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全 県的な誘客への取組	地震、津波あるいは三陸の自然、産業などをテーマにした全国規模の会議やセミナー、各種大会、また、国際的な学会などが沿岸各地で継続して開催されるよう働きかけてはどうか。 こうした会議等は参加者の規模や地域での消費額が大きく、被災した地域経済の復興にも良い影響があると思う。また、会議を通じて地域と参加者の交流が始まることも期待できる。		学会等のコンベンションについては、先般、海洋再生エネルギーに関する学会が開催されるなど、震災関連の学会や調査団が相次いでおり、こうしたコンベンションも、本県の観光振興にとって重要なものと認識していることから、今後一層の誘致に努めていきます。	C (趣旨同一)
561	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全 県的な誘客への取組	いわてDC等が一定の成果を生むことは想定できるが、「全県的な誘客」と「沿岸被災地の観光復興」とを単純に同一視することはできないであろう。沿岸地域といっても、県北地域、宮古周辺、県南とでは自然環境や被災状況が違うのであるから、もう少しきめ細かな観光復興のためのプランが必要とされているのではないだろうか。		三陸沿岸観光の再構築を図るため、各地域の復興の段階に応じた継続的な情報発信や新たな魅力の付加による誘客の促進を図ります。	C (趣旨同一)
562	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全 県的な誘客への取組	「復興支援をきっかけとして生まれたつながり」を大切にするという点について、ボランティア等の復興支援に携わった個人・団体の記録を県が主体となって残し、特典等を工夫しながら被災地を再訪してもらえるような試みを追求すべきである。		今回の東日本大震災津波以来、全国や世界の国・地域から様々な支援が寄せられるとともに、被災者一人ひとりに寄り添う様々なボランティア活動などが展開されているところであり、こうした「つながり」の芽を大切にしながら、復興に向けた多様な連携の輪をさらに広げていくことが重要と考えています。 このような考えに基づき、基本計画における「復興の目指す姿」の考え方として、「開かれた復興」を掲げ、県内外、更には世界の人たちや多様な団体が、緩やかなつながりを持って参画し、地域での交流を広げながら本県の復興を成し遂げていくことを目指しています。 御提案の内容も参考としながら、ボランティアやNPOや企業、団体などが継続的に復興支援に携わっていただけるような仕組みづくりを検討していきます。	D (参考)
563	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全 県的な誘客への取組	復興の過程そのものを体験していただく、岩手の復興に県外の方々ももっと関わっていただく。ボランティアで来てくれた方々から長期間応援いただけるように『10年後のキップ』として『10年後の3月11日に復興祭が催される』などの具体的な企画を今後期待する。		今回の東日本大震災津波以来、全国や世界の国・地域から様々な支援が寄せられるとともに、被災者一人ひとりに寄り添う様々なボランティア活動などが展開されているところであり、こうした「つながり」の芽を大切にしながら、復興に向けた多様な連携の輪をさらに広げていくことが重要と考えています。 このような考えに基づき、基本計画における「復興の目指す姿」の考え方として、「開かれた復興」を掲げ、県内外、更には世界の人たちや多様な団体が、緩やかなつながりを持って参画し、地域での交流を広げながら本県の復興を成し遂げていくことを目指しています。 御提案の内容も参考としながら、ボランティアやNPOや企業、団体などが、継続的に復興支援に携わっていただけるような仕組みづくりを検討していきます。	D (参考)
564	4 第4章 復興に向けた具体的取組	2-3「なりわい」の再生	Ⅲ 観光	② 復興の動きと連動した全 県的な誘客への取組	DESTINATION・キャンペーンでは、内陸だけではなく、積極的に沿岸へ送客できるようにしてほしい。		旅行会社や報道機関を対象とした説明会の開催及び復旧・復興の状況に応じた情報発信により、旅行商品の造成や沿岸地域への誘客を促進するとともに、観光コーディネーターの育成など受入態勢の整備を進めます。	C (趣旨同一)
565	4 第4章 復興に向けた具体的取組	3 取組項目一覧	0 全般		「取組項目一覧」については、だれが行うのか、市町村が行うのか、県はどの程度支援するのか、もう少し具体的に記載すべき。		「取組項目一覧」のうち、第1期(平成23年度～25年度)に実施するものについては、復興基本計画を踏まえて今後策定する復興実施計画において、具体的な実施主体、工程表等を示していくこととしています。	B (一部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
566	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	0 全般			今後の三陸の「夢」や「希望」にあたる部分であり、県民に希望を抱かせ、 目指す姿を端的に表現するイメージや言葉を活用すべき。		御意見を踏まえ、プロジェクト名やイメージ図等を追加しま す。	A (全部反映)
567	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	0 全般			専門用語が非常に多く、難解な章となっている。 「国際リニアコライダー」「ジオパーク構想」「プラグインハイブリッド」「コバル ト合金」「ナノカーボン」等にはしっかりと脚注で補足説明を行い、子どもから お年寄りまでが十分に理解できる文章にするべき。 これらは大変魅力的な取り組みであるため、その価値や魅力をしっかりと 伝えるためにも分かりやすい説明を心がけるべき。		御意見を踏まえ、基本計画に用語説明を追加します。	A (全部反映)
568	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	0 全般			最先端の技術を結集して、次世代の都市を作り上げるべき。		県では、今回の津波災害における被害状況を検証し多重防 災型まちづくりをすすめることで、再び人命が失われることがな い安全を最優先にしたまちづくりをすすめることとしています。 将来に向け希望をもった生活再建が進められるようコンパク トな都市の形成や、新たな産業を育む基盤づくりによる産業の 再生と活性化、自然エネルギーを活用した環境との共生に配 慮したまちづくりなど、新たな視点を加えたまちづくりを行うこと としています。	B (一部反映)
569	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	0 全般			5項目目の○の<多様な主体との連携>に、「今後、女性、子ども、障がい 者、高齢者、外国籍住民、LGBT(性的少数者)等の多様な背景を持つ人の 意見や提言も伺いながら、具体化を進めていく」を追加すべき。		計画の第6章において、三陸創造プロジェクトを含む復興の 進め方全般に当たって、誰もが社会参加の促進と潜在能力を 発揮できる環境づくりを進める社会的包摂(ソーシャル・インク ルージョン)の考え方に留意するとの文言を追加することとして います。	B (一部反映)
570	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	0 全般			岩手を独立国レベルまで(軍事防衛を除く)引上げ、水、食料、エネルギー 資源に対する長期的ビジョンを策定すべき。		世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、「三陸 創造プロジェクト」を掲げています。本プロジェクトについては、 今後、幅広く意見や提言を伺いながら具体化に向けた検討を 進めて行くこととしており、御意見の視点については、この検討 を進める際の参考とします。	D (参考)
571	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	0 全般			三陸創造プロジェクトの推進には、県内のみならず日本国内あるいは海外 の研究者・技術者との連携が不可欠となるが、その研究成果や議論を発散 させないためには、具体的な湾、あるいは地域にそれらを還元するためのイ メージを持った岩手県内の研究者・技術者・事務担当者等が運用の核となる ことが望ましい。 そのような組織づくりを早急に進め、国内・国外の専門家集団との連携を機 能させることによって、グローバルな視点からの計画を、地域の実情に配慮 しつつ、地域の特性を活かした形で実行することが可能となると期待される。		御意見のとおり、県内の専門家を含め、国内外の専門家集 団とのネットワークの形成が不可欠であると考えています。	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
572	5 第5章 三陸創造プロジェクト	1 科学技術分野			<p>(クラウド・コンピューティング・)データセンターの誘致を追加すべき。 三陸海岸後背地である北上山地のうち、早池峰構造体の南側(南部北上帯)は、古生代の堅い均質な岩盤に乗っており(5億年前 Gondwana 大陸の断片に由来)、施設の耐震性確保等の面から国際研究プロジェクト「リニアコライダー」の有力な建設候補地になっている。 日本列島が「大地動乱の時代」に入っている現在、産業界においてデータセンターを本社所在地から分離配置し、ないしはバックアップセンターを設ける動きが顕在化している。 であれば、本県の企業誘致としてリニアコライダーと並んで名乗りを上げてみてはどうか。 三陸復興の直接的な施策ではないかもしれないが、後背地での産業立地と使用電力には風力発電電力を使用という事で、地域のイメージアップにもつながるのではないかと。</p>		<p>データセンターの誘致に関しては、本県の有する強固な地盤と冷涼な気候が効果を発揮すると考えられることから、雇用の創出や経済波及効果等を勘案しながら今後の企業誘致の参考とします。 また、風力など再生可能エネルギーの導入促進に当たっては、新たな発電機能は、電力系統に事故があった際に地域のエネルギー供給を支えるものとするよう検討したいと考えています。三陸創造プロジェクトの具体化にあたっては、御指摘の点に留意し進めていきます。</p>	D(参考)
573	5 第5章 三陸創造プロジェクト	2 環境共生・再生可能エネルギー分野 (※計画案の段階では、「2 環境共生・自然エネルギー分野」としていました。)			<p>災害に強い自然エネルギーのところで、自律型の標記があったほうが良いのではないかと。 太陽電池も、系統連結のみで自立機能を活用していなければ、災害時には利用できない。</p>		<p>災害に強いエネルギーシステムの導入促進に当たっては、電力系統に事故があった際に地域のエネルギー供給を支えるものとなるよう、自立・分散型のシステム構築は重要であるとされており、三陸創造プロジェクトの具体化において、御指摘の点に留意し進めていきます。</p>	D(参考)
574	5 第5章 三陸創造プロジェクト	2 環境共生・再生可能エネルギー分野 (※計画案の段階では、「2 環境共生・自然エネルギー分野」としていました。)			<p>県計画では風力発電の導入促進が、国の復興会議提案では洋上風力の推進が書かれている。 原発に比べれば人間にとってはるかに安全ではあるが、野鳥の衝突や低周波騒音など課題はまだ多い。 野鳥の衝突回避に関しては環境省がこの1月7日に公表した「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」によって保全対策を立てる必要がある。 国の自然エネルギー推進支援策がなかなか定まらない中で、岩手県として独自の施策により野鳥の衝突回避の方策を樹立する必要がある。</p>		<p>風力発電施設の設置に当たっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」や各種専門家の最新の知見等を踏まえ、鳥類等に与える影響を極力軽減できるように配慮することとし、三陸創造プロジェクトの具体化や事業化を進めていきます。</p>	D(参考)
575	5 第5章 三陸創造プロジェクト	2 環境共生・再生可能エネルギー分野 (※計画案の段階では、「2 環境共生・自然エネルギー分野」としていました。)			<p>浸水区域にソーラーパネルを敷き詰め、自然エネルギーのモデル都市にしたらどうか。</p>		<p>浸水区域などの利用困難な土地の有効活用を図る方策として、大規模太陽光発電の導入が考えられますので、「復興実施計画」に掲げる施策の中で取り組んでいきます。 また、モデル都市の形成については、被災地市町村の意向等を確認しつつ検討を進めていきます。</p>	D(参考)
576	5 第5章 三陸創造プロジェクト	2 環境共生・再生可能エネルギー分野 (※計画案の段階では、「2 環境共生・自然エネルギー分野」としていました。)			<p>がれきの利活用、自然エネルギーやバイオマスエネルギーの利活用、特区制度の活用により未来型のニュータウン作りを進めて欲しい。</p>		<p>災害廃棄物のうち木質系廃棄物については、ボードや燃料・発電等への利活用が考えられることから、積極的な再生利用を図るという方針のもと、経済性を考慮しながら、幅広く検討を行うこととしています。 また、再生可能エネルギー(太陽光、バイオマス等)の利活用については、第4章「I 防災のまちづくり」において、中期的な取組として追加するとともに、第5章「三陸創造プロジェクト」に掲げ、幅広い意見・提言を伺いながら、具体化を進めていきます。</p>	B(一部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
577	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	2 環境共生・再生可能 エネルギー分野 (※計画案の段階では、 「2 環境共生・自然エネ ルギー分野」としていま した。)			日本で第2位の森林資源を持つ岩手県として、次世代の森林・林業を担う 優秀な人材の育成のため国有林を活用した公的人材育成センターの設置を めざし、岩手県を東北一円の人材育成拠点とした整備が必要であると考え る。		次世代の森林林業を担う人材の育成については、「いわて県 民計画」に基づく取組として全県域で積極的に進めていくことと しています。公的な訓練センターの設置については、今後の取 組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)
578	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	2 環境共生・再生可能 エネルギー分野 (※計画案の段階では、 「2 環境共生・自然エネ ルギー分野」としていま した。)			県として、自然エネルギーの本格的な導入を進め、被災地はもとより県内 全域で風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマスなどの自然エネルギーの活 用を図ること。		県としては、被災地はもとより県内全域において再生可能エ ネルギー導入促進を図ることとしており、「復興実施計画」に記 載している「(仮称)再生可能エネルギー導入促進事業」とし て取り組むこととしています。	C(趣旨同一)
579	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	3 津波災害の次世代へ の継承			計画案には、「震災の経験や教訓を後世に語り継ぐ」ことの必要性が述べら れているが、そのためには大震災をどのように記録してゆくのか検討されな ければならない。明治三陸地震津波をはじめこれまでの災害でも被害と復興 につき詳細な記録が作成された。未曾有の規模である東日本大震災はなが く語り継がれるべきであり、これまでもまして詳細な被害と復興の記録が残 されるべきだろう。 また「災害遺構の保存やメモリアル公園など象徴的施設の整備」に関連し ていけば、震災以降はすでに歴史的な意義を有する。史跡として保存するこ とも検討されるべきだろう。さらに、震災とそこからの復興に関わるさまざま な資料を保存し、これを次代に継承してゆくことを目的とした震災復興資料館の ような施設の設立が求められる。		第6章「三陸創造プロジェクト」の『東日本大震災津波伝承ま ちづくり』プロジェクトにおいて、津波資料館(アーカイブセン ター)を拠点とした次世代への経験の継承と地域防災に関する 情報発信を記載しています。 このプロジェクトは、今後、幅広く意見や提言を伺いながら、 具体化を進めていくこととしています。	C(趣旨同一)
580	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	4 産業振興分野			大地と海を活用した創造プロジェクトが必要ではないか。 6次産業化の推進(体験、直売、加工、観光など)、三陸ブランドを世界に発 信、大地と海をブレンドした加工産業の振興、最新の冷凍技術などの活用等 も追加すべき。		復興基本計画では、高生産性・高付加価値化を実現する加 工体制の構築や、農商工連携ファンドを活用した商品開発支 援などを進めていく考え方を盛り込んだところだ。 また、「三陸創造プロジェクト」の一つである「さんりく産業振 興プロジェクト」において、多様で高い付加価値を有する製品 が産み出される水産加工拠点の形成など、御意見の趣旨も踏 まえた取組を盛り込んでいます。	C(趣旨同一)
581	5 第5章 三陸創造 プロジェクト	4 産業振興分野			次世代の森林林業を担う優秀な人材を育成するため公的な訓練センターを 設置し、岩手県を東北一円の人材育成拠点として整備することを、産業振興 分野の主な取組例として追加すべき。		次世代の森林林業を担う人材の育成については、「いわて県 民計画」に基づく取組として全県域で積極的に進めていくことと しています。公的な訓練センターの設置については、今後の取 組の推進に当たり、参考とさせていただきます。	D(参考)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
582	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	0 全般			県・市町村・県民の役割分担・責任の明確化・具体化が基本計画には必要。また、市町村連携に触れているが、大事なものはその仕組みづくり。その仕組みを基本計画の中で整理しなければ、実施計画への展開が不十分になる恐れがあるのではないか。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。このため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体による連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。 なお、「復興実施計画」では、具体的な施策や事業、工程表等を示すこととしており、その中で、県・市町村の役割分担等を示していきたいと考えています。	C (趣旨同一)
583	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	0 全般			復興の進め方については、「計画を作るのは住民合意で、実施は市町村と県・国が連携して、財政の大半は国の責任で」ということを原則にすべき。真の復興は、民主主義という住民自治を貫いてこそ可能となる。		復興に向けては、被災市町村の状況と、住民の合意に基づく復興に向けた考え方を十分に踏まえて計画を策定することが重要と考えており、その考え方を序章の「計画の役割」や第6章の「被災市町村との連携」に示しています。 また、国が復興に向けた取組を「国家プロジェクト」として主体的に取り組むよう提案を行っています。 さらに、第6章に「復興財源の確保」の項目を追加し、復興財源についての国の力強い支援を要請していく旨盛り込んだところです。	B (一部反映)
584	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	0 全般			全体の構成について、復興にあたっては、被災市町村、県、国の連携が必要不可欠と考える。 第6章の連携等を第2章と第3章の間において、連携して復興にあたるという姿勢を示すべきではないか。		第2章では、東日本大震災津波の経験を踏まえ、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域を創りあげなければならないとの決意のもと、復興に当たっての目指す姿を掲げるとともに、復興に向けた3つの原則、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生を示しています。 第3章では、第2章を受け、まず、「安全」の確保に向け、甚大な被害をもたらした津波対策の基本的な考え方や津波対策の方向性等を示したうえで、第4章の復興に向けた具体的取組への繋げているものですので、原案どおりとします。	D (参考)
585	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	1 市町村と連携した復興の取組	(1) 被災市町村との連携		県策定の復興ビジョンはよく練られているので、各被災地とのすりあわせを行うべき。		7月13日から20日に、沿岸市町村等において、基本計画についての地域説明会を開催したところであり、出された意見等を踏まえ、本計画の内容等を修正しています。	A (全部反映)
586	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	1 市町村と連携した復興の取組	(1) 被災市町村との連携		市町村との連携を図るために、検討会議等には被災地の首長の出席を検討してほしい。		復興委員会には、沿岸市町村復興期成同盟会の会長(釜石市長)に委員として参加いただいています。また、計画の策定過程において、沿岸及び内陸市町村長との意見交換会や、各市町村を訪問しての意見交換の行うなど、市町村の意見を十分に反映するよう、特に配慮しています。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
587	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	2 県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携			「新しい公共」とは、「公=官」ではなく、行政は「公」の担い手の一つに過ぎないとして、公共サービスの提供や公共的な課題の解決に多様な主体が関わる仕組みを作るべきであるとする考え方をいうものと考えられる。これまで、新自由主義に基づく構造改革として、「小さな政府」、「官から民へ」等の標語のもとで、指定管理者制度、市場化テスト、PFI、独立行政法人、BPO、特区等のツールを利用して、公共サービスのアウトソーシングが推進されてきた。その結果、「公共」の概念が大きく歪められてきただけでなく、公共サービスの低下、住民負担の増加、公共施設における事故の増大、公務員の労働条件の悪化等重大な問題が引き起こされ、大きな批判を受けてきている。それにもかかわらず、復興基本計画において「新しい公共」の利用促進が謳われていることは看過できない問題である。県は、地方公共団体としての使命を自覚し、復興における責任を果たすべきであって、「新しい公共」の名の下に、「公」の果たすべき役割を安易に民間に委ねるべきではない。		今回の災害以降、全国や海外から様々な支援が寄せられるとともに、被災者一人ひとりに寄り添う様々なボランティア活動などが展開されています。これからの復興に向けた取組に当たって、こうした県民、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関をはじめとした多様な活動主体が、それぞれの強みを生かして、主体的な活動を進めていくことが期待されます。県としては、復興に向けての行政としての役割をしっかりと果たしつつ、こうした「新しい公共」の自主性を尊重しながら、その強みが最大限引き出され、活動が円滑に行われるよう、多様な復興活動の展開のための連携の仕組みづくりを促進するなど、活動を支援していきます。	D(参考)
588	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	3 国家プロジェクトとしての復興の提案等			甚大な被害が生じた沿岸域の復興に向け、復興特区による復興支援の大幅な強化策を国に求めることを掲げるべき。		第6章の「3国家プロジェクトとしての復興の提案等」において、財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資、被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設などについて、復興に向けた必要な措置を講じるよう、県として提案等を行っている、と記載しており、これは、復興特区と同一の趣旨と考えています。	C(趣旨同一)
589	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	4 他の地方公共団体との連携			岩手・宮城・福島を主体とした東北6県で津波災害復興計画の検討・推進が必要ではないか。		今回の東日本大震災津波は、本県のみならず、宮城県、福島県など広範な地域に未曾有の被害をもたらしており、今後の復興に向けた様々な課題を克服していくためには、本県として進める取組の他、これら被災県、さらには東北等の連携による検討を越えた取組を進めていきたいと考えているところです。	C(趣旨同一)
590	6 第6章 復興の進め方 (※計画案の段階では、「第6章 復興に向けた連携等」としていました。)	4 他の地方公共団体との連携			福島・岩手・宮城の三県で特別条例を創り、それを基に復興計画を立て、自衛官を参与にすべき。		今回の東日本大震災津波は、本県のみならず、宮城県、福島県など広範な地域に未曾有の被害をもたらしており、今後の復興に向けた様々な課題を克服していくためには、本県として進める取組の他、これら被災県、さらには東北等の連携による検討を越えた取組を進めていきたいと考えているところです。なお、いただいた御提案については、今後、連携した取組を検討する上で参考にさせていただきます。	D(参考)
591	7 全般				国、市町村の復興計画検討委員会を立ち上げそれぞれのレベルで東日本大震災津波復興計画を立案しているが、個々に立案した復興計画の調整は誰が、いつ、どの段階で案調整を行うスキームになっているのか。		県の復興計画は、被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画という役割を担っています。現在、被災市町村において復興計画を策定中であることから、早期に県の復興計画を策定し、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン等を示したものです。他方、本県の復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請する役割も担っています。このため、本県の復興の考え方等が反映されるよう、国の復興構想会議に対し、提案等を行ってきたところです。	F(その他)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
592	7 全般				復興案策定の条件は、①出来る限り土地の配分は平等であること、②元の地域で再興すること、③五つの県が共通性を持っていること、④夢がある都市計画であること、⑤未来の子ども達に納得してもらえる案であること、⑥工業、商業、農業、漁業、の区分と住宅地の自然環境との調和を取り入れること、⑦再度の災害に強い都市計画を策定すること。などを前提条件として元の土地で計画することを望む。 道路や区画は国に依頼し国で作ってもらい、国が作ったものは国が守る(国道の管理)。県が計画して都市計画整理は県が責任を持つ。市町村は市民の思いを常に考えて特色ある計画にして欲しい。		被災市町村の復興後の土地利用計画については、その地域の被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造などに応じてその地域にふさわしい「海岸保全施設」と土地利用などの「まちづくり」、更に避難のための「ソフト対策」を組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化する「減災」の考えにより安全を確保する中で検討されるべきものと考えます。県ではこうした津波防災の基本的な考え方や津波対策の方向性、まちづくりのグランドデザインを市町村に対して示すことで、被災地におけるまちづくり計画の策定を支援していきます。	D(参考)
593	7 全般				被災者の意向は、復興計画にどのように反映されているのか。		本計画の策定に当たっては、復興計画の策定に向けて検討いただいた「岩手県東日本大震災津波復興委員会」に岩手県沿岸市町村復興期成同盟会会長に参加いただくとともに、被災地の現地調査や市町村長との意見交換等を通じて、市町村長の御意見を伺い、県の復興計画に反映させてきたところであります。 また、7月13日～20日に、沿岸市町村等において、基本計画についての地域説明会を開催したところであり、出された意見等を踏まえ、基本計画の内容等を修正しています。	F(その他)
594	7 全般				今の日本がどのような状況にあり、その中で岩手県は、どのように今後生きて行くのか。そのような本題の中枢をなす現在の社会的・経済的システムの理解が乏しいため、極めて活力に乏しい復興計画になっている。 中でも、①今回の震災が被災地に及ぼす深刻な影響の危機認識がない。そして今後地方自治体が避けて通れず、また一層拡大するであろう②地域間格差に対する問題意識も、ほとんど意識され対策が練られてない。 これではお金は食うが未来には生きない。 本計画案は、そのような内容になっているように見える。		世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、「三陸創造プロジェクト」を掲げています。本プロジェクトについては、今後、幅広く意見や提言を伺いながら具体化に向けた検討を進めて行くこととしており、御意見の視点については、この検討を進める際の参考とします。	D(参考)
595	7 全般				今回の津波災害で、交通インフラの遮断と同等に、通信インフラの遮断と言う大きな壁があったことは、記憶に新しい。被災地は情報孤立のまま放置され、長く苦しめられた。 その抜本的対策が練られているとは見受けられない。今後復興作業を進める上で、決してなおざりには出来ない重要課題だと思われる。		復興基本計画において、通信設備の多ルート化や停電対策の強化など災害に強い防災通信ネットワークを構築する旨、掲載しているところです。 今回の東日本大震災津波を踏まえて、通信事業者においても、災害に強い情報通信ネットワークを構築する計画となっていることから、引き続き、事業者とも連携して、災害時に確実な情報伝達・提供ができるよう努めていきたいと考えています。	C(趣旨同一)
596	7 全般				「ふるさと」は瑕疵のない手つかずの自然が一番良いとでも考えているのか。 若者や働く者にとっても魅力あるものでなければいけないと考えるのは、「復興」や「創成」の意に反するのでしょうか。 そのような印象を与える原因のほとんどが、本編はハードウェアの復興に貫かれており、ソフトウェアの復興や創成が、図られてないところにある。 これから向かう未来に、どのような魅力ある「ふるさと」をここで作ろうと考えるのか。それこそは本基本計画の中心テーマと考える。		本計画の第4章「復興に向けた具体的取組」では、ハード、ソフトが一体となった取組が重要との観点から、両面に関する取組について記載しています。また、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、「三陸創造プロジェクト」を掲げており、本プロジェクトについては、今後、幅広く意見や提言を伺いながら具体化に向けた検討を進めて行くこととしています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
597	7 全般				今回の被災地を立て直す原動力は、自己蘇生力である。行政は、その諸条件を整え誘因を形成しなければいけない。 この最も重要な中心テーマが、残念ながらこの基本計画書には抜けている。どうすれば「ふるさと」の自己蘇生力を存分に発揮させ、価値のある三陸地域にすることができるのか。今までの自己に閉じこもった手法を脱し、東北他県、引いては日本の一線級の人々との連帯や共生を図るなか、次なる未来を形成してゆく雄々しい岩手や「ふるさと」を期待したい。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げているところです。この仕組みづくりや、活動支援の場において、御意見の趣旨を踏まえた支援を進めていきます。	D(参考)
598	7 全般				復興計画には、大別してハード対策(津波に強い防災施設の復旧、避難路や退避施設の整備、行政・病院・学校等の高層化・防化対策、高台移転への移転構想等)、ソフト対策(避難防災意識の高揚徹底方策、被災事案別ハザードマップの再作成、地域コミュニティの再構築、災害履歴の伝承、在宅介護者情報を民生委員周知等)が考えられるので、ハード・ソフト対策の分別編纂をすべきではないか。		本計画については、3つの原則とその原則のもとに10分野の取組を掲げているところです。これらの復興に向けた取組は、ハード対策とソフト対策が一体となって進められるものとして捉えているため、一体的に編纂しています。	D(参考)
599	7 全般				自然環境との共生については、p15の3-(1)-エに「環境との共生」として配慮事項が2行書かれているだけであり、p36-38の文化教育に比べ岩手県の基盤である自然環境の維持再生に関する記述が少ない。 多くの県内外の自治体の復興計画の理念に自然との共存・共生がトップに掲げられているのに比べて、中身が物足りない。 また、これまで目先の経済成長に囚われて沿岸部では埋め立てに偏った施策を推進し、豊富な沿岸生態系を改変し、また津波被害を大きくした経緯への反省がない。 これと関連してp53の「なりわい」の再生の観光関係の箇所でも、自然環境の再生とその活用の視点がまったくない。 p18の表の農地は環境・景観保全の機能を持つとあるが中身や方法がどこにも書いていない。		この計画は、復興の方向性と取組を明らかにしたものであり、自然公園歩道等の施設復旧・整備を進め、災害を考慮した自然とのふれあいの場の提供など、安全・安心な観光地の構築による交流人口の増加を目指しているものです。 御意見のありました「自然環境との共生」につきましては、「いわて県民計画」に基づく「環境王国いわて」の実現に向けた取組を全県域において推進しているところであり、復興に向けても、施策全般に横断的に関わる事項として、十分に配慮しながら取組を進めていきます。	F(その他)
600	7 全般				計画案は、平成30年度までのスパンで構成されているが、この期間中に、三陸沖等でマグニチュード8クラス、6~10m以上の津波の地震が発生した場合どのような対策を取っていくのかあらかじめ計画に明記しておくべきではないか。 また、岩手が震災復興のさなか、首都や西日本で巨大震災が発生した場合、県としてどのように対処していくのか、日本全体が経済的に危機に陥る中で、どのように三陸の震災復興を行っていくのか、「最悪の場合」を想定した文言を明記すべきではないか。		今般策定する復興基本計画は、東日本大震災津波によって甚大な被害を受けた本県が、復興するための方向性と取組を明らかにするものです。仮定の設定とはなっておりませんが、御指摘の件は、今後の復興への取組む際の参考とさせていただきます。 なお、災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災における対応を検証しながら見直しを行う予定であるため、いただいた御意見については、同計画の見直しの検討の際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)
601	7 全般				超長期的に見た場合、30年後に再び津波に襲われたときのダメージが最小となり、かつそこから復興コストが最小となるような形の再生が望まれる。 30年周期で被災・復興するとして、その復興コストも含めた30年間トータルでの収支バランスを考慮して産業を選択すべきではないか。		本復興基本計画の計画期間は8年間ですが、長期的な視点に立ち、復興を象徴し、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、産業振興分野や科学技術分野等の「三陸創造プロジェクト」を記載しています。 このプロジェクトは、今後、幅広く意見や提言を伺いながら、具体化を進めていくこととしています。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
602	7 全般				2016年の岩手国体を目指して急ぎ過ぎず、じっくりとプランを練り、着実に住みよい、岩手を作って欲しい。		本計画では、市町村と連携を図り、復興が着実に達成されるように取組を進めて行くこととしており、御指摘の趣旨と同一の考えをもっていると考えています。今後も、復興の状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行いながら復興の取組を進めていきます。	C (趣旨同一)
603	7 全般				計画案には将来人口が決定的に欠けている。国立社会保障・人口問題研究所の推計ではH17=100とした場合の被災市町村の平成47年の人口は概ね6~7割となっていたが、震災で亡くなった方や転出する方もいる事を考えれば約半分になるのではないかと。 この厳しい現実を無視した復興計画は成立しないので、少なくとも第2章で触れるべきではないかと。また、将来人口が半分になる前提でランドデザイン(第3章)すべきではないかと。		人口の移動については、平成23年7月8日に総務省が発表した資料によると、本県の転出者・転入者の状況は昨年度とほぼ変わらない状況にありますが、今後、震災が与えた人口への影響についても分析していくことが必要と考えています。	D (参考)
604	7 全般				被災市町村はもとより、被災地隣接の市町村で、復興主体の拠点に活用できそうな既存ストック(公共施設、学校跡地、工場跡地、工場団地予定地等官民の施設等)は、積極的に活用を検討し、県が主体となって情報共有化を図るべき。		今回の東日本大震災津波は、本県のみならず、宮城県、福島県など広範な地域に未曾有の被害をもたらしました。今後の復興に向けた様々な課題を克服していくためには、これら被災県などが連携し、県界を越えた取組を進めていくことが必要と考えています。なお、他の地方公共団体との連携については、「第6章 4他の地方公共団体との連携」に記載しています。	C (趣旨同一)
605	7 全般				復興事業が具体化してくると、資材不足・職人不足等による物件費価格等の高騰が予想され、電力不足や福島の状況も不安材料。 これらは岩手だけではなく、宮城、福島はじめ東日本全体の問題なので、材料や人の確保を官民全体として調整する必要があるのではないかと。		本復興基本計画の計画期間は8年間ですが、長期的な視点に立ち、復興を象徴し、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、産業振興分野や科学技術分野等の「三陸創造プロジェクト」を記載しています。 このプロジェクトは、今後、幅広く意見や提言を伺いながら、具体化を進めていくこととしています。	D (参考)
606	7 全般				「沿岸産業振興のため、新しいいわて三陸のブランド確立を目指す」という表現を盛り込むべき。 実務経験のあるブランド戦略、マーケティング戦略のプランニングや実行可能な人材を一定期間契約し、「新しいいわて三陸のブランドイメージ創造」を早急に形にし、その実行プランと実行戦略を組み立てるとともに、漁業の6次化への道筋をつける。 また、「海洋王国」として認知されるための「岩手ジオパーク構想」や、「海洋スポーツ」、「フィッシング」などの海洋産業の強化も目指し、それぞれのエキスパートを「復興専門委員」として起用し、具体化に向けて動くことが必要。 それらの総合的の魅力が「新しいいわて三陸」の新しいイメージ(顔)となり、今後、岩手県の三陸海岸エリアが「新観光エリア」として注目されてくるのではないかと。 「観光戦略」は、復興における重要な要素であり、交流人口の積極的拡大が地域への光を与えてくる。		『「なりわい」の再生』の中・長期的な取組において「三陸ブランドの復活」を記載しているほか、海洋産業についても「第5章 三陸創造プロジェクト」において記載していることから、原案のとおりとします。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
607	7 全般				計画期間の3期8年が終了したときの「復興」の姿をどのように捉えているか。		復興のまちづくりにおいては、安全・安心であるとともに、地域に暮らす人にとって「ふるさと」であり続ける地域を創りあげることを目指しています。まちづくりのツールは様々ありますが、市町村をはじめ、地域社会を構成する多様な主体と連携し、三陸地域の魅力を更に発揮できるようなまちづくりを進めていきます。	D(参考)
608	7 全般				「復興」の対象は人間の側にだけあるものではなく「共に育つ」ように自然の側にも「復興」の機会となるような計画とすべき。		第4章において、地域資源としての農林水産物を活かした水産業・農林業における取組や、第5章の三陸創造プロジェクトに掲げる「環境共生・自然エネルギー分野」の検討において、御意見の趣旨を踏まえ、自然の側からも「共に育つ」ような復興を進めていきたいと考えています。	D(参考)
609	7 全般				計画案では費用や効果について全く示されておらず机上の空論に見えるが、これが実現すると「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」となるのか。		復興計画では、安全で安心な防災都市・地域づくり、被災者が一日でも早く元の生活に戻ることができる住環境の整備や雇用の確保、本県の基幹産業である水産業の再生など、復興に向けた当面する課題から地域が復興する姿までを示したものであり、これらに取り組むことにより、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻そうとするものです。	D(参考)
610	7 全般				復興に係る政策方針決定やそれらの実施のための組織・機関に女性を30%以上参画させること。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。 30%の数値目標は2020年までの国の目標として掲げられていることは承知しており、できる限り女性の参画が促進、支援されるよう検討していきます。	D(参考)
611	7 全般				復興のあらゆる分野に男女共同参画をはじめとするダイバーシティ(人の多様性)の視点を盛り込むこと。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。ご指摘のとおり、女性・男性を問わず、共に支え合い地域の総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B(一部反映)
612	7 全般				復興において女性が不利な状況に取り残されることのないよう具体的かつ実効的な施策実施のために十分な予算措置を講じること。		本計画は、岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請する役割を担っており、必要な施策については本計画に基づき国への要望を行っているところです。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
613	7 全般				子ども、若者、高齢者、障がい者、外国人等の具体的計画策定・実施機関への参画を保障すること。		復興に当たっては、県民をはじめ、地域社会のあらゆる構成主体が「復興の主体」と考えており、同時に「つながり」の力が開かれた復興を実現するものと考えています。そのため、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国人等の視点も含めた、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の観点に立った各般の取組を展開していくこととしています。	C(趣旨同一)
614	7 全般				女性については、その意見が政策決定・実施過程で反映されるのに必要な最低ラインとされる30%以上を参画させること。		「いわて男女共同参画プラン」では、社会における様々な政策・方針決定過程において、男女が共に参画していくことを目指すこととしており、今後においても復興に当たり、女性の参画を図りながら取り組んでいきます。	D(参考)
615	7 全般				県は、被災市町村における復興計画策定・実施機関の構成員に社会の多様性が反映されるよう、支援すること。		県では、復興の実現に向けて、被災市町村の取組を最大限支援することが重要と考えています。このため、被災市町村の復興計画の策定等に当たっては、被災状況や土地利用の状況、産業構造等の地域特性を十分に踏まえつつ、復興が着実に進んでいくよう連携していきます。	C(趣旨同一)
616	7 全般				全体をとおして、「男女共同参画の視点」を盛り込むことを要望する。 私たちが暮らす社会は男性だけでなく、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人など多様な人々が生活者として日々の暮らしを営んでいる。 すべての項目において、あらゆる人の人権が守られ、多様な人々の参画を促すことが復興に向け重要。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。 ご指摘のとおり、女性・男性を問わず、共に支え合い地域の総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B(一部反映)
617	7 全般				女性、若者、高齢者、障がい者、外国人などの具体的な計画や施策策定への参画を保障すること。 支援に関わった地域の男女共同参画センター・女性センター、NGOやNPO、地縁団体、企業など多様な団体等の参画についても同様であり、施策の審議・決定過程における女性の登用率を30%以上とし、岩手県ならびに被災自治体における担当部局職員の割合についても、社会の多様性を反映できる構成とすること。		復興に当たっては、県民をはじめ、地域社会のあらゆる構成主体が「復興の主体」と考えており、同時に「つながり」の力が開かれた復興を実現するものと考えています。 そこで、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国人等の視点も含めた、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)を追記し、その観点に立った各般の取組を展開していくこととしています。 また、「いわて男女共同参画プラン」でも、社会における様々な政策・方針決定過程において、男女が共に参画していくことを目指しています。	B(一部反映)
618	7 全般				復興計画の基本理念には、政府の復興基本方針骨子にもあるように、男女共同参画の観点を明記した上で、個別の施策にもその観点を反映させてください。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。ご指摘のとおり、女性・男性を問わず、共に支え合い地域の総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B(一部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
619	7 全般				復興施策を進める行政の各担当部局には(特に県行政では必ず、市町村でもできるだけ)、女性の管理職を配置するよう体制を構築してください。		男女共同参画の推進を通じた組織力の向上は極めて重要であり、今後とも適材適所の人事配置を基本としつつ、引き続き女性職員の登用に積極的に取り組んでいきます。	C (趣旨同一)
620	7 全般				復興計画の策定、復興まちづくり協議会に、女性の参画を明確に位置付けて下さい。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。 そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。ご指摘のとおり、女性・男性を問わず、共に支え合い地域の総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	B (一部反映)
621	7 全般				阪神淡路大震災や中越地震の経験から、災害時における男性・女性のニーズの違いに配慮した取り組みの重要性が指摘されており、災害・復興時においてこそ、衛生環境の整備、女性や子ども、高齢者、障がい者の健康、心のケアなど、女性医師をはじめとする多様な立場からの女性の視点が必要である。 復興に係る政策方針決定過程への女性の参画を推進すること。		本計画は、地域を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針としての役割を担っています。そのため、第6章「復興の進め方」において、県民、関係団体、企業、NPOなど県内外の多様な活動主体による「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援することを掲げています。 女性・男性を問わず、共に支え合い地域の総力を結集できるよう、取組を進めて行くことをさらに明確にするために、第6章2に「社会的包摂の観点」を追記します。	A (全部反映)
622	7 全般				県計画では復興財源をすべて国に求めているが、現在進行中の県の公共事業の見直しによる経費節減や捻出も考える必要があるのではないか。 事業実施中の津付ダムでは140億円(うち県負担50%)の支出が予定されるが、ダムの恩恵を最も受けるべき陸前高田市が壊滅したため、現時点でダムを造る意義はほぼ無くなっているのではないかと。 県計画や国の復興会議提言では減災が謳われており、その方向で進めば陸前高田市内で洪水を最大30cmしか抑制できない津付ダムは不要になると思われ、日本一のヤマメ・アユ釣りでも有名な気仙川を守るために津付ダムを中止して復興費用に充てるべき。ただし、防潮堤や河川堤防のかさ上げ費用は国に求めるべき。 また、平泉が世界文化遺産に指定されたが、「柳の御所」は外れている。その復元費用(県単独の大規模公共事業)として県は40億円の拠出を予定しているが、世界遺産ではなくなった今、当面は不要の経費なので復興資金に廻すべき。		今回の東日本大震災津波は、被害の甚大性、被災地域の広範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げるための十分な財源の確保について、国に対して強く要請しています。 また、本県としても、厳しい財政状況を踏まえ、御意見の内容も参考としながら、今後なお一層の歳入確保の強化や歳出見直しの徹底など行財政の簡素・効率化の取組を進めていきます。	D (参考)



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
623	7 全般				復興費用の捻出については、次のようにすべき。 (1) 岩手県内全ての市町村県議会議員の報酬を5割凍結する。 (2) 岩手県内全ての公務員の報酬の1割を復興費用にまわす(部長クラス級以上は2割)。 (3) 世帯年収1000万円を超える世帯の所得税率を上げる。 (4) 県独自の復興税として海外旅行に出かける人から年齢にかかわらず1人1万円程度の税金を課す。		今回の東日本大震災津波は、被害の甚大性、被災地域の広範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げるための十分な財源の確保について、国に対して強く要請しています。 また、本県としても、厳しい財政状況を踏まえ、御提意見内容も参考としながら、今後なお一層の歳入確保の強化や歳出見直しの徹底など行財政の簡素・効率化の取組を進めていきます。	D(参考)
624	7 全般				計画に基づく予算の裏づけを示し(予算、期日を明示)、がれき撤去など早急に行ってほしい。		今回の東日本大震災津波は、被害の甚大性、被災地域の広範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げるための十分な財源の確保について、国に対して強く要請しているところです。御意見を踏まえ、復興財源の確保について、第6章に追記します。 なお、がれきの撤去については、年度内を目標として、取り組んでいきます。	B(一部反映)
625	7 全般				復興財源を確保するため、(1) 公務員の給与削減、(2) 県議会議員、市町村議員の歳費削減、更に、日当制にする。知事、副知事も同様。(3) 県の車両の耐用年数を長くする。その他、事務用品等節約し、出費を縮小する方法を考えること。		今回の東日本大震災津波は、被害の甚大性、被災地域の広範さなど極めて大規模で複合的な未曾有の国難であり、国家的プロジェクトとして、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組むことが必要と考えています。 こうしたことから、本県としては、復興のための国の直轄事業の重点実施や、国庫補助負担率の引き上げ・補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設など、地方の復興を成し遂げるための十分な財源の確保について、国に対して強く要請しています。 また、本県としても、厳しい財政状況を踏まえ、御意見の内容も参考としながら、今後なお一層の歳入確保の強化や歳出見直しの徹底など行財政の簡素・効率化の取組を進めていきます。	D(参考)
626	7 全般				現時点では裏付けとなるもの(資金面など)が一切なく、計画というよりも願望に近いものであると感じる。 既に、いわて復興ネット等で一般にも公開しているが、被災地の方々にこれを100パーセント期待されると困るのではないかと心配する。		本計画の役割として、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を提案・要望する計画と位置付けており、いただいた御意見を踏まえ、第6章に「財源の確保」に向けた取組について追記します。 また、具体的に実施する事業については、復興実施計画の中で明らかにし、各事業の予算については、予算編成作業の中で明確にしていきます。	B(一部反映)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
627	7 全般				被災者が1日も早くもとの生活に戻れるようにするための復興計画であるというだけでは、不足であると考え。 元の岩手に戻っても、もともと岩手県内や地方ほど深刻化していた経済の衰退や過疎化や少子化、第1次産業の弱体化などの問題が解決に向かわない限り、被災者も岩手県民にとっても展望が開けないからである。 展望を含めて「復興」と呼んでいるかもしれないが、今回の計画では今までの延長線上での計画を進行させるだけにみえる。 「緊急的取組」、「短期的取組」、「中期的取組」と区別した計画は分かりやすいが、「中期的計画」の中には、まったく新しい産業や産地を大掛かりに作り出そうとする戦略であるとか、岩手を元に戻す以上の県にするための大胆な計画が盛り込まれるべきだ。		復興基本計画では、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生の3つの原則のもとに、「防災のまちづくり」、「生活・雇用」、「水産業・農林業」など10分野の取組を位置付け、復興に向けた具体的な取組を掲げています。 さらに、三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、「国際研究交流拠点形成」プロジェクトや「さんりくエコタウン形成」プロジェクト、「東日本大震災津波伝承まちづくり」プロジェクトなどの「三陸創造プロジェクト」を掲げており、これらの具体化を通じて世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指すこととしています。	C (趣旨同一)
628	7 全般				太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを、非常時における防災的賄いのエネルギーとしてしか記述されていないが、「なりわいの再生」計画の中にこそ自然エネルギーの活用を取り入れるべき。 東北地方の復興には、若者の働き口、雇用を作ることが絶対的に必要。若者の雇用がないために、都市に流出し、結果として子どもが減り人口減となることが東北の最大の社会問題であると思うので、まず、第一義は雇用の形成だ。若者が働く場として「自然エネルギー開発・発電事業」を岩手に構築すること。 風力・バイオマス(畜産・木材・穀物など)・小水力・地熱・太陽熱など、国に技術開発の大きな予算を組ませ、県内でエネルギーの自給ができるようにすること。地域住民を主体にした自給圏をつくれれば、雇用の場は大きく創出できると考える。		再生可能エネルギー関連機器市場は、拡大が期待されています。導入促進に当たっては、新技術の実証フィールド設置等研究拠点化の推進による関連企業の誘致促進や、県内ものづくり企業の部品製造への参入など、地域産業の振興及び新規雇用の創出を目指し、取組を進めていきます。	C (趣旨同一)
629	7 全般				全体を通じて、「ハード」面の提言は充実していると思うが、「ソフト」(防災訓練や災害に関する教育など)についての対策はちょっと少ないように思う。さらに、「ハード」(一人ひとりの自覚の問題の強調～対策を練る側にも受ける側にも心がこもっていること～)を強調してもらいたい。		本計画の第4章「復興に向けた具体的取組」では、ハード、ソフトが一体となった取組が重要との観点から、両面に関する取組について記載しています。また、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、「三陸創造プロジェクト」を掲げており、本プロジェクトについては、今後、幅広く意見や提言を伺いながら具体化に向けた検討を進めて行くこととしています。	D (参考)
630	7 全般				復興に向けた3つの原則を支える仕組みの1つとして、①確実につながるネットワーク、②これらを活用した復興に向けた3つの原則を支える情報共有・情報活用の仕組みの構築を。		今回の震災の教訓として、停電時における通信手段の確保の重要性が明らかになったことから、確実につながる通信ネットワークについては、国及び通信事業者の支援を得ながら、固定系・移動系・衛星系を活用した複合的なネットワーク通信設備の整備を促進していきます。 また、情報共有・情報活用の仕組みについては、国及び民間事業者の支援を得ながら、ICTを活用した市町村と地域住民との円滑なコミュニケーション環境の整備等に取り組む市町村の支援をしていきます。	C (趣旨同一)
631	7 全般				住みなれた土地で暮らしていけるよう交通面、福祉面での復興を望む。		復興に向けた具体的取組として、交通面については「安全」の確保の「Ⅱ 交通ネットワーク」、福祉面については「暮らし」の再建の「Ⅱ 保健・医療・福祉」において記載しています。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
632	7 全般				計画案は専門家や官僚の用いる専門用語ではなく、できる限り県民にわかりやすい表現で作成すべき。		御意見を踏まえ、計画の記載については、できるだけ平易な表現となるよう留意するとともに、やむを得ず専門用語を用いる場合には、用語説明を加えるよう修正します。	B (一部反映)
633	7 全般				住民の生活再建のためには、まず収入を確保することが必要であるから、計画案にいう「なりわい」の再生は、失業給付の支給期間である1年以内に行わなければならない。 そのため、産業再生と雇用の創出を「緊急的な取組」として位置付ける必要がある。		雇用対策基金を活用した事業により新規雇用事業を緊急的な取組として、県、市町村の連携のもとに実施しています。 さらに並行して産業振興施策による安定的な雇用の創出を図っていきます。	C (趣旨同一)
634	7 全般				住宅建築について、被災者生活再建支援金の追加支援金の申請期間が震災後37か月であることからすれば、おおむね2～3年以内に住宅再建が可能となるようにしなければならない。		住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実、被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅や宅地の供給については、短期的な取組として盛り込んでいます。	C (趣旨同一)
635	7 全般				復旧・復興の際目指す先は震災発生時点すなわち3月11日現在の水準を目指すということでしょうか。この点には若干の違和感を感じる。 被災の激しかった沿岸地域は、過疎化・高齢化・少子化にあり、水産業・食品加工業・ものづくりなど産業も厳しい状況にあった。 復興基本計画が想定する期間は8年とされているが、計画策定時に、震災が発生していなかった場合の沿岸各都市の8年後の姿をシュミレーションしておく必要があると考える。 「平時の8年後の姿」に、大震災による影響を加味した上で想定される被災地の将来像を当面どれだけ近づけることができるかが復旧ではないか。		復興計画では、第5章として「三陸創造プロジェクト」を掲げているように、今回の東日本大震災津波により甚大な被害を受けた三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指すこととしています。 被災地域は、御意見のような過疎化・高齢化・少子化などの「弱み」と同時に、豊かな地域資源やコネクタ産業の集積等、「強み」も持ち合わせています。こうした「強み」を生かしながら、計画に掲げた「復興の目指す姿」を実現していきます。	D (参考)
636	7 全般				本復興計画で、「全国や本県内陸地域と比べて経済的基盤が弱いなどの課題も抱えており、『沿岸地域の発展なくして県の発展はない』との考え方から、県政の最重要課題として、当該地域の振興に重点的に取り組んできた」とあり、経済的基盤の強化・現状普及にとどまらない安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興に加え、「子育て支援」の充実を追記して欲しい。		震災により被災地域の児童数の変動や保護者の就労状況等、子育てニーズも変化していることが想定されることから、震災後のまちづくりと連動するなどした新たな地域ニーズに応じた子育て支援の展開が図られるよう市町村を支援していくこととしており、保育所等の子育て支援施設も含めた保健・医療・福祉提供体制の整備を復興基本計画に盛り込んでいくところです。(Ⅱ保健・医療・福祉の取組項目①災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備に包括的に記述)	C (趣旨同一)
637	7 全般				住民が、真に災害に強い街づくりを行いうるよう、基本計画においては、ハード重視の危険性を十分に分析・指摘した上で、ハード整備とソフト対策の組み合わせをどのようにすべきかの青写真を示すべきである。 そうでなければ、100年もすれば、津波に対する防災意識が薄れ、結局は人命も暮らしも守れないものとなる。		基本計画では、津波被害の技術的考察を行った上で、海岸保全施設、まちづくり、ソフト対策を適切に組み合わせた「多重防災型まちづくり」を基本的な考え方に据え、各般の施策を推進していくこととしています。	C (趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
638	8 その他				浸水地域から高台への移転は、住民の意向を尊重するとともに、移転費用は単純な買い上げ措置によるのではなく、浸水地を借り上げて、その収入を個人から集めなおして高台造成資金の一部とし、あるいは高台への移転者の住居の借料に充当する。		高所移転も含めた復興のまちづくりについては、被災市町村において、住民の合意形成に基づくまちづくり計画の策定が進められているところです。 県としては、防災集団移転促進事業の拡充(補助限度額のかさ上げ、被災した土地の被災前の価格での買い取り、住宅建設資金の給付、採択要件の緩和、補助率の引上げ、早期住宅移転と従前地の換地集約・市街地再編を図るための土地区画整理事業との組合せによる制度改善等)を国に対して要望しています。	D(参考)
639	8 その他				岩手には、昔から妖怪物語や龍、豊富な自然に囲まれ、多くの地神と海神がいる。今日の経済発展から、学んだのは人間の性ではないか。結局、欲にかられ、酒に溺れ、楽をして、心、精神を蝕まれ、地震がそれに呼応したと考える事もできるのではないか。 岩手の復興でぜひ、そういったスピリチュアル的なものを取り入れて欲しい。		本計画では、第2章「復興の目指す姿と3つの原則」の中で「犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承する」と記載し、地域の人たちの心や歴史を大切にしながら復興の取組を進めていくことにしています。	D(参考)
640	8 その他				今回の大震災において燃料供給に大きな障害が生じたところであり、この対策については市町村単位レベルでは、困難であることから、県レベルで対応を打ち出すべき。		災害対策基本法に基づく岩手県地域防災計画について、東日本大震災津波における対応を検証しながら見直しを行う予定としており、いただいた御意見については、同計画の見直しの検討の際に参考にさせていただきたいと考えます。	D(参考)
641	8 その他				岩手県の政治の中心、行政機関である県庁及び立法機関である県議会を現在の盛岡市から一時的に(10年～15年くらいの間)釜石市に移してはどうか。		県では、現地の要望に即座に対応するとともに、本庁と市町村の橋渡しに役割を担う機関として、広域振興局を設置しているところです。 今後も、広域振興局を通じて、現地に状況等を踏まえた具体的な支援活動を行っていきます。	D(参考)
642	8 その他				洋野町の復興計画では、漁民への補償などの記載しかされておらず、十勝沖地震などにより今回以上の津波が来た場合の対応が書かれていない。 防災技術専門委員会では、今後起きる地震の確立について確認しているのか。 あまり復興に前のめりにならず、直近で起きる可能性がある地震等に対してしっかりと防災計画を立てるよう、市町村を誘導できないか。		津波防災技術専門委員会では、津波対策の基本的な考え方、方向性を基本計画の中で示したところです。防潮堤などの海岸保全施設の整備については、過去の最大津波高さを目標とすることが望ましいが、地形条件や環境に与える影響や費用面などで、必ずしも海岸保全施設のみによる津波対策は現実的でない場合があるとしています。 このため、「海岸保全施設」「まちづくり」「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図ることとしています。 県では、こうした考え方に基づき、復興まちづくり計画を策定する市町村に対して、まちづくりのグランドデザインを示すとともに、国が行う市町村への計画策定支援と併せて、人的、技術的支援を計画策定にあわせて行っているところです。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
643	8 その他				<p>大震災によって人々が避難を余儀なくされ、動物を管理できない状態になっている。これを期に人間と動物の関係を見直し、今までと違う形で人と動物が共生できるように、行政のあり方も変えていくべき。</p> <p>昔から動物には、危険を予知する能力があるとされている。人間がそれを参考にして難を避けたりという話もある。せっかく動物に予知能力があっても、つながれたり、室内に閉じ込められている状態では、人が行動を観察する事はできない。災害の時ぐらい動物に対するしめつけを、緩和すべき。</p> <p>震災を期に被災地を特区にして、動物を保護する行政をすべき。</p>		<p>動物愛護及び管理施策の推進に当たっては「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づく岩手県動物愛護管理推進計画により取り組んでいるところですが、国においては、平成24年度を目途に、制度の大幅な見直しが行われる予定です。</p> <p>県としては、被災地を動物保護の特区とすることは困難と考えますが、国の制度改正の動向も踏まえながら、人と動物が共生できる社会づくりに向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>	D (参考)
644	8 その他				<p>「いのち」を守るため、奥州市水沢区に県立大学医学部医学科を創設すべき。</p>		<p>本県は、全国的に見ても医師不足が著しく、医師確保対策は県政の最重要課題と考えているところです。</p> <p>御意見のありました岩手医科大学のほかに国公立大学の医学部を設置することについては、現在の国の動向や岩手県の財政状況等から見て、極めて困難であると考えられます。</p> <p>このようなことから、本県出身者の岩手医科大学への進学を支援するため、同大の入学定員の拡大に呼応して地域枠(15名)を創設し、国立大学並みの学費負担により修学することができ、かつ、将来、県内の公的病院等に勤務することにより返還が免除となる奨学金の貸与を行っているほか、同大のみならず、全国の大学医学部への進学を容易にするため、医師養成のための奨学金制度の拡充に努めており、平成22年4月時点においては、上記制度のほか、岩手県医療局が行う医師奨学資金制度及び岩手県国民健康保険団体連合会が行う市町村医師養成事業による奨学金制度と合わせて55名の新規貸付枠を確保しているところです。</p> <p>また、国に対しては、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている岩手医科大学医学部に対して、他県と同様の医師養成環境とするため、国立大学医学部に準じた財政支援を求める要望を行うなど、様々な角度で医師の養成・確保のための取り組みを進めているところですので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、現在において、医学部新設の予定はありませんが、看護学部においては、高度医療に従事する看護師の養成や、同大学院では、がん・老人・小児分野の教育課程を設置しており、今後も看護師を育成していきたいと考えています。</p>	E (対応困難)
645	8 その他				<p>県には、もっと中央の政治家たちを動かすくらいの勢いで復興の陣頭指揮をとってもらいたい。</p>		<p>県は、復興の主体である市町村を積極的に支援するとともに、復興のために必要な制度や財政措置を国に提案してきました。今後も円滑に復興が進むよう働きかけていきます。</p>	D (参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
646	8 その他				所有する農地を国または県で買い取ってもらい、農地を宅地化し、移住できる方がいたら住んで欲しい。		今回の大地震、大津波により、沿岸部の市街地が壊滅的な被害を受けており、市街地と農地の入れ替えなど、大幅な土地利用計画の見直しが必要となる場合が想定されます。新たな居住地を確保する中で農地の宅地化も必要となることから、県としても国に対して必要な支援措置を求めているところです。	C(趣旨同一)
647	8 その他				復興には莫大な国家予算を使うため、火力発電所の建設や米軍基地への一部開放など国のために必要な事は受け入れる度量も必要ではないか。		復興に向けた国からの要請等については、社会的要件や地理的要件など、様々な要件を勘案して個々に判断していきたいと考えています。	F(その他)
648	8 その他				防災・減災のために県内全世帯への電池式携帯ラジオの普及が重要であることを打ち出し、出来れば全世帯へラジオを配備する施策に取り組んで欲しい。		県内全世帯に対してラジオを配備することは難しいものの、防災・減災のため、関係部局等と連携して、電池式携帯ラジオの普及促進に努めていきます。なお、今回の東日本大震災津波の災害では、これまで内閣府や日本財団等の支援を受けて、被災市町村の住民には、電池式の携帯ラジオを配備したいと考えています。	D(参考)
649	8 その他				国道の主要トンネル内でもFM放送が聴取できる環境整備を図って欲しい。		災害等に備えて、国及び関係部局等と連携しながら、国道の主要トンネル内でもFM放送が聴取できるよう整備促進を働き掛けていきたいと考えています。	C(趣旨同一)
650	8 その他				平泉や一関など内陸と三陸沿岸を結ぶ主要道路と、市街地商店街路等に自転車レーンを設け、渋滞緩和を図ったり、イベントの開催による観光客誘客に取り組んではどうか。		内陸地域と三陸沿岸地域を結ぶ高規格幹線道路は、復興道路と位置付け、その早期整備を国に要望しているところです。また、三陸沿岸への観光客誘客の提案については、三陸沿岸観光を、今後再構築する上での参考とさせていただきます。	D(参考)
651	8 その他				インフラ復興関係について、公共施設等の建設、維持管理等を民間の資金、経営能力及び技術的能力をフルに活用し、スピード感を持って実行しインフラ整備をすべき。 道路や港湾等などの一部利用は適さない部門も考えられるが、文教施設、文化施設、福祉施設、医療機関等の建築物についてPFI法に基づき、民間の活力を十分活用し建設すること。		PFIなど民間の力を活用した復興策は、非常に重要だと考えており、今後の事業実施の際に活用を検討していきます。	D(参考)
652	8 その他				現在残る既存事業や、復興すべき事業・産業を分野ごとに一元化し、企業単位・個人事業者単位で並列化し産業グループ株式会社として成立させ、被災民を従業員として雇用する。 また、産業別に組み立てた企業グループを、統合し総合商社として、新しい統合した財閥を形成してはどうか。		PFIなど民間の力を活用した復興策は、非常に重要だと考えており、今後の事業実施の際に活用を検討していきます。	D(参考)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
653	8 その他				この「復興基本計画」は後世まで残るものなので、当然「資料価値」もある。その意味から、「明治三陸大津波」「昭和三陸大津波」と今回の大津波の比較表を是非掲載してほしい。 たとえば大地震発生、大津波襲来の時刻(明治は夜8時頃、昭和は朝3時頃に津波が襲来している)によって、死者・行方不明者に微妙に影響する。今回は午後3時過ぎという明るい時間であったことが避難する側に有利に働いたことは充分考えらる。 今後の対策を立てる上でも、災害発生時間との関係をよく知っておく必要があると思う。		復興基本計画の参考資料として、津波防災技術専門委員会における「被害状況の分析と技術的考察」の結果を掲載します。	B(一部反映)
654	8 その他				福島原発事故を踏まえ、原発からのすみやかな撤退を県として国に求めること。福島原発事故の原因と被害の状況について全面的な情報公開を求めること。		原子力発電については、今回の原発事故の速やかな事態の収束と検証を行いつつ、国民的な合意のもとに、国としてのエネルギー政策が決定されるべきものと考えています。なお、国に対しては、速やかな事態の収束や事故の情報とその検証結果を速やかに透明性高く公表することなどを、北海道・東北各県と連携のうえ要望しています。	D(参考)
655	8 その他				放射能汚染による被害はもとより、風評被害に対する全面補償を県として東京電力に求めるべきである。		基本的に原発事故に係る被害等については、幅広く東京電力が賠償責任を負うべきものと考えており、市町村や関係機関・団体と連携して、十分な賠償等が得られるように取り組んでいきます。 また、国に対しては、風評被害を含めて責任をもって賠償等が行われるように、必要な措置を講じるように求めています。	D(参考)
656	8 その他				今回の震災で地震被害が少なかったのは、気仙地方の大工をはじめとした人々の工夫があったからではないか。気仙大工の技法・技術・伝統を後世に伝えるべく若手の大工技能者を育成すべき。		地域に伝わる大工の技法、技術、伝統の継承は、住宅産業の活性化の観点からも重要な事項であり、復興計画として特出しするのではなく、「いわて県民計画」の中で継続して取り組んでいきます。	D(参考)
657	8 その他				気仙地域の復興住宅は、気仙大工の技を生かした住宅仕様として統一し、特色ある町並みとして再生する方向で検討していただきたい。 そのためのたたき台は、大船渡市・陸前高田市・住田町の関係機関・部署ならびに関係団体(事業協同組合、建設労働組合等)の協力を得て住民に提示。計画作成後、新築、改築で「気仙大工住宅」に協力の得られる場合、一定額の「支援金」を上積みする。 気仙大工の技の継承が、震災によって、いっそう困難になっている現状を打開するため、気仙地域の自治体主導で、「気仙大工」の養成訓練機関・施設を設立する。今後の住宅需要の増加(失業対策と職業訓練の場の確保が可能)と地域経済の活性化を短期・長期的な視点で考慮するならば、ニーズは存在するし、関係諸機関の英知を結集すれば各種助成金の活用等で設立可能であると考え。		地域に伝わる大工の技法、技術、伝統の継承は、住宅産業の活性化の観点からも重要な事項であり、「いわて県民計画」の中で継続して取り組んでいきます。 また、各市町村や関係諸機関との連携を深め、地域の実情に配慮した特色ある町並みの再生に寄与するよう取り組んでいきます。	D(参考)
658	8 その他				沿岸の被災地域では、自治体の規模に差があるうえ、男女共同参画センターも無い状況です。小さくてもよいので、総合的な女性(男性)・子どもの相談窓口機能を沿岸地域に複数整備してください。		県北・沿岸広域振興局等(久慈、宮古、釜石、大船渡)に「被災者相談支援センター」を開設し、様々な被災者からの相談・問い合わせに対応しています。	C(趣旨同一)

岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案) 意見検討結果一覧表

(1) 郵便、ファクシミリ、電子メールで寄せられた意見

番号	大区分	中区分	小区分	細区分	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方) ※計画策定(8月)時点での回答となっています。	決定への反 映状況
659	8 その他				復旧・復興に伴う法的トラブルを回避・解決するため、住民への啓発を行い、業者を監督するとともに、速やかな被害回復がなされるよう相談体制の整備を行うべき。		平成23年7月28日から、県北・沿岸広域振興局(久慈、宮古、釜石及び大船渡)を中心拠点とする被災者相談支援センターを開設し、被災者の生活再建に向けた総合的な相談支援を開始したところです。 センターでは、各地区2名、計8名の専任相談員を配置したほか、消費者庁の制度を活用し、弁護士、司法書士、建築士等の専門家を輪番で各窓口配置しています。	C (趣旨同一)
660	8 その他				震災からの復興に使える既存の或いは新規規定の各種事業・制度について、事業・制度を整理リスト化し、ホームページリンクを付け県のホームページで公表して欲しい。 また、各市町村や地域振興局に、相談できる専門職員を配置して欲しい。		県のホームページに、『岩手県災害総合窓口』を通じて、各種相談窓口のご案内や各種制度のご案内を掲載しているところですが、今後とも県の復興に係る各種の情報をお知らせしていきます。 また、平成23年7月28日から、県北・沿岸広域振興局(久慈、宮古、釜石及び大船渡)を中心拠点とする被災者相談支援センターを開設し、被災者の生活再建に向けた総合的な相談支援を開始したところであり、同センターでは、各地区2名、計8名の専任相談員を配置したほか、消費者庁の制度を活用し、弁護士、司法書士、建築士等の専門家を輪番で各窓口配置しているところです。	C (趣旨同一)
661	8 その他				市町村の住民への情報提示について、技術的、人力的、資金的に支援して欲しい。 また、県のホームページに市町村のホームページリンクを張るだけでなく、市町村の取組を県のホームページでも掲載して欲しい。(県内各市町村の取組状況を住民レベルで一見出来る。県のホームページに記載するからと言えば市町村の取組も具現化加速するかも?)		県のホームページに、『いわて防災情報ポータル』を通じて、沿岸市町村における被災後の各種手続き、生活関連情報などについてお知らせしているところですが、今後とも『いわて防災情報ポータル』や『いわて復興ネット』などを活用して市町村の復興に係る情報をお知らせしていきます。	C (趣旨同一)